

平成19年 9 月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成19年 9 月11日 開会

平成19年 9 月20日 閉会

横 芝 光 町 議 会

平成 19 年 9 月横芝光町議会定例会会議録目次

第 1 号 (9 月 11 日)

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	1
職務のため出席した者の職氏名.....	2
開会の宣告.....	3
開議の宣告.....	3
会議録署名議員の指名.....	3
会期決定の件.....	3
諸般の報告.....	3
発議第 1 号の上程、説明.....	8
議案第 1 号ないし議案第 12 号の上程、説明.....	9
休会の件.....	46
散会の宣告.....	46

第 2 号 (9 月 18 日)

議事日程.....	47
本日の会議に付した事件.....	47
出席議員.....	47
欠席議員.....	47
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	47
職務のため出席した者の職氏名.....	48
開議の宣告.....	49
諸般の報告.....	49
議案第 13 号ないし議案第 15 号の上程、説明.....	49
一般質問.....	51

森川 忠君	51
伊藤 圀樹君	59
越川 洋一君	76
杉森 幹男君	91
鈴木 克征君	102
休会の件	114
散会の宣告	114

第 3 号 (9 月 2 0 日)

議事日程	115
本日の会議に付した事件	116
出席議員	116
欠席議員	116
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	116
職務のため出席した者の職氏名	117
開議の宣告	118
諸般の報告	118
一般質問	118
齊藤 隆君	118
川島 富士子君	133
発議第 1 号の質疑、討論、採決	149
議案第 1 号の質疑、討論、採決	151
議案第 2 号の質疑、討論、採決	151
議案第 3 号の質疑、討論、採決	154
議案第 4 号の質疑、討論、採決	157
議案第 5 号の質疑、討論、採決	158
議案第 6 号の質疑、討論、採決	158
議案第 7 号の質疑、討論、採決	179
議案第 8 号の質疑、討論、採決	180
議案第 9 号の質疑、討論、採決	181

議案第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	183
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	184
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	184
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	191
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	191
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	192
陳情の件.....	192
日程の追加.....	195
発議第 2 号の上程、質疑、討論、採決.....	195
閉会の宣告.....	196
署名議員.....	197

平成 19 年 9 月 横芝光町 議会 定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

平成 19 年 9 月 11 日 (火曜日) 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発議第 1 号について (提案理由説明)
- 日程第 5 議案第 1 号ないし議案第 12 号について (町長提案理由説明)
- 日程第 6 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 (18 名)

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川		忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島		仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	10 番	山	崎	貞	一	君	
11 番	伊	藤	因	樹	君	12 番	嘉	瀬	清	之	君	
13 番	川	島		透	君	14 番	鈴	木	唯	夫	君	
15 番	八	角	健	一	君	16 番	川	島	勝	美	君	
17 番	越	川	輝	男	君	18 番	越	川	洋	一	君	

欠席議員 (なし)

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	理事	鈴木孝一君	
総務課	長	林英次君	企画財政課	長	林新一君
環境防災課	長	布施勇君	税務課	長	並木俊郎君
住民課	長	高蝶文徳君	産業振興課	長	高埜広和君
都市建設課	長	瀬理和夫君	福祉課	長	山本照男君
健康管理課	長	実川薫君	食肉センター	長	土屋文雄君
東陽病院	事務	長	田鍋悦央君	会計管理者	海保清一郎君
教育	長	海保教之君	教育課	長	小堀正博君
社会文化課	長	越川岳君	代表監査委員	大木國臣君	

職務のため出席した者の職氏名

局	長	實川裕宣	書	記	須合京子
---	---	------	---	---	------

開会の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより平成19年9月横芝光町議会定例会を開会いたします。

（午前10時00分）

開議の宣告

議長（八角健一君） 本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長（八角健一君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

3番議員 實川 隆 君

16番議員 川島 勝美 君

を指名します。

会期決定の件

議長（八角健一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日から9月20日までの10日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月20日までの10日間と決定いたしました。

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

次に、陳情の付託についてご報告いたします。

今期定例会に受理しました陳情 2 件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託したので、ご報告いたします。

次に、議員派遣結果報告について、副議長、川島透君からお手元に配付のとおり報告書の提出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、議員、越川洋一君から発議案、町長から議案の送付があり、これを受理したので、ご報告いたします。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、山武郡市環境衛生組合議会について。

議員、齊藤隆君。

〔 5 番議員 齊藤 隆君登壇 〕

5 番（齊藤 隆君） おはようございます。

平成19年第 1 回山武郡市環境衛生組合議会臨時会の報告をさせていただきます。

去る 7 月13日に開催されました平成19年第 1 回山武郡市環境衛生組合議会臨時会の概要ですが、本臨時会では、議長及び副議長の選挙が行われ、議長には山武市の萩原善和氏が、副議長には私齊藤が選出されました。

以上、山武郡市環境衛生組合議会臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔 5 番議員 齊藤 隆君降壇 〕

議長（八角健一君） ご苦労さまでした。

次に、匝瑳市横芝光町消防組合議会について。

議員、伊藤囃樹君。

〔 1 1 番議員 伊藤囃樹君登壇 〕

1 1 番（伊藤囃樹君） 匝瑳市横芝光町消防組合平成19年 7 月臨時会の報告でございます。

7 月25日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合平成19年 7 月臨時会の概要を報告させていただきます。

議案審議に先立ち、本臨時会において副議長に当町の私伊藤が選出をされました。

本臨時会に提案された案件は 3 議案であります。

議案第 1 号は、匝瑳市横芝光町消防組合職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、道路交通法の一部改正に伴い、別表出場手当の支給額の字句等を整理するもので

あります。

議案第2号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、建築基準法施行令及び消防法施行令の一部改正に伴い、関係条文の整理をするものでございます。

議案第3号は、匝瑳市横芝光町消防組合監査委員の選任についてであります。

本案は、当町の若梅喜作氏の監査委員の選任について、組合議会の同意を求めるものであります。

提案されました3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合平成19年7月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔11番議員 伊藤囿樹君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、八匠水道企業団議会について。

議員、川島透君。

〔13番議員 川島 透君登壇〕

13番（川島 透君） 8月9日に開催された平成19年8月八匠水道企業団議会定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に提案された案件は、2議案であります。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、八匠水道企業団職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、管理職手当の条文を整理するものです。

議案第2号は、平成18年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支における収入については13億2,625万4,669円で、内訳は給水収益を主とする営業収益8億7,561万7,950円、構成市町及び県補助金等営業外収益4億5,063万6,719円であります。

一方、支出については13億6,149万2,594円で、内訳は九十九里水道企業団に支払った受水費や施設管理費及び職員人件費等営業費用12億7,215万3,366円、企業債利息や消費税等営業外費用8,599万8,399円、特別損失334万829円であります。

この結果、3,523万7,925円の純損失となりました。この主な要因は、匝瑳市、横芝光町補助金及び県補助金の減であります。

また、資本的収支における収入については、企業債や給水申込納付金等6,086万240円、支

出については、配水管敷設工事や改良工事で2,702万2,000円、企業債償還金2億6,043万105円であります。

なお、収入額が支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金で補てんをしたものであります。

提案されました2議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成19年8月八匠水道企業団議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔13番議員 川島 透君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、山武都市広域水道企業団議会について。

議員、嘉瀬清之君、お願いします。

〔12番議員 嘉瀬清之君登壇〕

12番（嘉瀬清之君） おはようございます。

平成19年山武都市広域水道企業団議会8月定例会の報告をさせていただきます。

8月20日に開催された平成19年山武都市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は4議案です。

議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、内容は、企業会計システム借り上げ経費の債務負担行為の期間、平成19年度から平成23年度までを、平成24年度までの期間に変更したものです。

議案第2号は、補正予算を専決処分したことから、その承認を求めるもので、内容は、資本的支出の建設改良費の既決予定額に557万を補正し、11億3,001万8,000円としたものです。

議案第3号は、平成18年度山武都市広域水道企業団水道事業会計決算の承認であります。

収益的収支についてですが、収益的収入は57億3,049万8,563円で、内訳は給水収益を主とする営業収益40億9,930万961円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益16億3,119万7,602円であります。

一方、支出は、55億5,746万1,954円で、内訳は九十九里水道企業団に支払った受水費、施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用54億1,940万9,907円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用1億2,350万196円、特別損失1,455万1,851円であります。

この結果、1億7,303万6,609円の純利益が計上されました。

また、資本的収支における収入は、企業債や国庫補助金並びに工事負担金3億1,850万2,138円で、支出は配水管敷設工事や改良工事の建設改良費7億3,739万8,104円、企業債償

還金 6 億4,157万9,378円であります。

なお、収入額が支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんしてあります。

議案第 4 号は、平成19年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算であります。

本案は、資本的支出の建設改良費の既決予定額に523万5,000円を補正し、11億3,525万3,000円に、また東金配水場運転管理業務委託の期間及び限度額の債務負担行為を追加するものであります。

提案されました 4 議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成19年度山武郡市広域水道企業団議会 8 月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔 1 2 番議員 嘉瀬清之君降壇 〕

議長（八角健一君） 次に、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。

議員、鈴木克征君、お願いします。

〔 8 番議員 鈴木克征君登壇 〕

8 番（鈴木克征君） おはようございます。

8 月23日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成19年 9 月定例会の概要を報告いたします。

本定例会に提案された案件は、3 議案です。

議案第 1 号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員法の育児休業等に関する法律の一部改正に伴って、新たに加えられた育児短時間勤務について条例に追加すべく条例の整理をしたものであります。

議案第 2 号は、平成18年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入は 9 億4,423万1,477円で、内容は市町負担金 6 億1,177万円、火葬場使用料及びごみ収集手数料 1 億6,360万1,950円、そのほか繰入金、繰越金等です。

歳出は 8 億6,315万8,124円で、内容は人件費等総務費 1 億8,350万5,673円、火葬場及び清掃事業費 4 億5,411万1,960円、地方債償還金 2 億2,542万6,884円等であります。

この結果、歳入歳出差し引き残高8,107万3,353円は、翌年度に繰り越すことになりました。

議案第 3 号は、平成19年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算であります。

本案は、火葬場及び清掃工場敷地内ののり面及び道路の崩壊に伴う復旧のための工事請負費250万円の補正予算であります。

提案された3議案は、いずれも原案のとおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成19年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） はい、ご苦労さまでした。

最後に、山武郡市広域行政組合議会については、配付資料のとおりでありますので、報告を省略いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

発議第1号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第4、発議第1号についてを議題といたします。

提出者、提案理由の説明を求めます。

越川洋一君。

〔18番議員 越川洋一君登壇〕

18番（越川洋一君） それでは、発議第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「2万円米価」を保障する制度確立を求める意見書についてであります。

千葉県横芝光町は、合併を契機に「地産地消食育推進宣言」を行い、元気な地域農業を取り戻すため努力をしております。

町の農地の75%は水田で、それも湿田であり、転作条件がなく、打ち続く減反政策は重く農家にのしかかってまいりました。また、米価について、農家のアンケートの結果は、41%が地域の労働者の最低賃金は保証する米価を望みたいと回答いたしました。

ところが、水よりも安い米価。水は500ミリリットル120円前後ですが、同じペットボトルに精米を入れると約3合入るので100円前後になります。その中で、懸命に米づくりに取り組んでおります。

しかし、明るい見通しはなく、稲作経営の将来に不安を深めるばかりです。

政府は、こうした事態をよそに包括的な自由貿易協定であるEPA交渉をオーストラリアと進めています。財界は「食料自給率引き上げは限界があり、輸入による食料安定供給には

E P Aが有効」と推進をあおります。

しかし、このまま市場開放を進めれば価格はさらに下落し、食料自給率は12%に、砂糖や小麦は壊滅的、米は90%の減、農水省の試算。日本に農業がなくなる事態であります。

W T O協定受け入れと同時にスタートした食糧法のもと、米価の下支え機能がなくなりました。米価はピーク時の1俵2万2,706円から現在では1万2,000円を下回るなど、1万円近くも下落しております。稲作農民の日給は、04産米価1俵1万5,711円で、1日当たりの労賃は2,959円です。農水省の生産費調査による生産原価は1万7,205円ですが、労働者が求める最低賃金の日給8,000円で計算すれば、米価は1俵2万円になります。

自給率の向上と安全な食の願い、農業生産の多面的機能、人々の生存を支える、国土を支える、文化の基礎を支える、地域と経済を支える、そうした重要な役割から見て、稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を保証するため、国の責任で1俵2万円に米価を支える制度を確立され、食料自給率向上されるよう、国会及び政府関係機関に対し意見具申するものであります。

よろしく願いいたします。

〔18番議員 越川洋一君降壇〕

議案第1号ないし議案第12号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第5、議案第1号ないし議案第12号についてを一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、政務報告をさせていただきます。

本日ここに、平成19年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節ご多忙の節にもかかわらず、ご参集を賜り誠にありがとうございます。

平素より、議員各位を初め町民の皆様には、町行政の推進に当たり、格別なるご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

今年の夏は、全国各地で最高気温を更新するなど大変な猛暑となり、町民の皆様も健康を保持するのに苦労した夏となりました。更に、高温による農作物の被害も心配していたところではありますが、幸いにも、稲の生育は順調そのもので、刈り取り作業もほぼ終了し、農家

の皆さんにとっても一段落しているところではないかと思っております。

また、先週の7日未明に小田原地方に上陸し、東日本を縦断した台風9号は、多くの地域に被害をもたらしたとのことでありますが、幸いにも、当町では特に大きな被害はなく、ひと安心しているところであります。

さて、去る7月29日に執行された第21回参议院議員通常選挙では、与党である自民党が大敗し、国会でのねじれ現象が生じており、今後の政局が懸念されているところではありますが、国民主体の国政となることを切に望むものであります。また、今回の選挙の大きな争点となった「年金問題」であります。つい最近も、社会保険庁職員や事務を委託されていた市町村職員による国民年金保険料の横領事件がテレビ・新聞などで報道され、更なる大きな社会問題となっています。この問題については、千葉県内においても、いくつかの自治体で職員による不祥事が報道されましたが、旧町時代から当町においてはこのような事例は全くなかったことをここにご報告させていただきます。

今後も、全職員の更なる「綱紀粛正」を図り、町民の皆さんに信頼される役場となれるよう努力を重ねるとともに、「未来を創る住民の視点で！」を信条とし、住民サービス並びに住民福祉のより一層の向上と、地域格差のない均衡あるまちづくりを目指したいと考えておりますので、議員各位にもご理解・ご協力のほどよろしくお願いを申し上げる次第であります。

それでは議会開会に当たりまして、現在の町の動き等諸般のご報告を申し述べさせていただきます。

初めに、平成18年度の各会計ごとの決算の状況について申し上げます。

まずは、一般会計についてであります。平成18年度一般会計の決算規模は、歳入総額が前年度対比13.3%減の92億4,502万円、歳出総額は前年度対比10.9%減の89億1,678万円となり、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた実質収支額は、3億2,196万円となりました。

主な財政指標については、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が92.8%と前年度と同じ指標ではあったものの、近年は、扶助費などの経常的な経費の支出増に加え、地方税や三位一体改革による普通交付税の減額の影響もあることから、全国的にも悪化の傾向にあり、財政の硬直化が懸念されているところであります。

また、新たな指標の実質公債費比率は、公営企業や一部事務組合の元利償還金への一般会計繰出金等を算入した実質的な起債制限比率を示すもので、当町は12.8%と対前年度比較で0.3ポイントの減となり、地方債の発行に国の許可を必要とする18%を下回っているものの、今後、合併特例債等の事業借り入れに伴う公債費の推移には、十分留意していく必要がある

と考えております。なお、財政調整基金等の一般会計における基金残高は、前年度から3億2,172万6,000円増加して、31億3,289万8,000円となり、一方で、借金である地方債残高は756万6,000円減の85億5,324万6,000円となりました。

このような状況の中にあつて、合併初年度の新町の事業としては、合併協議に基づく事業を初め、横芝中学校改築事業等の重点課題に取り組んだところでございます。

平成18年度の各事業の決算詳細につきましては、後ほど改めてご報告申し上げますが、公約として掲げました子育て支援の一助としての「小学校6年生までの医療費の完全無料化」をいち早く実現できましたことは、ひとえに議会のご理解の賜物であるものと感謝を申し上げる次第であります。

今後も、道整備交付金や合併特例債を財源といたしました大型建設事業を予定しているところではありますが、どの事業も将来の横芝光町にとっては必要不可欠な事業でありますので、今後も引き続き、自主財源の確保とともに、事業の重点選別や事務の簡素合理化に徹し、財政の健全性の確保に努めるなど、将来の横芝光町の基盤づくりを、議会のご理解をいただきながら、進めてまいりたいと考えておる次第であります。

続いて、国民健康保険特別会計についてであります。平成18年度の国民健康保険特別会計は、歳入総額が32億540万8,000円、歳出総額は29億6,058万9,000円となり、形式収支では2億4,481万9,000円の黒字となりましたが、前年度繰越金や法定外繰入金を差し引いた実質単年度収支では、6,796万7,000円の赤字となりました。

なお、歳出の3分の2を占める保険給付費の総額は19億2,876万円で、前年度と比べて2%強の伸びと、比較的落ち着いた傾向となりました。

また、歳入においては、現年度分の国民健康保険税が、17年度決算に比べて収納率でわずかに下回ったものの、8,871万円を上回る額が確保できたほか、国の特別調整交付金、いわゆる「特々調」を前年度と同額の4,400万円を獲得するなど、積極的に財源の確保に努めたことから、予定していた財政調整基金の取り崩しは行わず、平成18年度末の基金保有額は1億6,000万円となりました。

しかしながら、国保による実施が義務化された「特定健診・特定保健指導」や「後期高齢者医療制度」の創設等、国保財政に大きな影響を与える制度改革が、平成20年度から実施されることから、引き続き予断を許さない厳しい財政状況にあり、今後も、医療費の動向を的確に把握しながら、医療費抑制対策を着実に推進し、国保財政の安定運営を図ってまいり所存であります。

次に、老人保健特別会計についてであります。平成18年度の老人保健特別会計は、歳入総額が20億9,403万1,000円、歳出総額は20億7,060万4,000円で、収支差引2,342万7,000円を平成19年度で精算することとなりました。

平成18年度の老人医療給付費総額は、19億6,782万9,000円で、前年度と比較して、金額で8,547万円、率で4.2%のマイナスとなりました。しかしながら、老人医療受給者数は年々減少しており、1人当たりの医療給付費は、平成17年・18年度とも52万円強で推移していることから、実質的にはマイナスとは言えず、決して楽観できるものではないと判断しております。

今後、訪問巡回指導を初め、転倒・寝たきり予防教室や水中ウォーキング教室など、関係部局と連携をとりながら、高齢者の健康づくり事業を積極的に推進し、老人医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。平成18年度介護保険特別会計は、歳入総額13億8,865万7,000円、歳出総額12億6,951万7,000円となり、差引収支額は、1億1,914万円の黒字となりましたが、保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金実績額を上回ったため、精算により、平成19年度においても6,253円の返還をすることになりましたので、今議会において、平成19年横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)案に計上させていただきました。

歳入における介護保険料は、前年度決算と比較すると3,589万円の増、率では18.5%の伸びとなり、徴収率は97.1%となりました。

また、歳出の90%を占める保険給付費は、前年度決算と比較すると472万円の増、率では0.4%の伸びにとどまり、比較的安定した会計運営となりました。

なお、介護認定者は、平成19年3月31日現在で848人、前年対比1.1%の伸びとなりましたが、制度改正により施設入所者の食費、居住費が自己負担となったことから、保険給付費の伸びが抑えられたものと考えております。

しかしながら、平成19年度における介護認定申請件数は、前年度同時期と比較すると増加傾向にあり、今後の高齢化率を考慮すると予断を許さない状況となっております。

続いて、農業集落排水事業特別会計についてであります。平成18年度農業集落排水事業特別会計は、歳入総額が5,855万5,000円、歳出総額は5,483万円で367万5,000円の繰り越しとなりました。

平成18年度の歳入の主な項目については、施設使用料と一般会計からの繰入金であります。

また、歳出の主な項目については、維持管理費と起債償還金であり、人件費を除く維持管理費は、おおむね使用料収入で賄えております。

今後も、引き続き宅内接続工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めてまいりたいと考えております。

続いて、食肉センター特別会計についてであります。平成18年度東陽食肉センター特別会計は、歳入総額が2億4,163万9,000円、歳出総額は1億8,714万4,000円で、実質収支額は5,449万5,000円となりました。

また、平成18年度のと畜頭数については、牛は前年度より648頭減の2,838頭でありましたが、豚は前年度より3,987頭ふえ、14万2,815頭でありました。

最後に、病院事業会計についてであります。平成18年度の横芝光町病院事業会計は、収益的収支・資本的収支を併せた歳入総額で13億15万円、歳出総額は13億6,343万円で、実質収支は6,328万円の赤字ではありますが、赤字額は前年度よりも3,652万円ほど減少しております。

次に、患者数についてであります。入院数は延べ2万7,698人で、前年度より339人増加しております。また、外来数は延べ5万565人で611人の減少となっております。

平成18年度は大幅な診療報酬の引き下げ改定があり、これに伴った収入減による赤字額の増加が懸念されたところではありますが、主要科目である内科の医師も従来どおりの人数が確保できたことと、入院患者数の増加が赤字額の減少につながったものと思われま

す。続きまして、各種諸事業の進捗状況等について申し上げます。

初めに、今年の4月1日にオープンし、好評をいただいている「町民サービスセンター」の利用状況についてであります。オープン当初の取扱い件数は、月に600件程度でありましたが、現在では周知されてきたこともあり、毎月1,000件以上の取り扱いがあります。

6月は、1,085件、7月は1,908件、8月は1,210件の利用がありました。また、収納額についても、6月が1,642万7,000円、7月が2,155万円、8月は1,286万2,000円と、毎月1,500万円前後の取り扱いがあります。

利用者からも、土曜・日曜と、夜8時までの開設は大変好評をいただいております。今後も一層の利用促進を図り、町民サービスの向上に努めてまいりたいと考えています。

続いて、総合計画策定についてであります。現在、住民アンケート結果をもとにまちづくり住民会議や各種団体インタビューを通じ、町民の意見を伺いながら総合計画審議会と庁内調整委員会において策定作業を進めております。このたび総合計画審議会から、基本構

想(案)についての中間報告があり、その詳細につきましては、先の議会全員協議会でご説明させていただきました。

今後の策定スケジュールとしては、今回の基本構想(案)をもとに、町民意見をお聞きするパブリックコメントを実施し、最終的な取りまとめを行い12月議会に提案できるよう準備を進めておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、「まちづくり懇談会」の開催についてであります。町では、情報公開の一層の推進を図るとともに、住民の視点で行政需要を的確に把握し、住民と行政が協調したまちづくりを進めることを目的に「まちづくり懇談会」を開催しております。「懇談会」でのご意見・ご要望については、できるだけ翌年度の事業予算に反映できるよう、毎年10月に実施しておりますが、昨年度は、合併初年度であったことから、各小学校単位の7カ所で、主に夕方から夜にかけて実施いたしました。

しかしながら、各会場ともに参加人数が非常に少なく、参加していただいた皆さんからも批判が出るなど、反省点の多い懇談会となってしまったことから、今年度は、どなたでも参加できるよう、10月13日の土曜日に町文化会館で、また翌14日の日曜日に町民会館で開催することにいたしましたので、議員各位にもご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、開催通知については、9月初旬に各行政総務員の皆さんに回覧依頼文等を発送し、できるだけ大勢の方々に参加していただくよう周知をお願いしたところであります。

続いて、防災関係についてであります。7月14日から15日にかけて関東地方を通過した台風4号により、土砂崩れ3カ所及び床下浸水9戸、その他道路の冠水等が発生したため、15日早朝に「災害対策本部」を設置し、浸水家屋並びに道路の冠水箇所等の排水作業及び土砂崩れ箇所ののり面保護作業を行いました。幸いにも、けが人等の人的被害及び建物の倒壊等、物的被害はありませんでした。

また、9月7日未明に小田原市に上陸し、東日本を縦断した台風9号については、倒木による一部道路の通行止めや一部地域での停電などはありましたが、その他、特に大きな被害はありませんでした。

なお、来る10月14日には、町全域を対象に防災訓練を実施する予定ですので、ご協力をお願いいたします。

次に、環境関係についてであります。匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ処理施設については、現在、匝瑳市、旭市及び銚子市で進めている東総地域ごみ処理施設が完成後は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合のごみ処理施設は廃止することとなっており、当組合に加入して

いる当町の光地域のごみ処理は、山武郡市環境衛生組合で、また、多古町は、北総西部衛生組合に加入して処理する予定になっています。そうした中で、去る7月5日に、東総地域ごみ処理施設計画の建設予定地が見直しとなり、当初予定していた平成24年度の完成は極めて困難な状況となったことから、匝瑳市ほか二町環境衛生組合の構成市町である匝瑳市、多古町及び当町で話し合いを行い、東総地域ごみ処理施設が完成するまでの間、現組合構成市町で引き続き、ごみ処理施設の運営を行う方針となりました。

また、環境ボランティア活動として、今月の23日の日曜日に、栗山川堤防の草刈やごみ等の清掃を行う「第2回栗山川周辺環境ボランティア活動」を計画しています。去る6月17日の第1回目の環境ボランティア活動では、約500名の皆さんにご協力をいただきましたが、今回も、ふるさとの川「栗山川」の環境保全に多くの皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続いて、福祉関係事業についてであります。9月30日の日曜日に開催予定の「敬老会」については、行政総務員の皆様をお願いして参加人数の把握をしたところ、9月7日現在で、370名の申し込みをいただきました。参加する皆さんに喜んでいただけるような敬老事業にしたいと考えておりますので、関係機関及び団体の皆さんの格段のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、戦没者追悼式についてであります。合併後初めての追悼式典を11月9日金曜日に実施する予定で、現在、準備を進めております。この式典は、合併協議のすり合わせで4年に1度、町主催により催すこととしたものであり、実施に当たりましては、関係各位のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、障害者自立支援法に伴うサービス提供についてであります。昨年4月から、サービス利用量と所得に応じた応益負担となり、一部の利用者のサービス利用を手控える動きが心配されましたが、現在、利用者は増加傾向にあります。また、10月より同法の完全施行がなされ、サービス利用手続きやサービスメニューが大幅に変わったことにより、利用される皆様に大変ご心配をおかけいたしました。関係者の皆様のご理解とご協力により、現在は順調に進んでおります。

次に、介護保険事業についてであります。地域の高齢者を支える地域包括支援センターを核とした介護予防事業も、事業実施後5カ月を経過したところであり、家族はもとより、地域の方々や民生委員等のご協力をいただきながら、確実な成果を上げてきているところであります。

今後も、職員の研修等を重ね、関係機関とのネットワークの充実を図りながら、地域包括

支援センターの機能と介護予防事業の強化を図ってまいりたいと考えています。

続いて、保健事業のうちの「妊婦検診」についてであります。本年6月議会の一般質問において、公費負担による検診回数の充実についてのご質問がありましたが、この検診は、少子化対策、子育て支援の一環として、妊婦の経済的負担を軽減するとともに、妊婦検診の積極的な受診による妊婦の健康管理の向上を図るためのもので、本年10月から公費負担による検診回数を現行の2回から5回に充実したいと考えております。

なお、平成20年度から県下市町村において、公費負担による妊婦検診の回数を5回とする方向で検討がなされている状況ですが、少子化対策、子育て支援に力を入れている当町としては、近隣市町村に先駆けて実施すべく、関係経費を今議会の補正予算(案)に計上させていただきますので、ご理解のほどよろしくをお願いをいたしたいと存じます。

続いて、道路整備事業についてであります。現在町では、新町建設計画に基づき、新町の骨格となる幹線道路や生活道路の環境整備を進めております。特に、新町の一体性の向上を図るために必要な東西方向の道路整備の一つである「粟嶋橋架橋及び取付け道路整備事業」につきましては、平成18年度より地方道路整備交付金・合併特例債事業を導入し、第一期区間として橋梁整備を含む600メートル区間の道路整備を進めているところであります。

この橋梁は、栗山川に架かる100メートル近い長大橋のため、整備を県当局にお願いしていたところであり、県財政の大変厳しい中ではあるものの、当局のご高配によりまして、この整備を「広域基幹河川改修事業」に取り込んでいただけることとなりました。

今後は、県と工事実施のための基本協定を締結し、平成22年度までに完成させる予定であります。

なお、現在の粟嶋橋は橋脚が傾き、床版も沈下し、通行上大変危険なことから、ご案内のとおり8月10日より全面通行どめにしております。日ごろ、利用している皆様にとっては、新井橋や新栗山橋への迂回を余儀なくされるなど、大変ご不便をおかけすることとなっております。一刻も早い現況復旧が望まれております。

このようなことから、復旧工事費を今議会に補正予算として提案させていただきましたが、栗山川を管理している県と復旧工事について速やかに協議等を終了させ、皆さんが安心・安全に通行できるよう一日も早い完成を目指してまいる所存であります。

次に、富下から小田部までの町道0206号線の道路改良事業につきましては、これまでに一部区間で盛土工事等を実施してまいりましたが、計画した当時と交通状況等の変化もあり、また、厳しい財政状況にかんがみ、全体事業費を圧縮するために道路線形・幅員等について、

今後、抜本的な見直しを行っていく予定であります。

次に、観光関係の事業についてであります。第2回の町民花火大会が8月11日の土曜日に行われましたが、山武警察署をはじめ、各種団体のご協力により370名を超す警備体制のもと、約7万人の観衆を集めて開催することができました。

また、町内2カ所の海水浴場は、7月16日から8月19までの36日間開設し、安全協会や防犯協会の皆様方のご協力と、ライフセイバーによる適切な監視のもと、水難事故もなく無事終了することができました。ご協力を賜りました皆様に厚くお礼を申し上げます。

そして、横芝光インターチェンジ南側で、5月から毎月第1日曜日に開催しております実験店舗「チャレンジテント」には、毎回足を運んでくれるお客様も徐々に増えております。今後も、横芝光インターチェンジ周辺の土地利用に関し千葉県に働きかけるとともに、地産地消・食育推進の町を広くPRしてまいりたいと考えております。

次に、教育委員会関係事業について述べさせていただきます。初めに横芝中学校建設事業についてであります。昨日、くい工事・電気工事・機械工事の3工事の入札を執行し「落札候補者」が決定いたしました。

本来であれば、9月上旬までに事務手続きを済ませた上、今議会開会前に契約議案を提出すべきところではあります。建築確認申請が建築基準法改正直後の手続により、思いのほか時間を要する結果となってしまったため、当初計画のとおり契約事務がはかどらなかったことをおわび申し上げます。

なお、昨日の入札結果により、近日中に最終的な資格審査を行い、その結果をもって今議会に契約議決を求め、議案の追加をさせていただく予定でありますので、事情をご賢察のうえ、ご理解くださるようお願いいたします。

また、建築基準法の改正や大手建設会社の指名停止等により、事業のおくれが懸念されることから、少しでも事業の進捗を図るため、平成20年度に発注予定であった「外構工事」を前倒し、本体工事に合わせて同時発注することといたしました。

つきましては、平成20年度予算に計上予定の「外構工事費用」を継続費に含める必要が生じたため、今議会において継続費の増額補正の予算案を提案させていただきましたので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

続いて、社会文化課関係の事業について述べさせていただきます。初めに、8月2日に行われました姉妹町松田町との交流事業についてであります。松田町島村町長を初め、松田町の小学生25組・50名が来町し、白浜小学校の児童と木戸浜海岸をメインに交流事業が行わ

れ、有意義な一日を過ごすことができました。

次に、7月8日から8月19日までの間に行われた「第58回山武郡市民体育大会」についてであります。役員・選手合わせて約400名が参加しました。18種目にわたって競技が行われた結果、総合成績は第5位、種目別では、ソフトテニスと剣道の部で優勝を飾りました。体育協会を初めとする関係者の皆さんに感謝申し上げます。

次に、「町民体育祭」についてであります。今年の体育祭は、10月7日の日曜日に、昨年同様ふれあい坂田池公園陸上競技場を会場に開催いたします。競技方法については、ブロック対抗種目とレクリエーション的な一般参加種目で行いますので、行政総務員を初めとする関係者の皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、「文化祭」についてであります。今年の文化祭は、今年の文化祭は、今年の「産業まつり文化祭」の反省を踏まえ、11月3日・4日に単独で開催いたします。文化の香ただよう町を目指し、文化協会を初めとする関係者の皆さんのご協力をいただきながら実施してまいります。

次に、「指定管理者の指定」についてであります。公共用施設の管理・運営については、民間活力の導入による効率化を図るため、公募による委託を推進しているところであります。今回は、施設が一体化している、光B&G海洋センター及び光しおさい公園(テニスコート・サッカー場・芝生広場)について公募をし、指定管理者選定委員会の審査を経て、株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定候補といたしました。つきましては、「同施設の指定管理者の指定について」を今議会に提案させていただきましたので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、東陽食肉センターについてであります。8月末現在のと畜頭数は、豚で5万6,200頭、牛は1,146頭で、昨年同期と比較すると豚が147頭の減、牛は75頭の増となっております。

また、施設の整備状況についてであります。既に4月5日に発注した大動物施設冷蔵庫・枝肉搬出ラインレール嵩上げ及び交換工事、懸肉室・予冷室冷却設備改修工事は予定どおり完了したところであり、現在は、衛生管理、品質保持等の向上が図れた中で順調に稼働しております。

また、平成20年度以降の施設改修を実施するため、建築基準法により、既存本館建物の耐震診断が必要であるため、専門業者に調査委託したところであります。当初は、昭和43年の建築物であるため補強問題が心配されたところでありますが、耐震基準をクリアできている旨の調査結果でありました。

今後も、施設改修を計画的に実施できるよう万全を期してまいる所存であります。

最後に、東陽病院の運営状況についてであります。医師の退職により、4月から1名体制になっておりました外科の診療については、医師の確保ができたことにより、9月1日からは、医師2名の診療体制が整ったところであり、また、皮膚科については、患者の増加に伴って8月から週2回の診療を行っているところであります。

全国的に医師不足が問題となっている中、東陽病院においては医師の確保ができており、今後も、更なる医療体制の充実を図りながら、地域医療の向上を目指してまいりたいと考えております。

以上、平成19年度の各事業の進捗状況について申し述べさせていただきましたが、議員各位には、今後とも、ご指導ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、引き続きまして、今議会に提案いたしました各議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号の郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。本案は、郵政民営化法の施行により、本年10月1日に日本郵政公社が解散することから、これに伴い改正が必要となる関係条例を一括して整理するため、郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものであります。

議案第2号の指定管理者の指定について(光B & G海洋センター、光しおさい公園)についてであります。本案は、横芝光町公園及び社会体育施設の一部の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めべく提案したものであります。

案第3号の平成19年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)についてであります。本案は、人事異動に係る人件費、庁舎移転に係る本庁舎維持管理事業、自立支援医療費給付事業、保育対策促進事業、妊婦健康診査事業、米需給調整円滑化支援事業、町道2-11号線等道路改良事業、栗嶋橋修繕事業、横芝中学校校舎等改築事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ1億8,213万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億2,222万9,000円とすべく提案したものであります。

議案第4号の平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてであります。本案は、実績報告に基づく過年度療養給付費国庫負担金の清算、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,136

万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,485万7,000円とすべく提案したものであります。

議案第5号の平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。が、本案は、前年度における保険給付費及び地域支援事業費への国、県、社会保険診療報酬支払基金及び町一般会計からの定率による義務的負担金の清算と、人事異動に伴う人件費の調整等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ6,132万2,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億4,849万円とすべく提案したものであります。

議案第6号の平成18年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第7号の平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第8号の平成18年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について、議案第9号の平成18年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第10号の平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第11号の平成18年度横芝光町菅東陽食肉センター特別会計決算の認定についての議案第6号から議案第11号までは、各会計の平成18年度歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めべく、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第12号の平成18年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてであります。が、本案は、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求めべく監査委員の意見を付して提案したものであります。

以上、このたび提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長より細部説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由の説明ですが、ここで休憩をいたします。

再開は、11時25分といたします。

（午前11時10分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時25分）

議長（八角健一君） 提案理由説明を続けます。

次に、担当課長の説明を求めます。

議案第 1 号について、総務課長、林英次君。

〔総務課長 林 英次君登壇〕

総務課長（林 英次君） それでは、議案第 1 号の郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてをご説明させていただきます。

議案つづりの 1 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 1 号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定する。

平成19年 9 月11日提出。横芝光町長、佐藤晴彦。

本案につきましては、郵政民営化法の施行により、この10月 1 日に日本郵政公社が解散して民営化されることから、これに伴い改正が必要となる関係条例、これにつきましては、横芝光町情報公開条例と横芝光町個人情報保護条例でございますが、これらを一括して整理をするため、郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を制定すべく提案したものでございます。

その下の郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の第 1 条では、横芝光町情報公開条例第 7 条第 2 号。また、第 2 条では、横芝光町個人情報保護条例第 6 条第 5 項の規定条文の中の一部を改正するもので、いずれも「及び日本郵政公社」という文言を削るというものでございます。

なお、改正内容につきましては、別紙の議案第 1 号関係資料、横芝光町情報公開条例新旧対照表、横芝光町個人情報保護条例新旧対照表をごらんいただきたいと思います。こちらでございます。よろしいでしょうか。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、1 ページをごらんいただきたいと思います。1 ページの横芝光町情報公開条例新旧対照表では、現行の第 7 条、非開示情報の第……よろしいでしょうか。議案第 1 号関係資料。議長（八角健一君） 皆さんよろしゅうございますか。

総務課長（林 英次君） 議案第 1 号関係資料とうたっておりまして、表紙に横芝光町情報公開条例新旧対照表 P 1、また個人情報保護条例新旧対照表 P 3 とうたっているものでございます。

〔「OK、OK」「いいよ」と言う人あり〕

総務課長（林 英次君） よろしいですか。

それでは、その1ページをお開きいただきたいと思います。

1ページの横芝光町情報公開条例新旧対照表では、現行の第7条、非開示情報の第2号のウの中の一番下、このページが一番下でございますけれども、一番下のアンダーラインを引いてある部分でございます。改正案では、「及び日本郵政公社」を削るというものでございます。

続いて、表の3ページをお開きいただきたいと思います。

3ページの横芝光町個人情報保護条例新旧対照表では、現行の第6条でございます。個人情報取り扱い事務の登録、この第5項、これは次のページになります。6ページになります。一番最後のページでございます。現行では……。

〔「4ページ」と言う人あり〕

総務課長（林 英次君） ごめんなさい、4ページでございます。失礼いたしました。6ページではございません、4ページでございます。失礼いたしました。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

総務課長（林 英次君） 4ページの中段のアンダーラインを引いてある部分でございますけれども、改正案では、同じく「及び日本郵政公社」を削るというものでございます。

また、議案つづりの方に戻っていただきまして、附則では、郵政民営化法が本年10月1日に施行されますことから、これに合わせまして10月1日をもって施行したいというものでございます。

以上が郵政民営化法の施行に伴う関係条例を整理するための条例案でございます。

慎重審議の上、可決承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

〔総務課長 林 英次君降壇〕

議長（八角健一君） 議案第2号について、社会文化課長、越川岳君。

〔社会文化課長 越川 岳君登壇〕

社会文化課長（越川 岳君） 議案第2号 指定管理者の指定についてご説明させていただきます。

指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

現在、光B&G海洋センター、しおさい公園は、サッカー場を除き横芝光町文化スポーツ振興財団に特例措置の指定管理者として運営を委託していますが、平成20年3月末をもって

指定管理期間が満了となるため、新たにサッカー場を含めて株式会社フクシ・エンタープライズを指定管理者として指定させていただきたく、承認を求めるものでございます。

町は、行財政改革を推進中であり、国の法律改正に伴い民間活力を生かした管理による経費の節減を図るべく施設が一体化している光B & G海洋センター及び光しおさい公園について町広報紙、インターネットで指定管理の公募をしたところ、最終的に2社から業務内容の提案を添えて応募申請がありました。

8月8日に開催されました指定管理者選定委員会で、業務、提案内容の審査を経て指定候補とさせていただいたものでございます。

なお、指定の期間は、平成20年4月1日から平成23年3月31日までであります。

慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

〔社会文化課長 越川 岳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第3号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、議案第3号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

ご用意の方はよろしいでしょうか。補正予算書でございます。

それでは、1ページをお開きください。

平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、歳入歳出それぞれ1億8,213万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ99億2,272万9,000円とするものでございます。

2ページをお開きください。2ページから4ページまでは第1表歳入歳出予算補正となっております。内容につきましては、後ほど事項別明細によりましてご説明申し上げたいと思いますので、ここでは記載事項のご確認をお願いいたします。

5ページをお開きください。

第2表継続費補正でございます。横芝中学校校舎等改築事業におきまして、来年度発注予定としておりました外構工事を本年度建築工事と合わせて発注すべく前払い金分6,900万円を平成19年度に、翌年度支払い分1億6,100万円を平成20年度に増額補正するものでございます。これによりまして、円滑な事業の推進を図ろうとするものでございます。

6ページをお開きください。

第3表地方債補正でございます。1.追加では、防災基盤整備事業で全国瞬時警報システ

ムと連動し、津波や緊急地震速報などが発表された場合に、自動的に町の行政防災無線を立ち上げ住民に知らせるシステムを構築するもので、事業費の90%であります130万円を限度として借入れを行おうとするものでございます。

なお、この借入額は、本年度におきまして50%の交付税措置がされるものでございます。

2. 変更では、合併特例債事業で横芝中学校校舎等改築事業においての外構工事費の95%の額6,550万円と臨時財政対策債では、借入限度額が決定したことから、その全額を借り入れるべく320万円の借入れを行おうと限度額を変更するものでございます。

合併特例債事業では70%、臨時財政対策債は全額が後年度におきまして交付税措置されるものでございます。

10ページをお開きください。

続きまして、歳入歳出の内容についてご説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、9款1項1目地方特例交付金は、児童手当制度の充実に係る交付金でございますが、交付額の確定により減額をしようとするものでございます。9款2項1目特別交付金は、平成11年度に創設されました恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため、地方税の代がえ的性格を有する財源として交付されておりました減税補てん特例交付金が本年度から廃止されたことに伴う経過措置として平成21年度まで交付されるものですが、制度が新設であったことから見込み額の積算が難しく、大幅な減額となっております。

14款1項1目民生費負担金の自立支援医療給付事業負担金でございますが、国の制度と改正に伴い生活保護受給者の医療費給付費を国が4分の2、県・町が各4分の1を負担することとなったための予算措置で、これに伴いまして、同ページの15款1項2目県支出金の民生費負担金、また歳出では17ページの3款1項3目障害福祉費の自立支援医療給付事業費を合わせて補正することとしております。

14款2項2目民生費補助金の地域生活支援事業統括補助金は、事業の執行見込みに立った調整を行おうとするものでございます。これに伴い、同ページの15款2項2目県支出金の民生費補助金のうち1節社会福祉費補助金及び歳出の17ページでございますが、3款1項3目障害福祉費の地域生活支援事業費を合わせて補正することとしております。

14款2項4目土木費補助金の地方道路交付金は、町道2-11号線、ふれあい橋から林クリーニングにかけての路線でございますが、これが本年度中に狭隘部分の解消ができるめどが立ったことから、本年度の事業費を増額して対応しようとするもので、歳出の22ページ、

7款2項3目道路新設改良費に係る補正予算を計上しております。

次に、15款2項2目民生費補助金の2節児童福祉費補助金、保育対策等促進事業補助金は、保育所に看護師等を配置し、体調不良の子供を保護者の引き取りまでに安全に保護しようとするもので、新規に光町保育園において実施しようとするものであります。歳出の18ページ、3款2項4目保育所費に係る補正予算を計上してございます。

15款2項4目農林水産業費補助金の米需給調整円滑化支援事業補助金は、これにより農家台帳の整理を進めるもので、歳出の21ページ、5款1項3目農業振興費に係る補正予算を計上してございます。

15款3項1目総務費委託金の就業構造基本調査委託金は、事業費確定に伴う調整で歳出の16ページ、2款5項2目委託統計調査費に係る補正予算を計上してございます。

11ページでございます。

18款1項3目介護保険特別会計繰入金は、平成18年度分の介護給付費並びに地域支援事業の一般会計繰出金の精算に係る返還金でございます。18款2項2目房総導水路補償施設基金繰入金は、光地域の富下機場におきまして、過日の豪雨により機場わき水路が決壊し汚泥が水槽内に流入・堆積している状況でございますことから、これを回収する費用並びに電気料を繰入金により実施しようとするものでございます。歳出の21ページ、5款1項5目農地費に係る補正予算を計上しております。

6目文化振興基金繰入金は、図書館の2階にございますハイビジョンホールをギャラリーとしても使えるよう改修するための費用を繰り入れるものでございます。歳出の27ページ、9款5項1目社会教育総務費に係る補正予算を計上してございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源調整として計上してございます。

21款1項1目総務債並びに5目臨時財政対策債は地方債補正の変更で、また6目消防債は地方債補正の追加でご説明したとおりでございます。

12ページをお開きください。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

まず、最初に、人件費について全体を通して説明させていただきます。

人件費は、各課にわたって補正予算を計上しておりますが、これは人事異動による調整が主な要因でございます。

なお、議会費では、事務局員が1名減となっており、総務費では行政センターの日直廃止による減額、農林水産業費では農業委員会事務局長を産業課長が兼務したことによる減額、

民生費では保育所保母の退職による減額があり、全体では約2,380万円の減額となっております。

なお、他会計への人件費分の繰出金として国民健康保険特別会計分では668万円を増額し、介護保険特別会計では175万9,000円を減額しております。

続きまして、人件費以外の部分について順次ご説明申し上げます。

2款1項1目の一般管理費でございます。説明欄は13ページになりますが、一般管理事務費では、委託料で源泉徴収データを電子媒体で入力できるよう給与システムを改修する経費を、使用料及び賃借料では用地交渉等県外出張が多くあり現計予算に不足を生じていることから、有料道路使用料を措置するものでございます。2目人事管理費は、職員の意識改革を図るべく専門家による職員研修を行うべく措置するものでございます。7目財産管理費では、本庁舎維持管理事業で行政センター廃止に伴う移転費用を措置しております。10目地域安全対策費は、地域安全対策事務費及び交通安全指導、及び啓蒙事業費はそれぞれ負担金が決定したことによるものであり、防犯事業及び啓蒙事業では、防犯指導員の増員による報酬並びに被服費等消耗品を措置するものでございます。

14ページでございます。12目空港対策費は、芝山鉄道啓発用看板の借地料と栗山共同利用施設へのスロープの設置工事費でございます。13目情報管理費では、パソコン等の処分に要する費用または修理に要する費用を措置するとともに、行政センター廃止に伴う移転のための電源移設業務に必要な費用を措置しております。

2款2項1目税務総務費のうち15ページになりますが税務総務事務費は、旧光町法人会員が第4支部として加盟することとなったための費用を補助するものでございます。2目賦課徴収費は、町民税計算事務に係る消耗品等でございます。

16ページをお開きください。

2款5項2目委託統計調査費でございますが、これは歳入でご説明したとおりでございます。

17ページでございます。

3款1項2目老人福祉費の老人福祉総務事務費は、シニアソフト部の全国大会出場費用の一部を補助しようとするものでございます。3目障害福祉費の障害者福祉事務費では、平成18年度分国庫負担金の精算に伴う返還金並びに18年度から運営費負担を廃止することとした簡易マザーズホームに対する負担金の減額を計上しております。自立支援事業、給付事業並びに地域生活支援事業につきましては、歳入でご説明したとおでございます。

18ページをお開きください。

3款2項4目保育所運営事業は、老朽化した洗濯機の買いかえであり、保育対策等促進事業は歳入でご説明したとおりでございます。

19ページでございます。

4款1項3目健康づくり費でございますが、健康づくり事務費では、職員の研修に係る費用を計上し、妊婦健康審査では全国に先駆けて妊婦健康審査を現行の2回から5回に変更する費用を計上してございます。6目健康づくりセンター費では、健康づくりセンターのマンホール改修工事を措置しております。

20ページでございます。

5款1項3目農業振興費では、ねぎの連作障害を回避するためのアンジェリアの種子購入を助成することとしております。

21ページになりますが、米需給調整円滑化支援事業は歳入で説明したとおりでございます。

5目農地では、町単土地改良事業補助金で尾垂地区の配水ポンプを、施設営繕工事で北清水配水機場の配水ポンプを改修することとしております。房総導水路補償施設管理事業は、歳入で説明したとおりでございます。

22ページをお開きください。

7款2項1目道路橋梁総務費では屋形立会の排水ポンプの修繕費を、2目道路維持費では粟嶋橋の通行どめを解消すべく架設橋設置工事費を計上しております。3目道路新設改良費の町道2-11号線道路改良工事は、歳入で説明したとおりでございます。

23ページになりますが、町道0206号線道路改良事業は、公有財産購入費から委託料並びに工事請負費に事業費の振りかえを行い、町道0213号線道路改良事業は、石川ガソリンスタンド交差点へ東側から進入する道路の一部回復を行い、信号機設置の早期実現を図ろうとするものでございます。交通安全対策事業費は、北清水集会場付近交差点の安全対策のため、カラー舗装を主とする安全対策事業を行おうとするものでございます。直営舗装事業は、それぞれ事業の進捗を図ろうとするもので、排水整備事業は、虫生地区並びに屋形地区、三本松の排水を整備しようとするものでございます。

24ページをお開きください。

7款4項3目駅前広場管理費でございます。横芝駅前でございますプラタナスとイチヨウをJRが伐採することとなったため、伐採後を整備するものでございます。

8款1項2目非常備消防費の非常備消防事務費は、総合事務組合の負担金が1人当たり

2,000円に増額されたことによるものであり、消防団活動費では、幹部の被服費を計上して
ございます。3目消防施設費では、こどもの国が解体されたことにより、水利がなくなって
しまったことの手当てとして消火栓を設置する負担金を計上しております。防災行政無線維
持管理事業の工事請負費は、地方債の補正で説明したとおりでございます。

25ページでございます。

4目災害対策費の災害用備品整備事業は、非常食のマジックライスが賞味期限となること
から、入れかえを行うものでございます。災害対策施設整備事業は、屋形漁港に設置してご
ざいます防災ポンプに汚泥集積ますを設置する工事でございます。

9款2項1目学校管理費の小学校施設維持管理事業でございますが、東陽小学校のプー
ルろ過装置の改修並びに南条小学校のインターホンの改修を行おうとするものでございま
す。

26ページをお開きください。

9款3項3目学校建設費は、横芝中学校校舎改築事業に係る費用で、建築確認手数料等々
の委託料、相続の関係でおくれておりました用地購入費を計上したものでございます。工事
請負費では、横芝中学校校舎改築事業の外構工事費でございまして、継続費補正並びに地方
債補正でご説明したとおりでございます。

9款5項1目社会教育総務費でございます。説明欄は27ページとなります。文化振興事業
は、ギャラリー各館の賃金・旅費であり、工事請負費はハイビジョンホール改修工事で歳入
でご説明したとおりでございます。

9款6項2目体育施設費では、光しおさいスポーツ公園のテニスコート電撃殺虫機取りか
え工事と横芝ふれあい坂田池公園のテニスコートに野球場からのファールフライを防ぐネッ
トを設置する工事費をそれぞれ計上しております。

29、30ページは給与費明細書となっておりますので、ご確認をお願いいたします。

以上で平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。慎
重審議の上、可決ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 提案理由の説明の途中ですが、ここで休憩をします。

午後は1時から再開いたします。

（午前11時53分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

議長(八角健一君) 提案理由説明を続けます。

議案第4号について、住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長(高蝶文徳君) それでは、議案第4号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の補足説明をいたします。

資料につきましては、平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算書案(第2号)をごらんください。

まず、1ページをごらんください。

第1条の記載のとおり、歳入歳出それぞれ2,136万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,485万7,000円とするものであります。

内容につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。

まず、歳出についてご説明いたします。7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額668万円ではありますが、人事異動等に伴う職員給与費等の補正であります。当初予算では6名分で予算編成をしてありますが、現行7名分の計上としたため増額補正となっております。

9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金1,468万2,000円ではありますが、これは平成18年度に国から交付を受けた療養給付費負担金について、実績計算の結果、国からの過払いとなったため、これを精算するため補正計上させていただいたものであります。

次に、歳入ではありますが、上の6ページをごらんください。

9款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金668万円は、職員給与費等に係る一般会計からの法定繰入金であります。

10款1項繰越金、2目その他繰越1,468万2,000円につきましては、先ほどご説明をいたしました療養給付費負担金精算に係る財源を前年度繰越金で行おうとするものであります。

以上で平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算案(第2号)の補足説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長(八角健一君) 続きまして、議案第5号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第5号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）について補足説明を申し上げます。

資料につきまして、介護保険特別会計補正予算案（第1号）でございます。

補正予算書の1ページをごらんください。

今期補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,132万2,000円を追加し、歳入歳出ともに15億4,849万円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により説明申し上げます。6ページをごらんください。

歳入。4款1項支払い基金交付金、1目介護給付費負担金、2節過年度分331万3,000円は、制度に基づき精算した結果、平成18年度の交付金に不足が生じたので、支払い基金から追加交付を受けるものでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分211万5,000円ですが、これにつきましても制度に基づき精算した結果、平成18年度の負担金に不足が生じたので、不足分について県から追加交付を受けるものであります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、3目その他一般会計繰入金、1節職員給与等繰入金183万1,000円の減額は、人事異動による職員給与の減額であり、2節事務費繰入金7万2,000円につきましては、コンピューターに関する経費でございまして、滞納管理システム導入と来春行います事務所移転に伴うコンピューター移設工事に関する経費で、一般会計から繰り入れるものでございます。

9款1項1目1節繰越金5,765万3,000円につきましては、不足財源を前年度繰越金で充当するものでございます。

以上、歳入総額は6,132万2,000円でございます。

続いて、歳出の説明を申し上げます。7ページをごらんください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費183万1,000円の減額につきましては、歳入で減額いたしました人事異動に伴います職員給与の調整でございます。2項徴収費、1目賦課徴収費、14節使用料及び賃借料3万2,000円は、保険料滞納管理システム導入経費であります。3項1目介護認定審査会費、15節工事請負費4万円は、事務所移転に伴いますコンピューター移設経費でございます。

8ページをごらんください。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金、23節償還金利子及び割引料55万2,000円は、保険料を精算するために計上したものでございまして、

対象は193件でございます。2目償還金、23節償還金利子及び割引料3,077万円につきましては、制度に基づき18年度分を精算した結果、国に2,608万3,000円を、また支払基金に468万8,000円を返還することになりましたので、補正計上したものでございます。4目一般会計繰出金、28節繰出金3,175万9,000円につきましては、平成18年度において超過となりました一般会計からの繰入金について精算するものでございます。内訳といたしましては、介護給付費分1,743万4,000円、予防給付費分181万1,000円、地域支援任意事業分112万4,000円、職員給与費分49万4,000円、事務費分1,089万6,000円をそれぞれ一般会計へ返還させていただくものでございます。

以上、歳出補正総額は6,132万2,000円でございます。

9ページ、10ページは給与費明細でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。存じます。

これをもちまして、介護保険特別会計補正予算の補足説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第6号について、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） 平成18年度横芝光町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

平成18年度横芝光町一般会計歳入歳出決算書の内容につきましては、過日の全員協議会で説明させていただきましたので、本会議では、平成18年度決算資料、決算に係る主な施策の成果及び実績報告書によりまして決算の状況をご説明申し上げます。

資料といたしましては、平成18年度決算資料というもので、先ほどの議案第1号関係資料の次につづられてあったかと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

2ページをお開きください。

会計別決算の状況でございます。7つの会計がございますが、平成18年度歳入決算額の7会計合計額は176億4,451万5,000円で、一般会計が占める割合は52.3%となっております。また歳出合計額は168億7,064万2,000円で、52.9%を一般会計が占めております。

なお、平成17年度と比較しておりますが、平成17年度の決算額は、旧横芝町、旧光町、平成18年3月27日から3月31日までの新町の決算額の合計でございます。以下この資料におきまして同じ取り扱いとなっております。

続きまして、3ページ、一般会計歳入歳出款別決算額の前年度対比でございます。

まず、歳入でございますが、表中、平成18年度の項目にFALSEとありますが、構成費の間違いでございますので、まことに申しわけございませんが、ご訂正をお願いいたします。

歳入の大宗を成すものは、町税と地方交付税で、それぞれ全体の25.3%、30%となっております。町税は、自主財源の代表的なものであり、地方交付税は異存財源の代表的なものでございますが、この率がそのまま自主財源率に反映されている状況でございます。

平成17年度の決算額と比較しますと、1款町税では、固定資産税の評価がえを主な要因として減額となっており、2款地方譲与税では、所得譲与税が国においてほぼ倍額が措置されたことにより増額となっております。12款分担金及び負担金は、電算システム統合負担、保育料、ふれあい橋架橋事業負担金を初めとする各搬にわたる項目で減額となっております。18款繰入金では、平成17年度に合併に備え旧両町で庁内整備が進められ、この財源として財政調整基金からの繰り入れ差額あったことによるものでございます。20款諸収入では、平成17年度には合併に係る特別な会計処理として合併経費負担決算余剰金の収入があったことによるものでございます。21款町債は、合併準備としての特例債、臨時財政対策債が減額となったことを主な要因として減額となっております。

4ページをお開きください。

歳出でございますが、構成比では総務費が一番高く、続いて民生費、教育費、衛生費の順となっております。

総務費では、4款にわたる人件費と共通経費が含まれていることと、財政調整基金積み立てが約4億5,700万円あったことを考慮しますと、民生、教育、衛生に手厚い決算内容となっております。

平成17年度の決算額と比較いたしますと、2款総務費では、合併に係る電算統合経費が平成18年度には必要がなくなったこと、3款民生費では、施設訓練支援事業費並びに居宅生活支援事業費が減額となったこと、4款衛生費では、水道3企業団への負担金が減額となったこと、6款商工費では、旧横芝町で行ってありました中小企業振興資金貸付金を利子補給制度と制度改正したこと、7款土木費では、道路工事費、用地取得費、県道整備事業負担金がそれぞれ減額となったこと、9款教育費では、横芝中学校改築事業のうち土地造成事業費分が減額となったこと等を主な要因として前年度に対してそれぞれ減額となっております。

5ページから28ページまでは、主な事業の状況となっております。左の列が決算書のページとなっておりますので、ご参照いただきますようお願い申し上げます。

29ページをお開きください。

29ページは、平成18年度町税の徴収実績となっております。町民税の法人税割、固定資産税、軽自動車税で若干徴収率が下回ったものの、全体では0.7ポイント上回った徴収実績となっております。

30ページは、一般会計歳出の款別、性質別分析表となっておりますので、参考としてごらんいただきますようお願い申し上げます。

31ページは、地方債現在高の状況でございます。18年度中に6億3,380万円を発行し、元金で6億4,136万6,000円を償還し、18年度末現在高では85億5,324万6,000円となっております。

32ページをお開きください。

32ページは、平成18年度借入金6億3,380万円の内訳となっております。33ページは、債務負担行為の状況でございます。18年度中に37万2,000円増額し1,933万1,000円減額、18年度末残高は4,841万6,000円となっております。

34ページ以降は特別会計となっております。

最後に、平成18年度横芝光町歳入歳出決算の主な数値指標について申し上げます。

基準財政収入額を基準財政需要額で除した指数の財政力指数は、0.528となっております。これは、1を基準として小さいほど交付税への依存度が高いという数値でございます。経常収支比率では、92.8%となっております。経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、また経常一般財源の残余はどの程度になるかを確かむための指標で、市町村では75%を上回らないことが望ましいとされておりましたが、バブル経済の崩壊以後、建設投資が抑制されるとともに、普通交付税が減額されたことによりまして、全国的に高い傾向となっております。

実質公債費比率は、12.8%となっております。地方債は、平成18年度から許可制から協議制に移行し、国の同意を得れば借入れを行えることになりましたが、この実質公債費比率が18%を超えますと許可団体に移行し、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなるという費用でございます。

以上で平成18年度横芝光町一般会計歳入歳出決算についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第7号及び議案第8号について、住民課長、高蝶文

徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） それでは、議案第7号、議案第8号につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第7号の平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定につきましてご説明を申し上げます。

資料は、一般会計と同じく平成18年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書に基づきましてご説明を申し上げます。

資料の34ページをごらんください。

34ページの上段、国民健康保険特別会計の歳入歳出につきまして年度ごとの比較が載っております。

まず、歳入であります。歳入のほぼ3分の1を占める1款国保税、前年度対比で9.2%、額にして8,650万9,000円の伸びでありました。

また、2款国保支出金は、逆に5.1%、5,487万円の減となったところであります。

次に、5款共同事業交付金であります。212%と約3倍の伸びになっていますが、これは平成18年度に制度改正があり、その限度額等が変わったことによることが原因であります。

なお、この共同事業につきましては、後ほど歳出において詳しくご説明を申し上げます。

7款の繰入金につきましては、平成17年度に1億9,000万円の基金の取り崩しを行ったところですが、18年度においては、一般会計からの5,000万円の法定外繰り入れのみであったため、率にして37.1%の減額となったところであります。

次に、歳出であります。1款総務費は、職員給与や電算委託料などの賦課徴収に係る経費であります。4.2%、266万4,000円の減となっております。また、歳出の65%を占める2款保険給付費につきましては、2.5%の伸びにとどまっており、今後もこの傾向が続いてくれればと思うところであります。

次に、5款共同事業拠出金であります。この事業は、一月のうちにある一定額を超えた医療費の支払いがあった場合に給付される高額療養費に係るものであります。この高額療養費制度は、通常の保険給付費のほかにさらに給付を行うこととなりますので、高額療養費が多くなるとそのまま国保財政に負担がかかることになってまいります。そこで、一種の互助事業として各国保事業者が拠出金を出し合い、高額療養費の多少により国保連合会から交付金を交付することにより、負担の均一化を図るものであります。

当町の歳出の共同事業拠出金と歳入の共同事業交付金を比較しますと、拠出金の方が若干多目に出ていますので、17年度、18年度ともに他の国保団体よりわずかではありますが高額療養費の割合が少なかったということになるかと思われま

次に、7款基金積立金であります

以上、18年度決算額は、歳入が32億540万8,000円、歳出が29億6,058万9,000円でありました。

引き続き、議案第8号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計決算について補足説明を申し上げます。

資料は、同じく決算資料の34ページをごらんください。

老人保健特別会計は、75歳以上の高齢者及び65歳以上75歳未満の一定の障害等のある方の医療費関係であります。

歳入の半分を占める1款支払い基金交付金であります

また、2款国庫支出金は7.7%、4,934万3,000円。

3款県支出金は4.1%、額にして618万5,000円の伸びでありました。

4款繰入金につきましては、8.6%、1,874万3,000円の減となっております。

6款諸収入の減につきましては、第三者納付金等の減額が大きな要因となっているよう

次に、歳出であります

以上、18年度の老人保健特別会計の決算額は、歳入が20億9,403万1,000円、歳出総額が20億7,060万4,000円の決算額でありました。

以上で、議案第7号、議案第8号の補足説明といたします。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第9号について、福祉課長、山本照男君。

〔福祉課長 山本照男君登壇〕

福祉課長（山本照男君） 議案第9号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計決算の補足説明を申し上げます。

資料は、ただいまごらんいただいております平成18年度決算資料でございます。

資料の35ページをごらんください。35ページの上の部分が介護保険関係でございます。左側の表が歳入でございます。

それでは、説明を申し上げます。

1款保険料の決算額は2億3,030万6,000円でございます。平成18年度から20年度までの3年間の期間とする介護保険事業計画の見直しにより、月々の保険料基準額が2,500円から3,000円になりましたことから、17年度と比較いたしまして18.5ポイント、3,589万円の増額となりました。

平成19年3月31日現在、65歳以上の方は6,847人でございます。あらかじめ保険料を年金から差し引く特別徴収と個別に納めていただく普通徴収で重複する方がおりますが、特別徴収が6,233人、1億9,948万円、普通徴収が1,511人、2,897万9,000円、滞納繰越分299人、184万9,000円という内訳でございます。

2款使用料及び手数料は257万1,000円でございます。18年度から新たに介護予防事業と包括的支援事業任意事業が取り入れられました。当町では、介護予防事業としてホームヘルプサービスやショートステイ事業を、また包括的支援任意事業として紙おむつ支給や配食サービスなどを実施いたしました。その際の手数料がこの科目でございます。介護予防事業には64人の方が、包括的支援任意事業には245人の方が利用されました。

3款国庫支出金3億628万6,000円ですが、主なものは、制度に基づきまして施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額2億2,164万1,000円、財政調整のための交付金8,136万5,000円でございます。

4款支払い基金交付金3億5,348万6,000円は、制度に基づきまして介護給付費の31%相当額となります3億4,862万5,000円、介護予防事業に要する経費の31%相当額486万1,000円でございます。

5款県支出金1億7,263万3,000円は、制度に基づきまして施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額でございます。施設サービスに関する負担割合に変更があり、国分が5%減少し県分が5%増加したことから、県支出金が増加いたしました。

6款財産収入3万4,000円は、介護給付費準備基金利子でございます。

8 款繰越金 2 億 6,344 万円は、一般会計からの繰り入れでございます。制度に基づきまして施設サービス給付費及び居宅サービス給付費ともに 12.5% 相当額である 1 億 5,934 万 5,000 円、介護予防事業費の 12.5%、188 万 1,000 円、包括的支援任意事業費の 20.25%、735 万 3,000 円のほか、職員給与費及び介護認定審査等に要する経費など事務的経費を一般会計から繰り入れたものでございます。

9 款繰越金 5,888 万 7,000 円は、17 年度からの繰越金でございます。

11 款諸収入 101 万 2,000 円の主なものは、預金利子 4 万 2,000 円及び第三者納付金 96 万 5,000 円でございます。

以上、歳入合計は 13 億 8,865 万 7,000 円でございます。

次に、右の表の歳出についてご説明いたします。

1 款総務費 8,001 万 1,000 円でございますが、職員 7 名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、共同事務として実施しております介護認定審査に関する行政組合の負担金が主なものでございます。

2 款保険給付は 11 億 3,625 万 4,000 円で、歳出全体の 89.5% を占めるものであります。平成 18 年度の要介護認定者は 848 人でありまして、その内訳は要支援 95 人、要介護 1・240 人、要介護 2・124 人、要介護 3・140 人、要介護 4・133 人、要介護 5・116 人、合計 848 人でございます。

そして、居宅介護サービスは、延べ 1 万 6,011 人の方が利用され、保険給付額は 4 億 9,371 万 2,000 円でございます。また、施設介護サービスは、延べ 3,884 人の方が利用されておりまして、保険給付額は 6 億 2,547 万 3,000 円でございます。そのほか、国保連合会に委託しております審査支払い手数料 161 万 4,000 円及び高額介護サービス費 1,545 万 5,000 円を支出したものでございます。

給付の多い主なサービスでございますが、居宅サービスがデイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイの順となっております。施設介護サービスでは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養型医療施設の順となっております。

3 款財政安定化基金拠出金 136 万 6,000 円は、千葉県が設置しております介護保険財政安定化基金に県内の保険者が拠出するものでございまして、3 年間の保険給付費等の平均の 0.1% を支出したものでございます。

4 款基金積立金は、介護保険事業の安定化のため 285 万 8,000 円を基金に積み立てたものでありまして、本年 3 月末日現在の基金残高が 9,138 万 8,000 円でございます。

5 款地域支援事業費は、18年度から新たに始めました介護予防事業の実施のために設置した科目でございます。介護予防事業として465万7,000円、包括的支援任意事業として1,122万9,000円、合計1,588万6,000円を支出させていただきました。

7 款諸支出金3,314万2,000円は、第1号被保険者保険料の還付56万1,000円及び制度に基づき平成17年度分を精算した結果、国に760万5,000円、県に478万4,000円、支払い基金に528万2,000円、また町一般会計に1,491万円を返還したものでございます。

以上、歳出合計は12億6,951万7,000円となりました。この結果、収入済額から支出済額を差し引いた額は1億1,815万1,000円となりました。

以上で、平成18年度介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 山本照男君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第10号について、産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） それでは、引き続きまして、資料の35ページの一番下になります。議案第10号の農業集落特別会計の決算につきまして補足説明をいたします。

まず、歳出からご説明いたします。

1 款総務費の18年度の決算額は、735万4,000円で、昨年と比較し967万8,000円の大幅な減額となりました。この要因につきましては、平成13年度から16年度までの工事期間中に生じました消費税に誤りがあったため、17年度においてこれを精算したことにより、一時的に総務費が増加いたしました。18年度からは工事が終了したことと使用料収入が1,000万以下であるため免税事業者となったことで、18年度の支出が大幅に減額されたことによるものであります。

2 款の事業費は、施設の維持管理に見立てる経費であります。814万2,000円でほぼ昨年並みであります。

3 款公債費は、3,929万4,000円で、昨年と比較し110万6,000円の増であります。なお、18年度末の起債残高は6億5,487万4,000円となります。また、償還のピークは平成21年度の4,218万3,000円です。

以上、歳出合計は5,483万円で、昨年と比較し844万4,000円の大幅な減額であります。

これら歳出を賄うべく歳入であります。まず1 款の分担金及び負担金の4万4,000円は、分納によるものであります。

2 款の使用料及び手数料の867万1,000円は、集落排水使用料であり、昨年と比較し34万8,000円の増であります。これは、接続世帯の増加によるものであります。

4 款繰入金の4,738万1,000円は、一般会計からの繰入金であります。昨年と比較し632万1,000円の大きな減額となっております。これは、先ほど申し上げましたように、歳出の方で総務費が減額となったことが大きな要因であります。

5 款繰越金は前年度からの繰り越しであります。

以上、歳入合計5,850万5,000円で、前年度と比較し717万6,000円の減額となりました。

歳入歳出の差し引き残額は367万5,000円となり、これについては19年度に繰り越しをいたしました。

以上、議案第10号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計の決算の補足説明といたします。慎重審議の上、ご承認いただけますようよろしくお願い申し上げます、説明といたします。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第11号について、食肉センター所長、土屋文雄君。

〔食肉センター所長 土屋文雄君登壇〕

食肉センター所長（土屋文雄君） それでは、議案第11号 平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の補足説明を申し上げます。

9月4日開催されました議会全員協議会におきまして、事項別明細書により説明を申し上げますので、本会議では決算の概略についてご説明を申し上げます。

決算書、厚い方、大変申しわけございません、452、453ページをお開き願いたいと思います。よろしいでしょうか。

説明は款別に1,000円単位で、歳入は収入済額、歳出は支出済額についてご説明を申し上げます。

まず、歳入でございますが、1 款事業収入は1億7,917万7,000円で対前年2%の増、額で347万円の増額となりました。と畜頭数は、豚で14万2,815頭で対前年3,987頭の増、牛は2,838頭で対前年648頭の減となりましたが、豚のと畜頭数がふえたことによりまして、センター使用料を初め各使用料が増加したため、前年を上回る収入を確保することができました。

続きまして、2 款県支出金247万4,000円は、と畜検印押印委託金で、1 頭当たり17円で14万5,539頭に対し県から交付された委託金であります。

3 款財産収入3万1,000円は、基金利子でございます。

4 款繰越金5,656万4,000円は、17年度の繰越金でございます。

5 款諸収入339万1,000円は、消費税の還付金256万2,000円、落雷による大動物施設計量器破損による共済金57万2,000円、牛枝肉確認受託金24万7,000円等ございました。

以上、歳入合計は2億4,163万9,000円で、対前年0.4%の増、額で104万3,000円の増加となりました。

続きまして、歳出でございます。454ページ、455ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳出でございますが、1 款総務費は、支出済額8,802万8,000円で対前年11.8%の増、額で932万1,000円の増加となりました。増額の主な要因は、公課費、消費税880万7,000円によるものでございます。

2 款施設管理費、決算額6,615万4,000円で、対前年2.1%の減、額で138万7,000円の減少です。減少の主な要因につきましては、増の部分で施設管理費で原油価格等に高騰によりまして燃料費、光熱費で428万3,000円の増、施設整備費で施設改修工事が少なかったこと等によりまして567万円の減によるものでございます。

3 款公債費、決算額1,796万1,000円で、対前年1%の増、額で17万1,000円の増加となりました。なお、18年度末起債現在高は1億9,185万7,000円となります。

4 款積立金は1,500万円で、対前年500万円の減であります。なお、18年度末の基金保有高は1億5,483万2,000円となります。

以上、歳出合計は1億8,714万4,000円で、対前年1.7%の増、額で311万3,000円の増加となりました。

なお、予算現額に対する執行率は96.3%であり、歳入歳出差し引き残高は5,449万4,000円であります。

18年度実質単年度収支でございますけれども、1,293万円の黒字決算となりました。

以上、まことに簡単でございますが、議案第11号の補足説明といたします。慎重審議の上、可決承認くださいますようお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 土屋文雄君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして、議案第12号について、東陽病院事務長、田鍋悦央君。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君登壇〕

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、議案第12号 平成18年度横芝光町病院事業会計決算についてご説明をさせていただきます。

資料は、この厚い決算書、こちらをごらんいただきたいと思います。

それでは、まず、473ページの決算報告書をごらんください。まず、病院事業会計につきましては、他の会計と違いまして、収益的収入及び支出とそれから資本的収入及び支出という予算が2本立ての形式になっております。

それでは、まず、収益的収入及び支出、これは473ページになりますが、こちらの収入につきましては、第1款の病院事業収益は12億9,516万3,000円の予算額に対しまして、決算額は11億8,406万7,663円でございます。

続きまして、支出につきましては、第1款の病院事業費用は12億9,516万3,000円の予算額に対しまして、決算額は12億4,742万4,016円でございます。

次に、474ページをごらんください。

資本的収入及び支出でございます。まず、この収入につきましては、第1款の資本的収入は1億1,608万8,000円の予算額に対しまして、決算額は1億1,608万6,700円でございます。

支出につきましては、第1款資本的支出、これは1億1,608万8,000円の予算額に対しまして、決算額は1億1,601万3,654円でありました。

475ページからは附属資料となっております、これは消費税を除いた額での記載となっておりますが、損益計算書でございます。

476ページの下から3行目右側になりますが、当年度の純損益という数字がございますが、これがマイナス6,362万500円、いわゆる赤字と言われる額になるわけでございます。また、前年度の繰越欠損金を含めました当年度の未処理欠損金、これにつきまして12億1,727万3,168円となりました。

続きまして、477ページと478ページは、貸借対照表となっておりますが、477ページの資産の総額と478ページの負債資本の総額が同額の37億6,218万3,794円となっております。

479ページは、欠損金計算書及び欠損金処理計算書となっております。当年度の未処理欠損金は、先ほども申し上げましたように12億1,727万3,168円で、これは翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、480ページからは事業報告書でございます。建設改良事業といたしましては、18年度は機械器具の老朽化に伴いまして、X線テレビシステム、このほかに医療機器17件及び食器洗浄器ほか厨房機器4件の更新を行ったところでございます。

また、業務状況につきましては、入院患者の延べ数は2万7,698人で、前年度と比較いたしまして339人増加をいたしました。内訳といたしましては、一般病床で417人増の1万4,577人、療養病床で78人減の1万3,121人となっております。また、外来患者延べ数は5万

565人で、前年度と比較いたしまして611人の減少となっております。

経理状況では、今年度より従前の特別利益で繰り入れておりました赤字負担金を国の繰り出し基準の規定に基づきまして、医業収益及び医業外収益の負担金として計上をいたしました。

決算報告書は、消費税込みの数字となっておりますが、消費税を除きました財務諸表の数字で報告をいたしますと、医業収益は8億3,703万1,000円で、昨年と比較いたしまして1,464万円の収入増となっております。これは、マイナス3.16%の診療報酬改定があったわけでございますけれども、収入の減少が最小限に抑えられたことと救急部門の繰入金、その他医業収益に計上したことによるものであります。また、収益全体では、11億8,221万9,000円で、昨年と比較いたしまして1,569万円の減収となりました。支出では、高額の薬品費用、これによりまして材料費が増額をしておりますが、医師及び事務員、職員の減により給与が減額となっております。費用全体では12億4,584万円で、昨年と比較いたしまして4,779万5,000円の減となりました。収支は6,362万1,000円のマイナスではありますが、昨年より3,213万6,000円好転している状況でございます。

続きまして、481ページ、(2)の行政官庁認可事項につきましては、表の一番下になります一般病棟入院基本料(15対1の届け出)とございますが、これにつきましては、18年の4月1日から表の上にありますように13対1の看護基準で届け出をしていたものでございますが、入院患者の平均在院日数が長期化したことによりまして、やむなく15対1に変更したというものでございます。また、(3)の職員に関する事項でございますが、年度末時点の職員数は89人となっております、前年度と比較いたしまして看護師が1名増となっております。

482ページをお願いいたします。2の工事はございませんでした。3の業務につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

それから、483ページ、484ページの事業収入並びに事業費用に関する事項でございます。病院事業収益は11億8,221万9,000円で、病院事業費用は12億4,584万円でございます。

それから、485ページは、30万円以上の医療機械、機械器具の購入に係る契約の要旨でございます。デジタルX線テレビシステムを初めといたしまして11件の契約をいたしました。

486ページは、企業債及び一時借入金の状況であります。本年度末の残高は、企業債が16億8,892万7,547円、一時借入金は1億9,000万円でございます。一時借入金については、現在ゼロとなっております。

次に、(3)は補助金関係でございますが、成田国際空港株式会社から施設の維持管理費等の補助金と国保調整交付金ということで病院の運営費としていただいたものとなっております。

487ページから493ページまでは、収益費用の明細になっておりますので、これまたごらんいただきたいと思っております。

494ページをごらんいただきたいと思っております。494ページは、固定資産明細書でございます。有形固定資産の減価償却後の残高は、総額で33億1,535万6,628円でございます。無形固定資産の残高は2億906万8,220円であります。

495ページは、企業債の明細書でございます。18年度にX線テレビシステムの購入のために新たに借入れをいたしましたので、現在5本で16億8,892万7,547円の残高となっております。

以上で平成18年度横芝光町病院事業会計決算の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いをいたします。

〔東陽病院事務長 田鍋悦央君降壇〕

議長(八角健一君) 以上で、執行部からの提案理由説明を終わります。

ここで、代表監査委員から平成18年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

代表監査委員、大木國臣君。

〔代表監査委員 大木國臣君登壇〕

代表監査委員(大木國臣君) 資料は、議案第1号の7ページ。

それでは、決算の審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る8月21日から27日まで延べ4日間にわたりまして、平成18年度横芝光町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算並びに東陽病院に係る病院事業会計決算について審査をいたしました。

まず、初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出についてご報告いたします。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているか等に留意しながら、会計諸帳簿その他証書類を照合調査するとともに、関係職員の説明を求めて審査をいたしました。また、基金の運用

状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われているか審査いたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されてあります。その計数は、会計諸帳簿その他証書類と照合いたしました結果、誤りのないものと認められます。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認めました。

審査の結果に対する意見ですが、報告書にも記載しましたが、新町予算としては初めてのものですので、単純に前年度と比較できないこともございますので、ご理解をいただければありがたい。

そこで、主な点について述べさせていただきます。

まず、一般会計。一般会計の歳入についてですが、前年度と比較して13.3%と大幅に減少し、調定額に対する収入割合は94.4%となっております。町税の収入状況では、徴収率が前年度より0.3%上昇し、収入未済額も減少しているところであるが、依然として多額な状況であることには間違いありません。町税が歳入の根幹を成す重要な財源であることから、今後も収入未済額の縮減に努力されることを指摘いたしました。また、不納欠損処分については、適正に処理されていますが、前年度に比べて増加しているので、税の公平負担を期す上からも、今後も厳正に対処するよう指摘いたしました。また、保育料、学校給食費については、収入未済額が増加する傾向が見受けられます。徴収の方法、法的措置を検討することも必要ではないだろうか。収入未済額の縮減に努力されるよう指摘いたしました。

次に、歳出について申し上げますけれども、前年度に比べて10.9減少している中、乳幼児の医療費助成の拡大、児童等の医療費補助事業の新設などに取り組みされたこと、また事務事業の見直しにより各種目にわたり歳出抑制を図られていることは評価したところであります。主な事業では、横芝中学校建設事業、小学校の耐震等、整備事業及び横芝光インターチェンジ周辺の整備事業のほか、経営体育成基盤整備事業及び農免道路整備事業、町道 - 11号などの道路網の整備を実施しているところであるが、依然として厳しい財政状況であるので、今後においても事業の選択と重点化をさらに推進し、適正かつ効率的に予算を執行するよう指摘いたしました。

次に、特別会計ですが、国民健康保険及び介護保険は歳入歳出それぞれ増加し、老人保健は歳入歳出でそれぞれ減少しています。これらは、医療制度改革によるほか、高齢化の進展や医療費の増加に伴うもので、今後も避けることのできない加入者の健康増進に向けた健康

づくりや予防医療など関係機関と提携して医療費の抑制に向け取り組むよう望みます。

国民健康保険税の収入状況は、徴収率は上昇しているものの、収入未済額も増加しています。収入未済額の縮減が健全な財政運営のためにも重要な課題であるため、引き続き滞納者に対する納税指導や実態調査を行うなど滞納整理に取り組み、収入未済額の縮小に努力されるよう指摘いたしました。不納欠損処分については、適正に処理されているが、前年度に比べて増加していたので、税の公平負担を期する上からも、今後の厳正に対処するよう指摘いたしました。

介護保険料の収入状況は、徴収率は上昇しているものの、収入未済額でもわずかながらも上昇しています。高齢化の進展などにより今後も増加することが考えられますので、引き続き滞納者に対し積極的に納付指導するよう指摘いたしました。不納欠損処分については、滞納状況を迅速かつ的確に把握して厳正に対処するよう指摘してまいりました。

農業集落排水事業については、引き続き施設使用料の未収金の解消や加入促進を図るようお願いいたしました。

東陽食肉センターについては、事業収入が堅調で実質収入も黒字を維持しております。関係者の努力に対し敬意を表するものであります。経営環境は依然として厳しい状況下ですが、今後も安定した事業運営をお願いしたところでです。

次に、東陽病院の事業会計について報告いたします。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどについて留意し、関係諸帳簿その他証書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行もあわせておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院経営を取り巻く現状は依然として厳しい状況にあり、昨年度に比べて入院患者数は増加しているものの外来患者数では減少しており、収支については、前年度より好転しているものの6,300万余りの赤字となっています。医業収益のうち入院収益が50%以上を占めていることから、引き続き病床利用率の向上に努め、医業収益を確保することにより、より効率的な病院経営の推進を図るよう指摘いたしました。

また、医師や看護師の確保に積極的に取り組み、住民に対して安心・安全で質の高い医療が提供されることを望んでやみません。

以上、決算に対する意見を述べさせていただきました。

〔代表監査委員 大木國臣君降壇〕

休会の件

議長（八角健一君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りいたします。

9月12日から9月14日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、9月12日から9月14日は休会と決定しました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程はこれをもって終了いたします。

9月18日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時15分）

平成19年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第2号)

平成19年9月18日(火曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第13号ないし議案第15号について(町長提案理由説明)

日程第 2 一般質問

日程第 3 休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(18名)

1番	杉	森	幹	男	君	2番	森	川		忠	君	
3番	實	川		隆	君	4番	川	島		仁	君	
5番	齊	藤		隆	君	6番	若	梅	喜	作	君	
7番	川	島	富	士	子	君	8番	鈴	木	克	征	君
9番	野	村	和	好	君	10番	山	崎	貞	一	君	
11番	伊	藤	囧	樹	君	12番	嘉	瀬	清	之	君	
13番	川	島		透	君	14番	鈴	木	唯	夫	君	
15番	八	角	健	一	君	16番	川	島	勝	美	君	
17番	越	川	輝	男	君	18番	越	川	洋	一	君	

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	理	事	鈴	木	孝	一	君
総	務	課	長	林	英	次	君	企画財政課長	林	新	一	君	
環境防災課長	布	施		勇		君	税務課長	並	木	俊	郎	君	

住 民 課 長	高 蝶 文 徳 君	産 業 振 興 課 長	高 埜 広 和 君
都 市 建 設 課 長	瀬 理 和 夫 君	福 祉 課 長	山 本 照 男 君
健 康 管 理 課 長	実 川 薫 君	食 肉 セ ン タ ー 長	土 屋 文 雄 君
東 陽 病 院 長	田 鍋 悦 央 君	会 計 管 理 者	海 保 清 一 郎 君
事 務 長	海 保 教 之 君	教 育 課 長	小 堀 正 博 君
教 育 長	越 川 岳 君	代 表 監 査 委 員	大 木 國 臣 君
社 会 文 化 課 長			

職務のため出席した者の職氏名

局 長	實 川 裕 宣	書 記	須 合 京 子
-----	---------	-----	---------

開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

本日、町長より追加議案の送付があり、これを受理したのでご報告申し上げます。

これより日程に入ります。

議案第13号ないし議案第15号の上程、説明

議長（八角健一君） 日程第1、議案第13号ないし議案第15号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

議会開会2日目、まことにご苦労さまでございます。

ところで、先週の12日の水曜日、安倍内閣総理大臣が突然の辞意表明を行い、国政の場では大変な混乱が続いております。自民党総裁選挙が9月23日に実施される予定ですが、新たな総理大臣のもとで、いち早く政局が安定するよう強く望むものであります。

それでは早速、追加議案の説明をさせていただきます。

今議会開会初日の政務報告の中でご説明いたしました横芝中学校建設事業に伴う3件の工事についてであります。このたび資格審査が終了し、契約議決を求める追加議案を提出させていただきましたので、その提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号の横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（杭）請負契約の締結について、議案第14号の横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（電気）請負契約の締結について、議案第15号の横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（機械）請負契約の締結についての議案第13号から15号までの横芝中学校建設工事関係については、いずれも請負契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会

の議決を求めるべく提案したものであります。

以上、このたび追加提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長より細部説明を加えさせますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、担当課長の説明を求めます。

企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは初めに、議案第13号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（杭）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（杭）請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る9月10日に4社の参加による受注希望型競争入札を行い、三谷セキサン株式会社が入札書比較予定価格1億8,228万円に対しまして、入札金額1億7,500万円で落札候補者となり、9月11日に設計者の意見を確かめながら資格審査を行い、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えた額1億8,375万円を契約金額とし、東京都台東区柳橋二丁目19番6号、三谷セキサン株式会社東京支店支店長、西畠正泰を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けないで実施いたしました。参考までに他社の入札価格をお知らせしますと、前田製管株式会社1億8,010万円、ジャパンパイル株式会社と日本ヒューム株式会社は同額で1億8,100万円で行いました。

続きまして、議案第14号でございます。横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（電気）請負契約の締結についてでございます。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（電気）請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る9月10日に10社の参加による受注希望型競争入札を行い、株式会社栄光社が入札書比較予定価格2億7,459万円に対しまして、入札金額1億8,300万円で落札候補者となり、9月11日に設計者の意見を確かめるとともに予定額に対する入札額の開きが大きかったことから、過去に施工いたしました施設の発注者の意見並びに完成後の施設の状況の調査結果を踏まえた資格審査を行いまして、落札者に決定いたしましたことから、入札額に消費税を加えました1億9,215万円を契約金額として、千葉県千葉市中央区

蘇我町一丁目306番地2、株式会社栄光社、代表取締役小幡陽一を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けずに実施いたしました。参考までに他社の入札価格をお知らせしますと、日本コムシス株式会社2億1,600万円、株式会社尾高電工2億5,900万円、福井電機株式会社2億6,000万円、株式会社橋本電業社、同じく2億6,000万円、城南電設企業株式会社2億6,200万円、小峯電業株式会社2億6,500万円、高率電設株式会社2億6,650万円、株式会社昭永電設2億6,900万円、旭日電気工業株式会社2億7,000万円で行いました。

続きまして、議案第15号でございます。横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（機械）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

契約の目的は、横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（機械）請負契約でございます。

契約の方法は一般競争入札で、去る9月10日に4社の参加による受注希望型競争入札を行い、東洋熱工業株式会社が入札書比較予定価格3億2,852万円に対しまして、入札金額3億600万円で落札候補者となり、9月11日に設計者の意見を確かめながら資格審査を行い、落札者に決定しましたことから、入札額に消費税を加えた額3億2,130万円を契約金額とし、千葉県千葉市中央区中央三丁目3番8号、日本生命千葉中央ビル内、東洋熱工業株式会社関東支店、取締役支店長、川村光幸を契約の相手方として請負契約を締結しようとするものでございます。

なお、受注希望型競争入札は、予定価格を公表し、最低制限価格を設けずに実施いたしました。参考までに他社の入札価格をお知らせしますと、斎久工業株式会社3億900万円、ダイダン株式会社3億1,000万円、株式会社テクノ菱和3億1,400万円で行いました。

以上、議案第13号から15号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

一般質問

議長（八角健一君） 日程2、これより一般質問を行います。

森 川 忠 君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

森川忠君。

〔2番議員 森川 忠君登壇〕

2番（森川 忠君） 議長のお許しを得まして、今9月定例議会において、最初の一般質問をさせていただきます。

行政関係の2点、そして産業関係の1点についてお伺いし、また提言をさせていただきます。

横芝光町が誕生後、約1年半が過ぎようとしております。風土、慣習の異なる2町が合併し、誕生した当町にもようやくなれてきたという声も聞かれますが、まだまだ旧横芝町、光町という意識が強いことも事実ではないでしょうか。一つの行政区、そして一つの町を感じるようになるには、役場の職員の皆様が行政のプロとしてリーダーシップを発揮していただくことが大事であろうと思います。

最初に、町民の声を迅速かつ的確に行政に反映させるために、役場全職員を仮称ではございますが、行政相談員、あるいは行政事務連絡員などと任命することについて提言させていただき、町長にお伺いいたします。

町民が行政に対し要望または苦情があっても、役場に出向いて申し出ることはおっくうであったり、またちゅうちょしがちかと思えます。そしてそれが募ると行政に対しての不満につながる人が多いかと思えます。このようなことをなくすには、町民と行政の風通しをよくすること、そのことが大事ではないかと考えます。風通しをよくする、つまり町民と行政とのパイプ役として、例えば職員を、住んでいる町内会ないしは近くの町内会を担当する行政相談員あるいは行政事務連絡員に任命することはいかがでしょうか。近くに住んでいる顔見知りの職員であれば、町民も気軽に苦情を話したり、また要望等も言えるのではないのでしょうか。職員は相談された事項を担当課に伝え、その結果を町民に連絡するといったようなシステムを構築することはいかがでしょうか。要望事項が即決されることは少ないでしょう。例えばそこでそれを企画課等でまとめて、今後の施策立案に反映させることができると思います。

懇談会などでは、型苦しくかみしもを着た論議になりがちになり、生の声が出にくいのではないかと考えられます。行政相談員のような制度は財源を要することもなく、常に町民にアンテナを向けている制度であり、早急な実現に対し、町長はいかがお考えか、ご所見をお伺いいたします。

次に、行政関係 2 点目であります。町の行政全般について、町民の意見や提案を募集する問題について質問いたします。

町民を代表するのが議会であり、我々議員は、町民は何を望み、何を望まないのか、常に住民意思を把握して尊重するように努めなければならないと思いますが、それは容易なことではありません。また、町民も行政に対して立派な意見を持っていたとしても、議員や執行機関、執行部に対して物を申すということ、またそれを期待することも至難であります。

それでは、どうすればよいか。町民が意見を申しやすい、そしてまた提案しやすい環境を整えることであろうかと思えます。このような問題に例を挙げて話させていただきますと、埼玉県のある町では、まちづくりに対する意見や提案を募集するために、毎月配布されている広報紙に切り取り式で料金受取人払いとか後払いのはがきをつける試みを行ったそうです。幅広く町民にアイデア等を寄せていただき、町政に反映していくとし、今後も定期的にはがきをつけていくことも検討しているようです。このような方法は 1 回で完結するということではないので、年に 3 回ないしは 4 回は実施することが必要かつ有効かと思われれます。特に財源を要するわけではありません。事務量も大きく増加するわけではないので、早々にも実施すべきと考えておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。

続いて 3 点目、産業関係についてお伺いいたします。

現在、銚子連絡道路、横芝光インターチェンジ付近にて開催されている地域振興施設、チャレンジハウスについてであります。この施設は町内のやる気のある皆さんがチャレンジできる施設、そしてまた地産地消、食育宣言のまち、横芝光町の事業計画の一環という位置づけと認識しております。

本年 4 月よりチャレンジハウス運営組織検討委員会が設立されました。商工団体、農業団体を初め、多くの関係団体の 26 名で構成され、毎月会議が行われております。町議会からも川島透議員、野村和好議員、越川洋一議員にご協力をいただいております。現在はチャレンジハウスの前段として毎月第 1 日曜日にテントを数張設置し、チャレンジテントという名で地元物産を中心に実験店舗を行っております。野菜、お米、加工品、果物など、毎回 10 点ほどの出店をいただいております。あわせてイベントを行い、さまざまな催しもなされております。過去 5 回開催されました。4 回目まではインターチェンジ南側の県有地にて行いました。今月開催された 5 回目は、インターチェンジ北側の町有地と舗装されている県有地を使用しました。ご存じの方も多いかと思えますが、4 回目まではインター南側は入り口が約 3.6 メートルと非常に狭く、有料道路の始終点の直前と

いう大変危険な条件であり、警備員を配置し行いましたが、大変危険だということで検討した結果、5回目の今月からは、より出入りの安全な北側に移しました。来店された方々からの意見を聞きますと、出入りの容易さ、また舗装の部分が多く、買い物が大変快適にできるとご好評をいただきました。今後は北側で行おうという意見で合致いたしました。

現在は、産業振興課の高埜課長を初め、課の方々には大変ご協力をいただき、また協力なければ進まないというのが実態であります。来店者の方にアンケートをいただいております。その多くは固定した建物、より多くの商品、そしてよりきれいなトイレ等を望む声があり、早期の実現を期待されております。昨年6月議会の中で、18年度中には建設をし、公設民営で行いたいという町長のお話でしたが、県の道路計画と関連した事業でもあるとは存じますが、今後のチャレンジハウスの予定、そして現在行われているチャレンジテントのあり方等についてのお考え、ご所見をお示しく下さい。

以上、3点についてご質問いたします。よろしく願いいたします。

〔2番議員 森川 忠君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 森川議員の行政関係についてのご質問にお答えします。

初めに、行政相談員の導入をということでございますが、議員ご質問のとおり、住民の声を迅速かつ的確に行政に反映させることは、まちづくりを進める上でも最も大切なことでもあります。とりわけ町職員は、行政と地域住民のパイプ役として、行政情報の提供や地域活動をサポートし、個性的で活力ある地域づくりを支援していく必要があります。また常日ごろ、住民から出されるまちづくりに関するご意見やご質問を、できる限り行政に反映させようとする姿勢を有していることが、職員のあるべき姿であると思います。

この基本的な考え方に立ち、ご質問いただいた内容を検討してまいりましたところ、議員のご提示どおり、この制度により個性的で活力ある地域づくりが図れるものと思われま

しかしながら、ここで一番大切なことは、（仮称）行政事務連絡員を制度として運営する前に、職員一人一人がその日常生活の中で、住民意見の集約を図り、あわせて行政情報を提供しつつ、官民協働のまちづくり活動を自然体に展開できるよう意識改革を図っていくことにあると思っております。

これらのことから、今般、職員意識の改革を図る目的で、町長としてまちづくりに対する

思いを、そして職員のあるべき姿を文章にしたため、メッセージとして全職員に発信したところであります。その内容は職員一人一人が住民と親密なる接点を持ち、お互いに意思疎通を図り、共通理解の上、まちづくりを進めること、居住する地域や仕事で関係の深い地域等においても、住民とともに自主的な取り組みや生活に身近な課題の解決を図り、その他の地域活動においても、側面から支援やアドバイスを行う心構えを持って職員が仕事に臨むことができれば、必ずや信頼関係で結ばれた心の通い合った町が建設できることを伝えました。

したがいまして、ご質問の事業を制度化することよりも、職員一人一人の意識改革を図り、官民が信頼関係で結ばれたまちづくりを進めていくことに努力をしてまいりたいと思いますので、ひとつご理解とご協力のほどをお願いを申し上げます。

なお、敬老事業の1つであります敬老記念品と町長書状の配布を、職員の意識改革の先駆けとしまして、また町初めての試みとして、職員が町長の代理者となり行ったところであります。これは町長の代理者として、職員が直接ご長寿を迎えた高齢者に会うことにより、高齢者の生活を幾らかでも把握でき、有事の際においても、ここで得た情報と経験は必ず役に立つものであると思うからでございます。今後も職員ともども住民の視点で行政運営ができるよう努力してまいり所存でございます。

次に、住民からの意見、提案の募集についてということでご質問をいただきましたが、合併以前から、旧横芝町、旧光町ともに、町民の皆さんのご意見、ご要望を幅広く伺い、町政に反映させるという趣旨から、町長への手紙の受け付けをしており、旧横芝町においては、年に1度期限を定め、11月号の広報紙に、町長への手紙の用紙を折り込んで、ご意見を募ってまいりましたが、送付されてくる手紙の中には、住所、氏名を記載しない手紙、いわゆる、いたずら半分で町を誹謗中傷する手紙が数多かつたため、合併協議の中で検討した結果、新町においては、町長への手紙の広報紙への折り込みは行わないこととしておりました。

しかしながら、町民の皆さんのご意見、ご要望を幅広く伺うことは大変重要なことであると認識しており、現在では、特に期限を切らずに、いつでも、どこからでもインターネットによる町長への手紙の受け付けをしております。また、役場を初め行政センター、図書館、町民会館、文化会館、プラムなど、町の各施設の窓口には、常時、町長への手紙の用紙を置き、いつでも受け付けできる体制にしております。

これらによる平成18年度の町長への手紙の受け付け件数は、インターネットで34件、紙ベースで33件、合計67件であり、合併前よりも件数的にふえておりますが、この中で、いたずら半分の手紙はほとんどなく、町政を行う上で貴重なご意見として参考にさせていただいて

おります。

今後も「未来を創る住民の視点で」を信条に、多くの皆様のご意見、ご要望を参考にしながら、地域格差のない均衡あるまちづくりを目指したいと考えておりますので、ご理解、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

続きまして、今後のチャレンジハウスの予定、計画ということではありますが、チャレンジハウスの建設計画は、銚子連絡道路の計画変更に伴い、一時的に見合わせてまいりました。今後2期区間が完成するまでには、都市計画の決定や測量、地質調査、用地交渉など、1期区間を例にした場合、約10年の月日を費やしていることと、道路事業が優先されると思われることから、県等に設置する予定の休憩施設も、やはり近年中に施工されることは極めて厳しい状況であります。

したがって、チャレンジハウスの建設についても、このような状況下で大がかりな施設整備は時期尚早と判断しているところであります。

チャレンジテントでございますが、先ほど申し上げましたとおり、銚子連絡道の計画変更に伴い、チャレンジハウスの建設を見合わせている中で、県に対して2期区間の早期着工と周辺土地の有効利用を促すとともに、将来的に建設すべくチャレンジハウス運営のノウハウを調査・研究するために開催することと運営組織検討委員会で進めているものでございます。

そのような中で、特には、利用者からの直接意見を伺えることや、アンケート調査によって消費者ニーズというものが、より明確になってきたものと認識しているところでもあります。

しかし、実験店舗開催時のテントの設営や撤去が運営組織検討委員の皆さんや出店者の皆さんの負担になっていること、時期によっては出店数、出店物が少ないこと、さらに、月1回の開催では利用者に認知されにくいなど、課題もあるわけでございます。

したがって、これらの課題を解決するために、まずチャレンジテントの運営方法の充実、つまりチャレンジハウスを整備した場合、それらの運営が主体的に行えるような組織を確立することが先決と考えるところであります。

その上に立って申し上げるならば、簡易的な建物を構築することも検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願いするものでございます。

以上、森川議員に対する壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） 3点について町長にお答えいただきましたけれども、先ほども申しましたとおり、最初の質問でございますけれども、地域を担当するということでございます。しかしながら、町民の生の意見は、町、そしてまた職員に対して、もっと希望するものが多くございます。その辺の認識を持って、より行政相談員等の構築をしていただければと思います。

そして、広報紙に載せる住民の意見を聞くことでございますけれども、年間で約67件のご意見があったということでございます。この数でございますけれども、まだまだ少ないと思うわけでありまして。より広く、より多くの町民の皆様の意見を聞くには、やはり、こちらから手を差し伸べ、より簡易的な方法でやるのが妥当ではないかと考えます。ぜひとも広報紙に、先ほど申しましたようなはがきをつけていただき、やっていただきたいと考えております。

3点目のチャレンジハウスでございますけれども、町長お話しのように、銚子連絡道の予定が約10年ずれると聞いております。しかしながら、地産地消、食育宣言の町ということで、さらなる力を発揮したく、私、個人的にも頑張っているところでございます。一度町長にも来ていただき、現状を見ていただきましたけれども、また今後とも町長に来ていただき、さらなるさまざまな意見をちょうだいしたいと思います。

例えば、トイレ、休憩所とか、そのような比較的予算のかからないものでもという意見が多くございますけれども、簡易的にもやっていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか、お尋ねいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、森川議員さんの自席から答弁させていただきます。

まず、地域を担当する町職員のものにつきましては、先ほど壇上からの答弁でもありましたとおり、やはりこれは非常に大切であるということは十分認識をしております。そうした中で、今、これからますます行政改革のもと、人員削減を図っていかなければならない部分において、それらはなかなか職務中、または職務外に行う職務だとかという部分で、非常に技術的にも難しいところがあるのかなというようなところでありますけれども、まず、先ほど申し上げましたとおり、その部分につきましては、まず職員一人一人の意識を変えていくんだと。あくまでも私が申しているのは、この間の町長からのメッセージだけでなく、町民と、それこそ行き会ったとき、行政の話、町の話になった場合は、本当に町民との接点で

ある窓口にせよ、街角であったにせよ、町長に成りかわってのつもりで、住民の立場に立って、視線に立って話を聞くよう、それは常々申し上げているところでございますので、そうした中で、そういう制度が必要なくても、町民からそういうようなお話、要望が出ないような体制づくりに努めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

続きまして、広報紙のはがきの件でございますけれども、一応、合併協議の中で、それがあったということで、このように壇上からお答えをさせてもらったわけでございますけれども、今後、今現在、町長への手紙というのは、広報紙と同じA4の大きさのものがございます。議員ご存じでいらっしゃいましょうか、これは切手を張らなくても、郵便ポストに入れてくれれば、町へ届くようになっております。その辺の分について、それをもうちょっと検討してまいりたいと思います。広報紙に試験的に挟んでみるとか、あとは回覧板の広報紙を配るときに、一番下に何枚か入れてみるとか、そういうふうにちょっと検討をしてみたいと思いますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

それと3点目のチャレンジハウスの建設というか、簡易的なものの建設でございますけれども、おっしゃるとおり、今、まだまだ私も一度、二度しかお邪魔をさせてもらってございませんけれども、これからもっと多くの皆さんが参加をできるような体制を、まずその運営委員会の中でつくっていただいた中で、産業課長と、この間もちょっと協議をした中では、簡易的なものはやはり必要なのかなど。その辺のところを、ちょっと運営委員の皆さんと1回協議をさせてもらって進めてまいりたいと思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 森川忠君。

2番（森川 忠君） それでは、前向きにお考えいただくということで承りたいと思います。

特に、町長の信条でございます「未来を考える住民の視点で」ということでございますので、常に住民の視点で行政運営を願いたいと望むものでございます。

チャレンジテントに関しましては、やはり連絡道等の関連がございますので、町の一存では決められないことは重々認識しております。ただ、産業課長に数字的なもの、今までの来店者数とか出店数とか、その辺の数字でわかる範囲でお聞かせ願えればと思います。それをもって質問を終わらせていただきたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） まず、5月6日から第1回目が始まったわけでありますけれども、5月6日には約300人、6月3日には500人、7月1日には250人、8月5日が120人、9月2日が350人程度でございました。7月、8月は他の行事あるいはまつり、それから猛暑に重なったため、やや減少があったというふうに思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 以上で森川忠君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は10時55分といたします。

（午前10時41分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

伊藤 囿 樹 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

伊藤囿樹君。

〔11番議員 伊藤囿樹君登壇〕

11番（伊藤囿樹君） おはようございます。

テレビや新聞など、報道等で皆さん、ご承知かと思いますが、東北地方、岩手、青森、秋田という大変な水害に見舞われているという状況でございまして、地震といい、またこういう水害といい、ジョウシヨなのか異常なのかわかりませんが、心より言葉のお見舞いを申し上げる次第でもございます。

それとまた、この辺に关しましては、私どものふるさとというのは、秋の収穫も終わりました、まさに静かな田園風景を臨めるという、まことに恵まれた環境の中に憂いを感じさせる、そんな状況かと思えます。そんなことを思いながら質問させていただきます。

まず1点目の中学校建設についてでございますけれども、その1番目として、軟弱地盤に対する対応という、十分な対応ができているのかという質問でございますが、この中学校建設に关しましては、設計あるいは建設と大変な協議、議論の上の中で、関係各位の努力によりまして、横芝中学校建設着工の運びとなった経緯でございますけれども、まず第1番目には、どういう状況下であろうとも、子供たちが学びやすい環境のもとで、よりよい教育が受

けられるという、これが大前提でございましょう。この中学校におきましては、20年、30年、あるいは50年という長い歳月で、次の世代に受け継がなければならないという重要な建設事業ではないかなという思いがするわけであります。当然ながら十分な検討はなされていると思いますけれども、その建設用地のこととございまして、祖先からこの地を見ながら、その地盤の状況をよくご承知の地域の皆さん方、あそこの場所は軟弱、一番地面が地盤が弱いんだという、そういう懸念を持たれている方々が非常に多くいらっしゃるということでありましょう。そういった軟弱な地盤ではありましようけれども現代建設の技術をもってのことではありましようけれども、地質調査あるいはボーリング等、十分精査をなされて行われていることとは思いますが、結果として安全な地層まで、何か伺うところによりますと、浅いところでも24メートル、深いところだと28メートルという、そういったところまでくい打ち、あるいはバイル打ちをしなければならないということとございまして、現実として、どのような工法で、心配なされている方々に、これなら大丈夫だという安心を与えられるのかと。その内容をお伺いをするものでございまして。

それと、先ほどございましたように、基礎と建物あるいはグラウンドという個別入札ということとございまして、これは昨今、春先ごろですか、関西の方で大手ゼネコンの談合問題、そういうことでゼネコン各社の謹慎期間というのがございまして、この9月に入りまして、その期間が解禁になるという、何カ月間かの指名停止はございましたけれども、9月に解禁になられまして、それを待って、この入札という、まことしやかにそのような話とございまして、こういう大手ゼネコンでなければならないのか、地域の業者には資格のあるものはないのか、地域活性化には何らかの方策を講じる必要があるのかなというような気もするわけとございまして。

先ほどの追加提案、落札ではなく落札予定者というように伺ってもいるわけでありまして、中には94%あるいは96%、強いて言うならば66%の落札率という、そういうことも知らされているわけとございまして、高ければ談合だと、安ければこれでよいのかという思いは、これは人の常でありましようし、ましてやその辺のお考えはどうなのか、66%で果たして大丈夫なのかどうか、これはいろいろな観点からの見通しかと思いますが、それにも増して、1つ町長に伺いたいのは、66%で1億の削減ができた。今までの中学校建設では、すべてのものを節約、節約、カットという形で推し進めてきた経緯もございまして、66%が果たしていい悪いという問題ではなくて、1億抜けたから、喜んで果たしていいものかどうか。と同時に、またきょう追加提案された内容が、これからの権利ということになる

はずなんですけれども、これが、ちまたでは入札で1億抜けたんだよと、そういう会話が飛び交っているということは、またこれもいかなものなのかなという気がするわけでありませう。参加業者、いろいろありましようけれども、そういう面も考えていただきたいと思いません。

それと入札あるいは落札の公告というのがございますが、今まではある程度の横芝時代は入札予定公告、落札決定報告こういうのがございました。こういったものは知らせなくてもいいということであれば、我々議会の勉強不足や、あるいは認識不足ということもありませんけれども、一般の皆さんが知り得ている情報を議員が知らないというのは、非常にこれは迷惑千万であるということ、議員は何をしているのかと聞かれたときに、町へ行って聞いてくれと、これは非常に忍びない部分もございます。

落札予定あるいは入札予定、落札決定という、そのような数値というものを内容的なものを含めてお知らせ願えればということでございますが、この入札、落札につきましても、今月の広報にもございますように、町が行っている入札契約方式と、中には受注希望方競争入札、これは会社の施工実績あるいは技術者の比較というものを把握しながら、この受注希望型というのは、入札参加者の受注意欲が反映されて非常によろしいのという趣旨の説明をつけ加えてのこの広報がでございます。と同時に、またもう一方では、指名競争入札、これは指名競争入札でありますゆえに、健全な質の高い工事が確保されるという利点がございますが、指名によりまして、中には入札者が限定されるということでございまして、談合を誘発しやすいという、そういう欠点もあると、こういった欠点もあるがために、この近隣の自治体では、これにかわる入札制度の導入を考えている、近隣町村の自治体は結構でありますけれども、当横芝光には、指名競争入札にかわるどのようなものと考えていらっしゃるのか、近隣の自治体ではなく、横芝光でのお考えは、どのような方向性にあるのか、検討してまいりますというのはよく聞かれますけれども、どのような内容で、どのような方向性が出るのかということでございます。その辺もあわせてお願いをさせていただきたい思います。

そして2番目、長塚・北清水橋、そして粟嶋橋の進捗状況ということでございますけれども、粟嶋橋の件でございますが、「人と自然が共生する横芝光」というキャッチフレーズもございますけれども、この粟山川にかかる橋梁の中でも、最も古い由緒ある親しみのある、半世紀以上もご利用なされたような橋であり、その橋が老朽化に伴い、橋げたが浮き、橋梁が沈み、浮き沈みができて、現在では通行どめということになっております。これは地域の皆さんにとりましては、生活道路橋ということでございまして、なくてはならない橋ではな

かろうかというように思うわけでありませう。

皆さん方、町長にお願いということで町の方にも来ているようでございますけれども、粟嶋橋完成には約3年の歳月が必要だということでありませうが、とても3年は待てない。今現在の橋の架設をお願いをしたい。少しでも早い利用ができるようなということのお考えでありますけれども、河川敷というのは、県あるいは国という地権者というか所有がございませうので、手続上のいろいろな面倒さはあろうかと思ひませうが、地域の皆さんの要望にこたえるがためにも、先般の追加補正が出ていたようでありますが、一日も早い橋の通行ができるような、通行どめ解除をいただけるような、利用できるような方法で早急に対応をしていただければなというように思ひませう。

続きまして、長塚・北清水橋、仮称ではありますが、そんな名前がついているようでありますけれども、先般、この農免道路に関する長塚・北清水橋であります、南は山武市、茂原市、東は匝瑳市、旭市というような地域を結ぶ非常に重要かつ必要な道路、橋であろうかというように思ひませうが、その中で長塚・北清水橋の橋に関して、町長は昨年9月、ことは測量に入りますという答弁をいただいておりますけれども、地元の皆さんとの話し合い、あるいは調整の段階で、11月からですか、5回の話し合いの場あるいは説明の場をお開きになったということございませう。

ルートの変更も二度、三度あったようでございませうが、ルートというのは、変更すればするほど議論、意見の違ひは出てくるものでありませう。そして最終的には地域の皆さんの要望を取り入れて、現在の図面ができ上がったということございませう、私どもそれにまつわる光地区、あるいは横芝地区、7名の議員、声がかかりまして、6回目の説明会に参加をさせていただいたところでございませう、8月25日でしたか。我々はその中で、地域の皆さんの要望のもとにでき上がった図面だということ、最終的な理解を求め、これでよしという最後の結びの説明会なのかなという認識のもとに、その場に参加をさせていただいたところであります。

参加をしてみても気づいたことは、聞いていたのと現場とは大分意見の差があるということでありませう、地元の皆さんの考えとしては、町長に要望はしてあるが聞き入れてはもらえない。町にしてみれば、地域の皆さんの要望を取り入れたルートであると。これは大きな行き違ひがあるのではないのかなと。地元の皆さんは、新しい道路を建設するのであるならば、交差点は直角90度、交差点過ぎてのアーは、あるよりはなない方がいいだろうと。ですから道路はなるべくアーをつくらないという時点の中で、地域の皆さんは要望をなされている。

大きなルート変更ということではなくて、交差点の角度が多少変わる、あるいは道路のルートが変わるといふ、やってできない話ではないと、そういう中での当局の説明というのが、できた図面、これでいきますという、今までの経緯もあろうかとは思いますが、町長もいささか熱を帯びて、熱気を帯びていたような感じもするわけでありまして、先ほども言われましたように、住民の視点に立ってという、町長の観念があるならば、この地元との話し合い、恐らく22日の、私感じたところには、これでは話にはならないという、まずもってその場の物別れになったのかなという、そんな感じが非常に強くしたところでもあります。

1年経過をいたしまして、どうしても必要であると、地域の皆さんは道路、橋には賛成なんです。ですから、ルートがどうだという大きな問題、それはいろいろの経緯があり、結果として出てきたのは理解はできるんですね。もう一つ掘り下げた地域の皆さん、協力なくして完成というのにはあり得ないということでもありますので、地域の皆さんの意見をもうひとつくみいただきまして、これが猶予できないものなのか、担当課あるいは執行部のお考えを伺うものでございます。

3番目、行政センターの今後の取り扱いということでございますけれども、福祉課あるいは社会福祉協議会というのが、旧横芝光町の行政センター、役場でございますが、ここでこの福祉課、社会福祉協議会、これの移転先は、今どのような方向性を持たれておるのかということでございます。本町に移転ということであれば、中央集中型、これもやむを得ないと同時に、またいろんな諸証明の発行で、郵便局4カ所、サビア内1カ所という、地域の皆さん、住民の皆さんには大変喜ばれているという状況の中ではありますけれども、行政センターでも行われているというのが、来年3月をめどに廃止の方向だと。年配の方々あるいは地域の皆さんにおかれましては、この役場というのは、行政センターというのは、非常に親しみのあるところだと。私、個人的に思うのには、行政センターというところ、また役場というところは、愛着のある場所ではございますので、行革、流れの中でと言われればそこまでありますけれども、行政センターは人間の感情と情を売り物にしている、そういう行政のサービス、これも住民サービスの一環ではないのかなと。サビアの中にあるのも利便性もあり喜ばれているのも、これも理解できます。しかし、サビアの中では時間を売っているだろうと。行政センターは、情、人間味を売っているだろうと。そういうことも含めまして、当面あれが廃止だということであれば、公民館、今、シルバー人材が利用なされています。ああいう建物の中で、小規模でもいいから、それにかわるものがやれないものなのか、これも

サービスの一環ということで、私は思うわけではありますが、その辺はどういうお考えでございましょうか。

それと2点目の3月を廃止のめどにということでありまして、6月の定例会の中で、近々に検討委員会を立ち上げるということになりました。3月に廃止という前提のもとに、何のための検討委員会なのか、もし開かれているのであれば、どういうメンバー構成で、どういう内容で推し進めていらっしゃるのか、できればお伺いをさせていただきます。

4点目の、九十九里救急医療センター促進状況ということでございますけれども、まず1点目、東陽病院の位置づけと方向性、これは常々、皆さん方ご心配なされているところでもありますけれども、この救急医療センターに関しましては、県内ワースト上位、山武郡市ということでありまして、多くの皆さんが、そのセンター建設を待ち望んでいるというのも現状でありますけれども、いろんな諸問題、意見の違い等があって、これは大変難しいことだとは思いますが、町の考えをもって、このセンター確立に向かっている町長として、山武医療センターが九十九里医療センターになって、長生郡市も含めた中での建設構想ということでありまして、その後のこの医療センターの構築はどうなっているのか。各地区の、各市町の関係議論もある中でございますので、その促進状況ということをちょっと伺ってみたい。

そういった中で、東陽病院、いつも出ますけれども、東陽病院の位置づけというのは、どのような考えか、成東、大網というのは、その中に入っていると。東陽病院だけが入っていない。しかし、この東陽病院と病院運営というのも非常に難しかりょうと。それこそ医療内容からいきまして、結構な赤字を抱えておるといふ病院経営でございますけれども、またこれも検討委員会、検討委員会、何度も出てきますけれども、病院の検討委員会をお開きになれる、どのようなメンバーで、どういう内容を議論なされているのかは定かではございませんけれども、こういった検討委員会のメンバー構成あるいは内容というのは、東陽病院の方向性、内容にどのような変化をもたらしてきたのか、どのような価値観が出て、生まれてきているのか、お伺いをするものでございます。

その内容にもよりますけれども、現在では東陽病院では、外来、いつも同じような数値を聞くだけでありますけれども、中には、いろんな意見を伺ってみますと、リハビリセンターを設けてはどうだろうかとか、町内にあるリハビリ場、いろいろな療養所がございますけれども、町内の皆さんは、ほとんどが町外へ出向いて、その治療を受けられていると。横芝光の中でも高齢者と言われる方が約4,000人以上ということでございますので、まちづくりと

いうのは、人の健康づくりから始まるのではないかなという、そんな気もするわけでありませうけれども、そういった面で、東陽病院の内容、もっと充実なされた検討委員会を意見をお伺いをしてまいりたいと思います。

そういう中で、去年ですか、やはり町長にお伺いしますが、民営化も選択肢の1つであるという、そういうご意見でございましたが、病院が民営化、これは要するに民営化というのは指定管理者制度という流れかと思いますが、そういうことになれば病院はなくなるでしょう。療養型の老人ホームという、これは目に見えているような気がいたします。今ある東陽病院、町立の東陽病院、健康づくり、町民のためにということで民営化という見解をお示しになられた現在の町長のお考えはいかがなものか、町民の健康を考えて、町長の振興策、お考え、内容をお伺いするものでございます。

以上、4点お伺いをいたしまして壇上からの質問とさせていただきます。

〔11番議員 伊藤圀樹君降壇〕

議長（八角健一君） 伊藤圀樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、伊藤圀樹議員のご質問にお答えをいたします。

ちょっと多岐にわたってのご質問があった中で、とりあえず通告の中にあつた部分について壇上からお答えをさせていただいて、それは次の自席からの答弁をしたいと思いますので、よろしく願います。

私からは、長塚・北清水橋、粟嶋橋の進捗状況についてと、九十九里救急医療センターの促進状況について質問にお答えをします。そのほかの質問につきましては、それぞれ担当課長に答弁させますので、よろしく願いを申し上げます。

それでは初めに、新粟嶋橋についてでございますが、この事業につきましては、ご案内のとおり、昨年度より橋梁を含む第1期区間600メートルを道路改良事業として地方道路交付金並びに合併特例債事業として採択を受け、総事業費約8億円をもって平成22年度完成の予定で進めているところでございます。

現在、計画しているルートは、通行どめにしている粟嶋橋より300メートル下流になるところでございますが、さきの政務報告でも触れましたように、ここに建設される橋梁は100メートル近い大変長い大橋のため整備を県当局をお願いをしておりましたが、先般、県財政の大変厳しい中、県当局のご高配によりまして、この整備を広域河川改修事業に取り込んで

いただく方向となりました。

今後は、県と町でこの橋梁工事費の負担割合を含めた基本協定を締結し、平成22年度までに完成させる予定であります。これによりまして橋梁部は町と県との合併施工となり、結果として町が負担する道路改良事業費の一部軽減につながることとなります。本年度の事業につきましては、総額9,400万円をもって橋梁詳細設計、地質調査の委託とともに、残っております用地をすべて取得し、道路盛土工事等を行う予定であり、本年度末の進捗率は、事業費ベースで19%になる見込みでございます。

なお、来年度には橋梁の下部工事に着手する予定であります。一日も早い完成に向け、本事業を推進してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、長塚・北清水橋についてでございますが、この計画路線は、ご案内のとおり匝瑳市から茂原市に至る幹線道路の一部であり、現在の予定では、整備延長は約1,300メートル、概算ではあります。総事業費約13億円をもって平成26年度までに完成させる見込みであります。

なお、橋梁を含む県道横芝停車場白浜線の交差点までの1,000メートル区間は、平成23年度までに整備する予定であります。当初、地元長塚区においても、新たに幹線道路ができるということで、町が示した計画ルートに沿った住民にとっては、これまでの生活環境が一変してしまうという大きな反響があったところでもありまして、このような状況のもと、当初のルートは変わるものとして、主に地元の皆さんでたたき台となる新たなルートの検討をしていただき、町も地域とともに道路づくりを進めることとし、これにほぼ沿った形での計画を立てたところであります。

これに対しても沿線住民からは、道路環境、交通安全対策等について、さまざまな要望、提案がなされたところでありますが、ようやく先月の地元説明会において合意形成がなされたと思っております。しかしながら、まだ一部の方にはご理解いただけないところもありますが、町発展のためにも、ぜひとも必要な幹線道路でございますので、今後ご協力いただけるよう最善の努力を傾注してまいりたいと思っております。

本年度は、事業を進めていく上で必要な路線用地測量、地質調査、物件調査、橋梁詳細設計等の作業を実施していく予定でありますので、議員皆様におかれましては節にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、九十九里救急医療セターの促進状況についてのご質問にお答えします。

まず1点目の東陽病院の位置づけと方向についてでございますが、さきの6月議会での若

梅議員からのご質問に対しまして、「計画の再修正案の中で、横芝光町の医療ニーズ等を踏まえながら計画を見直す中で、この計画の枠組みに加えるとされたところから、県の具体的な財政支援が明らかになった時点で、住民にとって望ましい位置づけについて、議会の皆様と協議をさせていただきたい」とお答えをしたところでございますが、その後、7月11日に山武・長生の合同市町村長会議が茂原市役所を会場に開催され、その結果、今後の救急医療については、山武・長生それぞれの地域で整備していくことは困難なことは明らかであることから、より広域的な考え方の中で連携がとれるのか、視点を定めて検討していくことで合意が得られたところでございますが、長生郡市では、市町村合併問題や長生病院の建てかえ計画などの課題も抱えている状況から、慎重な対応が必要であるものと考えております。

そして、その翌日の7月12日には、山武郡市の市町会議が開催され、九十九里地域医療センターの今後の事業展開の方向性について検討がなされ、今後は医療センター長の予定者を選任した上で、センター長予定者を中心に、各病院長や医師会の医療関係者等をメンバーに新たな検討組織を立ち上げ、東陽病院の加入形態も含め、長生郡市との連携・参画、各病院の診療科目や人員配備など、医療機能の詳細について煮詰めていくことになるものと思われまますが、その前段では東陽病院の加入も前提とした上での全体の事業手法、運営形態に応じたシミュレーションが作成されるので、その時点で本計画における東陽病院の位置づけがどうあるべきか、議会の皆様のご意見も伺いたいと考えておりますので、よろしくご理解、ご協力をお願いするところでございます。

続きまして、2点目の検討委員会の意見内容でございますが、東陽病院運営検討委員会はどのような協議がされているのかということかと存じますが、ただいま申し上げました医療センター計画への参画についても議題に取り上げ、協議もいたしました。山武地域の3次救急医療機関が整備されることは望ましいが、運営に必要な数の医師を確保できるのか疑問があるほか、財政的な部分での問題なども話し合われたところであります。

また、そのほか医療依存度の低い長期入院患者への対応や、それに伴う平均在院日数の長期化による収入の減少にかかわる対策、あるいは医療制度改革によって削減されることが決定している療養病床の転換と入院患者に対する対応、患者サービスの向上のための待ち時間の短縮など、病院が抱えるさまざまな諸問題について協議を重ね、経営の改善と地域医療の充実を図るための方策を探っているところでございまして、平成18年度の決算においては、マイナス3.16%の診療報酬改定があったにもかかわらず3,200万円余りの経営状況が好転したところでございます。

3点目の民営化も選択肢の1つの考え方については、選択肢の1つから外したわけではありませんが、今は診療報酬引き下げなどにより病院経営は一層厳しい状況であります。まずは東陽病院が経営努力をすることにより、地域の皆様の必要な病院であり続けることが先決であると考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

〔教育課長 小堀正博君登壇〕

教育課長（小堀正博君） ただいま伊藤園樹議員の方から、中学校建設についてということで3点のご質問をいただいたところでございますけれども、私の方からは、1点目の軟弱地盤の対応、それから2点目の個別入札の状況につきまして回答をさせていただきます。

3点目の入札予定日、それから落札決定の通知につきましては、企画財政課長の方から回答をいたしますので、ひとつよろしくお願いを申し上げます。

では1点目の軟弱地盤の対応についてでございますけれども、中学校建設地の地盤につきましては、もともとが水田であることから軟弱であることは否めません。そこで、地質調査の結果を踏まえ、造成工事に含めて行う軟弱地盤対策を検討し、載過重工法、ファゴット工法、サンドマット工法の3種類の工法により対応しております。

それぞれの工法につきまして簡単にご説明いたしますと、載過重工法とは、所定の高さよりも高めに盛り土をして、加重により圧密沈下を強制的に促進させる方法であります。

ファゴット工法とは、軟弱地盤の表面に土木安定シートを張り、その上に盛り土することにより、上部からの集中荷重を分散軽減し、不等沈下を防止する方法であります。

3点目のサンドマット工法とは、排水性のよい土質を一定の厚みで敷きならし、上部からの排水性能を持たせます。中学校建設地の造成では、土木安定シートの上部をサンドマット層として30センチの山砂を施工しました。また、サンドマット層の下部層には、管を敷設し、排水の確保を図っておるところでございます。

以上、3つの工法により軟弱地盤に対応をしているところでございます。

また、この土地は調査の結果から、造成後に、おおむね30センチメートルは沈下すると試算されております。現時点では25センチ程度沈下しておりますので、グラウンド等の校庭整備が行えるまでには、まだ半年ほどございますので、校庭整備工事の時点では、ほぼ落ちつき、沈下スピードは遅くなるものと思われま。

なお、建物につきましては、地盤沈下や液状化現象を考慮し、深さ28メートル程度の強固な地盤の上に、くいで支持する工法を採用しているため、軟弱地盤に左右されることはありません。

2点目の中学校建設事業に係る契約事務についてですが、9月10日に杭工事、電気工事、機械工事の入札を行い、落札者が決定したことから、本日、追加議案として、それらの契約議決を求めべく議案提出をさせていただいたところでございます。

そのほか本体建築工事につきましては、冒頭、町長の政務報告にもございましたように、本議会により継続費の補正をした上で契約事務を行うことといたしました。平成19年度中に契約を締結する工事は以上の4工事であります。翌20年度には校庭整備工事を発注し、20年12月には建物及び校庭工事を完了し、子供たちは新しい中学校へ引っ越す予定となっております。

なお、現在の中学校の取り壊し工事につきましては、平成21年度に実施し、横芝中学校建設事業のすべてを終了する計画でございます。

また、今回の横芝中学校建設事業を工種別に分離発注することとした理由につきましては、専門業者による確かな施工とより多くの企業に元請として受注の機会を与えるために、国や県においても主流となっておりますので、それに倣って当町におきましても分離発注としたところでございますので、よろしくお願いを申し上げます。

〔教育課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、私の方から横芝中学校建設についての入札予定日、落札決定の通知について、まずご説明申し上げます。

中学校建設に関連いたしまして、入札予定日、それから落札決定の通知はとのご質問についてお答え申し上げます。

まず、業務委託を中心に行っております指名競争入札における入札予定日ですが、これは指名業者への通知の翌日に、町ホームページへの掲載や、日刊の建設新聞各社へ入札情報を提供することにより行っており、落札決定の通知につきましても、町ホームページ、日刊の建設新聞への情報提供により、速やかに行うこととしております。

また、本年度から試行実施として取り組んでおります受注希望型入札についてですが、入札予定日は通知ではなく、入札公告によって行っております。公告日は設計金額にもよると

ころですが、おおむね入札予定日の15日から25日前をめどに、町ホームページ、町掲示板、企画財政課前入札情報掲示板への掲載により入札公告を行うほか、日刊の建設新聞各社への記事掲載依頼により公表しているところでございます。

受注希望型入札における落札決定に関しましては、指名競争入札とは異なり、入札執行時には落札宣言を行わず、最低制限価格を設定しない場合には、最低の価格をもって入札した者を落札の権利のある候補者として取り扱います。入札参加申し込みの時点で、基本的な入札参加資格要件の確認を行っておりますが、落札候補者となった時点で、改めて資格要件を確認できる資料の提出を求め、横芝光町建設工事等入札参加業者選定審査委員会に諮り、資格要件を確認した後に、落札者を決定する事後審査方式を取り入れておりますが、決定後は、速やかに落札候補者に通知し、あわせて町ホームページ、日刊の建設新聞への情報提供により、公表しているところでございます。

いずれにいたしましても、合併によりホームページも充実され、一般に広く公開しておりますので、これを原則として運用したいと考えております。

なお、議員各位に対しましては、事務局ともお知らせする方法についてすり合わせをしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

また、これに関しまして、指名競争入札をどう変えていくのかというご質問がございましたが、ただいまも申し上げましたように、業務委託を中心に指名競争入札を行っておりますが、そのほかのものにつきましては、本年度6月から受注希望型競争入札ということで、談合もしづらいというようなことから、こちらに移行するというふうを考えながら、ただ、現在は試行と、試しに行うということで、建設ですとか土木工事についてのみ行っておりますが、この業務委託につきましても、今後は受注希望型競争入札に変えていきたいというふうを考えております。

続きまして、行政センター、今後の取り扱いについてでございます。

行政センターの今後の取り扱いについてのご質問ですが、現在、行政センターには、サビア町民サービスセンターを含む行政センター職員9名、福祉課職員20名と社会福祉協議会の職員が配置されております。

行政センターからの本庁舎の移転にかかわります関係経費につきましては、本議会の一般会計補正予算に上程させていただいているところでございますが、社会福祉協議会につきましては、庁舎北側でございます分室を改修し事務室とし、福祉課は、現在の住民課国保年金班のございます場所へ移動する予定となっております。

また、この移動に伴い正面玄関のロビーに、来庁する住民の方々の利便性を図るための窓口を設置し、住民サービスの低下を招かないよう配慮する考えであります。

行政センターの跡地利用を含めました今後の利用計画につきましては、各課等から推薦されました主任主事から班長クラスの職員12名、それと企画財政課職員2名によります公有財産利用検討委員会を7月に発足いたしまして、検討を始めたところでございます。

第1回目の会議では、早急に跡地利用を検討しなければならない施設等の順位づけを行うとともに、現地の再確認を行い、各課単位で検討案を出していただくこととしております。

今後、各課から提出されました意見に基づき、検討を進めてまいりわけでございますが、逼迫している財政状況を考えれば、売却を視野に考えなければならない財産もあろうかと思っておりますので、方向性が見出せた時点で議会にも相談しながら、有効な利用を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で壇上からの答弁とさせていただきます。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 伊藤圀樹君。

11番（伊藤圀樹君） 軟弱地盤に関しては、説明の内容のとおりで、これは安心だということでもありますけれども、こういったものを、そういう関係している皆さんは知り得ているのでありますけれども、やはり広報などでよく出てくるホームページといえますけれども、町の広報などでも、こういったものは一応提示をした方が、皆さんは安心するのではなからうかと。よく言われるように、あそこが一番弱いんだよと。しかし、26メートル、28メートルという予測はだれもしていないと思います。そういう中で、そんなパイルとかくい打ちとかという中で、これは安全である、安心であるということであれば、これは差し障りはないものなのかなというようにも思うわけでもありますけれども。

それとまた、この基盤あるいは個別入札ということで、やはりそういったいろいろのご都合の中での入札ということ、あるいは、より数多くの参加者を望めればという、まさにおかげさまで、ここで1億浮いたという、まことにあってこれがいいことであれば、かなりの財政上ということになるかと思っておりますので、ありがたいことだと思いますけれども、けれども、この入札の予定日あるいは落札の報告ということに対して、何度も申しますが、このホームページという、確かに今現在、ホームページでありますけれども、これは先ほど課長が言われたように、議員への通知としては、これからすり合わせをしていく、すり合わせをするという余裕はなくて、できれば即お願いをしたいと。一般の人が知っていて、議員は知

らないと、おまえらは何負託されているんだという意見も出ますので、すり合わせをする余裕があったら、即やる方が先だというような気がします。

それと、長塚橋、粟嶋橋には、これはまた期限を待てない、そういう中での決定があると。ですから、二、三カ月はかかるだろうという、この架橋補修でありますけれども、一日も早い地元の皆さんの要望もございませし、何度も申しますように、生活道路橋ということもありますので、早い完成というか、真剣に取り組んで、スピーディーな対応をお願いできればなというようなことでございます。

それと、長塚・北清水橋に関しましては、いろいろな説明、経緯もあろうかと思えます。しかし、地域の皆さんの同意、賛成を得てやらなければならないという大前提のもとで考えるならば、町が決めたからやるということではなくて、もう一度、あるいは二度と地域の皆さんの意見を伺いながら調整をしていくという余裕、あるいはお考えはないものか、皆さんが反対ではなく賛成なんですよという、そういったありがたいお考えを酌み上げていただいて、執行部の方でもう一つのお考えを緩めてはもらえないものなのか、お考えをいただけないのかなという、再度お伺いをさせていただきます。23年であれ26年であれ、完成が先走っても、地域の皆さんの協力がなくすれば、道路ができなければ完成は望めないと、そこまではならぬと思えますけれども、いずれにいたしましても、1年間の中で5回ぐらいでは説明不足もあるのかなと。もう少し小まめに運んだ地域の皆さんとの説明会や協議を重ねていく必要があるのかなというような気がいたします。

行政センターに関しましては、それぞれの町の考え方、財政改革等あろうかと思えますが、各課から出された検討委員会の内容を踏まえて、これから考えていくということでもありますけれども、先ほども申しましたように、地域に親しみのある行政センター、その跡地利用もありましようけれども、公民館の新しいとは申しませんけれども、十分対応のできる建物もございませるので、そういった人情味を売っているセンターであると。時間をのむと今の時代にマッチはしていないと言われればそれまでですが、そういう方向性もひとつ考慮していただければありがたいなど。

九十九里の医療センターでありますけれども、これは最初から無理だろうなというのが大方の意見だろうと思えます。しかし、立ち上げた以上は、首長を初めとする医師会とか、いろいろやらなければならないと、そういう厳しい、難しい中での対応というのは大変だとは思いますが、町としては、東陽病院をどういう形をとるのか、町としての意見はどうかという、そういう問題を明確に提示をできるような、主張できるような、そういう意

見を述べていただけるような場であってほしいし、そう願いたいと思います。

検討委員会の内容といいますと、これは業務の中、あるいは医療業務の中での検討委員会をどうしたらいいのかな、先へ明るい見通しは、この3,200万という、そのくらいで済んできたというある程度は軽減をされているという努力は認められますけれども、町営の病院であるということ、健康は人間づくり、人間の健康づくりということで、町民の皆さんの意見も十分に取り入れていただいて、もっと有意義な利用価値ができるような方向性ということをお考えいただければと。

それと、民営化ということは非常に厳しい状況の中でありますけれども、今、町営の病院をまず内容を充実させるということが先決であるという力強いお言葉でありますので、その方向で進んでいただけたらなということでございます。

それと、先ほどの入札関連お伺い、答弁がなかったのでありますけれども、何と申しますか、66%の率で1億浮いたと。非常に喜ばしいことですよね。当初、いろいろ予算の都合上、カットしていかなければならないものも、あるいは可能な部分も出てくるのかなと。ただ一つ、町長、やはりそういう1億浮いたというような内容の話が一般の皆さんから出るということはいかななものかなということなんです。これは町長に伺っても、町長がご存じなければしょうがないことではありますけれども、追加提案が本日、先ほど出されたわけです。これからという中で、浮いた話が世間から出るというのはいかななものかなという気もいたします。

それと、先ほど課長が言われたような入札の通知、すり合わせてではなく、指定管理業務ですか、こういう建物ですね、例えば光のプール、テニス場あるいはサッカー場、もろもろこれからあると思うんですね。そういった中で、一般の皆さんは指定管理制度というよりも民営化という意識なんです。当然同じようなものだと思いますけれども、ですから、今度はこういうことですよというもので説明、議会の方にも報告、お願いをできればと思いますが、その辺をもう一つお願いをいたします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 最初の壇上からの伊藤議員の質問でも、ちょっとこぼれちゃった部分があって、時間の関係もあるので、今2回目に言われたところでお話をさせていただきますけれども、まず1つ目に、今、企画財政課長の方から、事務局とすり合わせをするといひましても、現実には先ほど申し上げましたとおり、ホームページでも翌日、まして翌日には日刊建設新聞にも載るものがございますから、別に隠し立てするところでも何もございませ

んし、それが今、それこそインターネットを町民の皆さんも結構見ておられるのかなという
ような中で、議員さんの皆さんよりも、先に情報が入ってしまう、それもやはりいかなもの
のかなというのは重々私どもも認識しておりますので、早速、それについてはご案内できる
ような体制をつくってまいりたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

そして、あともう一つ、66%で大丈夫かというような部分もございました。そうした中で、
これはそのために落札候補者というようなシステムをとってありまして、今回、議会に計上
させてもらったのは、請負金額が5,000万円以上の部分については、議会の議決を求めなく
ては正式な候補者になりませんので、それも含めて、あともう一つ、一番大切なのは落札し
た業者がちゃんと施工してできるかどうかという部分もございますので、それはあくまでも
今回の個別入札におきましては、もろもろの条件の中で、実質的に過去に工事を同等程度と
いうか、正確にはちょっとここでは詳細にはわかりませんが、せめてある程度の工事を
公共事業として行って完成している業者でないと、これには入れないというような一つの
条件をつけましたので、その辺の部分をもう一度確認して、先ほど壇上から企画財政課長か
ら答弁がございましたとおり、その自治体に報告を、その報告に偽りがいいか一応確認して、
その業者はちゃんとやってくれましたというような報告を受けた上で、一応議会に上程させ
ていただくということになりましたので、落札候補者というような形になっておりま
すので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、粟嶋橋については、政務報告で申し上げましたとおり、今回の補正予算の中で
2,000数百万円補正を出させてもらいました。しかしながら、県の管理している栗山川を渡
る橋でございますので、一応県の許可、それと安全・安心にそれができるものでなければなら
ないということが一番重要なものでございますので、その辺の中で、できるだけ早く、そ
れを解決したいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思えます。

続きまして、長塚・北清水橋の件についてでございますけれども、もう一度考え直さないの
かというようなお話がありまして、町で決めたのではないかというお話がありましたけれど
も、現実問題、これは時限立法の中の道整備交付金、5年間でやらなければならない部分も
ありまして、時間的な部分もあるというのは、先般の6回目のお話の中でもさせてもらいま
したけれども、それについては、この後、都市建設課長より流れについてちょっとご報告を
させていただきたいと思えますので、よろしくご理解を賜りたいと存じます。

そして、行政センターの次の利用の問題でございますけれども、行政センターにつきまし
ては、すぐ壊すつもりは毛頭ございません。しかし、そうした中で、なるべく議員おっしゃ

られたとおり親しみのあるというか、今まで横芝町役場として60年ぐらいの間、あそこに親しまれたわけございますので、その情の部分でもありますので、ひとつその辺のところをかんがみながら有効利用が図れるように、今後とも検討をしていきたいと思えます。

そして医療センターの問題につきましては、やはりおっしゃるとおり、まちづくりでは、町民の健康づくりであると。おっしゃるとおりでございます。地域医療と救急医療をバランスよく充実させた中で、今後とも関係各機関と進めてまいりたいと思えますので、よろしくご協力をお願いしたいと存じます。

そして、先ほど伊藤議員の方からありましたとおり、いろんな部分で指定管理者の問題にしろ何にしろ、私どもとしてもなるべく議員の皆様方には全員協議会等を通じた中で、皆様といろいろな部分、大きな事業についてはご相談を今後ともさせていただきたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 伊藤囃樹君、時間がないですから。

11番（伊藤囃樹君） いろいろ丁寧な説明を受けたために時間がないということでありまして、長塚橋に関しての課長の説明ということではありますが、これは決定事項は、考え直すということではなくて、地域の皆さんの意見をまとめるもう一つ話し合いの場でも議論の場でもないのかなということです。ルートを変えとか、そういう問題はない、生活の中では、そういった、あるいは難しい点もあると思えますので、その辺を地域の皆さんに、もう一たび根気よく説明をしていただいた上で、協力を仰ぐということでありました。先ほど言いましたように、町長のモットーでありますけれども、住民の目線で物を考えようということでもありますので、入札落札の通知もさることながら、住民の皆さんにホームページでやると、これも住民の目線であるならば、議会も議会の目線であるというようなお考えをお持ちいただければというようにも思えます。

町長が言葉では発するという、言葉は一番安心をするわけですね。うそのない限り、言葉は安心をすると同時に、また関心も持っていただけると、そういう関心を持っていただいた、そういう中に対して、町民の皆さんが行政にも興味を持っていただけるということでもありますので、道路の問題、あるいは橋の問題、いろいろございましょうけれども、人の声というものを幅広く聞いた上で、よりよい参考にされて行政運営、力強く頑張っていただければと思います。

以上をもちまして一般質問を終わります。

議長（八角健一君） 以上で伊藤囃樹君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は1時からいたします。

（午前11時55分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

越 川 洋 一 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

越川洋一君。

〔18番議員 越川洋一君登壇〕

18番（越川洋一君） 通告の3点について質問を行います。

最初に、健康づくりの推進についてであります。

平成16年6月に行った横芝光町のまちづくりに対する住民アンケート調査の結果は、まちづくりの方向として医療が充実したまち、防災の強化されたまち、高齢者が安心して暮らせるまち、子供たちが健やかに育つまち、生活環境が整ったまちと続いております。まちの現状に対する満足等を見ますと、保健衛生、健康づくり対策は上位になっており、住民の間に必要なことが浸透しているやに見えます。新町建設の主要な課題として、地域で支え合う福祉の充実の章では、少子・高齢化が進む中では、さまざまな保健・医療・福祉事業の増大が見込まれており、住民一人一人が地域福祉の担い手となって、相互の連携を深め、互いに支え合いながら安心して暮らせる地域社会を築いていくことが必要としながら、このために高齢者の健康づくりや介護予防の充実など、みずからの健康に対する自覚を基調とした保健医療体制の充実、福祉施策のきめ細かな展開が求められていると行政の責任を強調しております。

健康づくりの推進では、健康横芝光21の策定、集団検診事業、東陽病院個別検診事業などが盛られております。きめ細かな保健事業活動が、町民の疾病を予防し、健康を保持する上で重要な役割を果たしております。

そこで伺います。集団検診事業の内容と成果をご報告いただきたい。そして結果の取り扱いをどのようにこの間、生かしてきたのか、聞くものであります。

旧両町ともかなりの長きにわたって検診の委託を行ってまいったわけではありますが、ここで委託業者の選定と実績についてお聞かせをいただきます。

後期高齢者医療制度についてであります。

9月17日付の新聞は、後期高齢者医療制度の来年4月施行に際して、国庫負担をふやすよう千葉県、埼玉県、東京と神奈川県の広域連合長が文書で舛添厚生労働大臣に要請したことを報じました。要望書は、同制度のシステム構築に伴う区市町村の財政負担や制度の周知など、国のさらなる対応が必要で、広域連合のみならず、区市町村においても大きな不安を抱いていると、このように指摘をしております。

そして広域連合の安定的な財政運営確保のため、現役世代の同制度への支援金、都道府県の負担金を国庫負担と同様に交付するよう各団体に働きかけること、国庫負担と別枠で広域連合間の財政格差を調整する調整交付金、これを国が確保すること、保健事業について、財政支援を行うことなどを要望したと、このように報じております。来年4月から始まるこの制度が無慈悲な負担増や医療切り捨てを阻止し、安心できる高齢者医療制度をつくる上には、国の財政支援と抜本的な対策が必要なことが明らかになってきております。

制度の概要を見ますと、昨年、自民・公明政権が強行した医療改革法で、この導入が決められました。来年4月から75歳以上の高齢者約1,300万人は、加入していた国保や健保から脱退させられ、後期高齢者だけの保険に組み入れられます。年金額が月額1万5,000円以上の人は、介護保険料と合わせて後期高齢者医療保険料を年金から天引きされます。現在、健保の扶養家族となる高齢者は、年収180万円未満ではありますが、そうした低所得者も含めて、すべての高齢者から保険料を取り立てます。保険料は都道府県ごとに決められますが、全国平均で月額6,200円、介護保険料が3,000円といたしますと、医療と介護を合わせて月額9,200円が天引きをされることとなります。保険料は2年ごとに最低給付費の増加に応じて値上げとなります。また、前期高齢者、65歳から74歳の国民健康保険料も年金天引きにされます。現在でも高過ぎて払えない被保険者がふえている中で、生存権にかかわってまいります。年金が1万5,000円以下の人は窓口納付となります。保険料を滞納した場合、4カ月で短期保険証、1年で資格証明書、1年6カ月で給付停止となります。制度は後期高齢者医療の診療報酬を別建てにする、受けられる医療を制限する、終末期患者に高額な医療費がかかること、在宅死をふやせば医療費給付費が削減できるとして、在宅介護体制が整わないまま自宅に戻される、病院の追い出し、診療報酬引き下げによる患者の退院促進、また療養病床の食費居住費の負担増、療養病床の大幅削減も決められたわけでもあります。政府は長期療養

や終末期医療に係る給付費を減らすために、強引に患者の退院を勧める、患者や家族に犠牲を転嫁するものであります。こうしたもとで、後期高齢者医療はスタートをいたします。

制度の改変により現役労働者は、一般保険料と高齢者医療の支援に使われる特定保険料に分けて徴収をされるなど、広域連合の問題があります。70歳、74歳の窓口負担が1割から2割になるわけです。それから食費、居住費負担が65歳、それから69歳に拡大されます。療養病床の削減、特定健診の開始、都道府県ごとに医療給付費の削減を競い合わせられることとなります。後期高齢者医療制度は、後期高齢者という医療費給付費のかかる年齢層を、他の医療保険から切り離して、保険料の値上げが粗悪な医療かに追い込んでいくというふうな内容の制度になっております。

1992年に老人医療費の無料化が臨調行政改革のもとで廃止され、老人保健制度がつくられました。以後、窓口負担の値上げ、食費の値上げ、薬代の大幅負担、定率負担の導入など、老人保健制度は高齢者医療にかかわる費用が高齢者自身と現役世代に押しつけられ、国庫負担が減らされたという、そういう内容の歴史であったわけであります。この新制度は、医療国庫負担を削減し、その分を公共事業や軍備の拡大、大企業の税制、金融支援や補助金に回す自民党政府の路線であり、健康保険料から企業負担をなくそうとする財界の要求でもあります。

7月の参議院選挙は、このような構造改革による国民の生活破壊への歴史的審判が下ったというふうに思います。この制度については、保険料天引きと負担増の中止、高齢者差別医療の導入反対、国庫負担の大幅引き上げなど、制度の抜本的な見直しが求められております。高齢者本位の医療政策への転換こそ根本的な解決の方向ではないでしょうか。通告した点についての所信をお伺いいたします。

教育行政についてであります。

さきの参議院選挙は、自民・公明の古い枠組みによる政治を続けていたのでは、日本の前途はないという判断が下されました。自・公政治の歴史的な大敗は、政治と金の問題など、そういう個々の問題ではなくて、その基本路線、貧困と格差を広げた弱肉強食の構造改革路線、戦後レジウムからの脱却を掲げた憲法改悪の押しつけに、国民の明確なノーの審判が下ったところに、特別の重要な意義があると思います。戦後レジウムからの脱却、美しい国の正体とは、戦前、戦中の軍国主義体制への逆行であります。そのために憲法改正のための国民投票法や改正教育基本法を成立させたのであります。

しかし、首相の政治への基本姿勢が民意として否定され、その後の経過の中で、前代未聞

の形で無責任に政権が投げ出されました。教育基本法は、国民の圧倒的な反対、慎重審議の声を押し切って昨年12月、参議院で強行可決されました。戦後の民主教育は、教育の権力統制、競争選別の強化、教育の市場化の方向への攻撃を受けてまいりました。それは子供たちを健やかに育てるためでも、学校をゆったり明るくするためでも、いじめをなくして子供の笑顔をあふれさせるためでもありませんでした。安倍前首相の著書の中では、学校間競争の強化、学校教師への外部評価の導入、教員免許の更新制、管理職権限の拡大、教師の待遇への成績主義の導入など、学力向上対策の決め手として授業時間の増加、全国一斉学力テストの実施、その結果を公表し、父母の学校選抜の指標とするなどが書かれているわけがあります。そしてその内容は、日本経団連が提言する財界の教育の方向性に関する提言が下敷きだと言われております。

47年の教育基本法の前文には、憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものであること、日本国憲法の精神にのっとり、教育の目的を明示して、新しい日本の教育を確立するため、この法律を制定するとしております。憲法と教育基本法は、車の両輪、一体のものであります。ですから、憲法改正の論議が起きるやいなや、教育基本法改正の論議が起きたのであります。

しかし、これは甚だしい時代錯誤の感覚、国民の平和を希求する世論の前に打ち碎かれました。日本国憲法の制定を受けて、教育の憲法として教育基本法が制定された最大の理由は、明治憲法下における教育のあり方への痛切な反省でした。戦前、戦中の教育の根幹をなしていたのは教育勅語ですが、天皇の言葉で、教育の基本的あり方を定め、最終的には天皇への忠誠、献身を求めています。教育勅語下における教育は、生徒一人一人の生命や思いが尊重されるのではなくて、お国のため、天皇陛下のために立派に死ぬことが美德とされ、軍国少年を多数生み出しました。子供を国のために役立つ存在として育てることが教育でした。このような教育のあり方が、憲法とは相入れるものではなく、新憲法下では、教育勅語の否定がなされたのは当然でした。そして生まれた47年教育基本法ができたわけではありますが、これが改悪され、いつか来た道、戦前の戦争への日本に回帰しようとしたそのことに、国民はノーという明確な回答を下したのであります。

今度の参議院選挙の結果は、初めて野党・民主党を参議院で第一党とするなど、自・公政治にかわる新しい政治の中身を探求する、新しい政治のプロセスが始まりました。そうした中で改悪教育基本法の具体化は、簡単には進まないと思います。

そこで教育委員会は、新教育基本法、学校教育法について、これをどのように受けとめ具

体化しようとしているのか、見解を賜るものであります。合併して1年半、新町の教育委員会における方針と活動、そして教育現場とのかかわりの結節点で、どんな配慮をされているか伺います。

次に、4月に全国で行われた学力テストの取り扱い、評価についての所信を尋ねます。

学校教育法の具体化が4月から始まりますが、新しい役職の設置、現場に混乱は起きないでしょうか。また、業績の評価という点では教育現場では効果的といえるものかどうか、尋ねるものであります。明快な回答をお願いいたします。

〔18番議員 越川洋一君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育長、海保教之君。

〔教育長 海保教之君登壇〕

教育長（海保教之君） ただいま越川議員より教育行政について5つのご質問のうちのみまず1点目、新教育法、学校教育法についての見解というご質問ですが、ご存じのとおり教育基本法、これは昨年の12月15日に成立し、22日に公布・施行されました。これまでの教育基本法が制定されてから約60年、科学技術の進歩、核家族化、価値観の多様化、規範意識の低下、教育を取り巻く環境は大きく変わりました。これらのさまざまな課題に対応するため、新教育法では、人格の完成や個人の尊厳など、これまでの普遍的な理念を大切にしながら、時代の変化とともに大切になっている事柄を明確にしています。

この教育理念に基づく学校教育法では、義務教育の目標の新設、各学校種の目的・目標の見直し、新たな職の設置などが示されております。教職員の免許法では、教員免許更新制の導入、指導力不足の教員の人事管理の厳格化などが打ち出されております。また地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会の責任体制の明確化や体制の充実などが掲げられておりますが、本町においても地域の実情に合った、児童・生徒にとって安全・安心な教育環境づくりに、新法のもと鋭意努力する所存であります。

2点目の教育委員会の活動と方針、何を重点にどう取り組んでいるのか、教育現場とのかかわりはどうなっているのかとのご質問ですが、本町の基本計画を基調とした「豊かな心を育む教育、文化のかおるまちづくり」の理念実現のため、教育施策の基本目標を定め、これらの施策の充実と実行に向け取り組んでおります。

教育施策の概要であります。各小中学校に対しまして、「信頼される魅力ある教育の推進」「確かな学力の育成」「教育内容の充実」「教職員の資質の向上」「教育環境の整備」、

5つの項目を指針とした町としての学校教育の方向性を示しております。各小・中学校ではそれぞれ実態に応じ、さまざまな具体的取り組みを進めているところでございます。あわせて、教育委員会主催による各種研修会の開催や学校訪問、学校評価の実施等を通して、教職員の資質の向上や学校力の向上に向け取り組むとともに、支援の必要な児童・生徒に対しましても、支援学級の充実と介助員の増置に努めているところであります。また、社会教育では「町民が生涯をとおして、自ら学び社会参加のできる学習環境の整備と充実」「社会教育関係団体の支援と連携」「文化財の保存事業と継承活動への支援」「生涯スポーツの振興と健康体力づくりの推進」を基本として、日々社会教育の充実に努めているところであります。

3点目の学力テストの結果と取り扱い・評価についてですが、ことしの4月24日に全国一斉に実施されました学力状況調査では、すべての小学6年生と中学3年生を対象に、国語、算数、中学は数学のテストと、学習状況等についてのアンケートを実施いたしました。この調査は学力・学習の状況を的確に把握し、これを指導に生かすことを目的としたもので、特に家庭生活と学力の関連を客観的に調査したものです。結果については、9月中ごろを目途に教育委員会に届くという予定であります。本町においては、まずは自校の課題をつかんで改善につなげることが大切であり、いたずらに競争や学校の序列化を生まないように、その公表については十分配慮していきたいと考えております。特に1回の限られたテストだけですべての学力を判断せず、マスコミの報道等に迷わされることのないよう、慎重に対応していきたいと思っております。

4点目、新しい役職、現場に混乱はないかというご質問であります。議員のおっしゃるとおり学校教育法の一部改正があり、学校に新たに副校長、主幹教諭、指導教諭を置くことができることとなりました。これは学校の組織運営体制及び指導体制の充実を図るためであります。現場に混乱を生じさせないために、それぞれの役割を明確にし、機能し合うことで学校という組織の力を高めることが重要になります。しかし、この新たな役職はあくまでも現法では「置くことができる」であり、「置かなければならない」ではないため、現状では具体的な配置計画等は明確でなく、今後の推移を見守りながら学校教育の指導内容の充実に向け、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

5点目、業績評価はプラスになるか、マイナスにならないかというご質問ですが、今日の学校教育を取り巻くさまざまな課題に対応するため、学校の教育力を高めること、そのための教師力を高めることは喫緊の課題であります。

千葉県教育委員会では教職員の能力開発・人材育成を図るとともに、あわせて評価者が職

員の職務の遂行状況や達成状況を、公正かつ客観的に評価することにより、学校組織の活性化を図り、学校全体の教育力の向上と信頼される学校づくりのために、目標申告と業績評価の二本柱で取り組んでおります。現在、業績評価については、校長、教頭の管理職のみ実施されておりますが、今後これまでの勤務評定にかわるものとして全職員を対象に実施される予定です。いずれにしても管理的評価の結果のみではなく、そのプロセスも大事にしながら本町では教職員を育てる評価となるよう努めていきたいと考えております。

以上、越川議員の質問に対するご回答であります。

〔教育長 海保教之君降壇〕

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

〔健康管理課長 実川 薫君登壇〕

健康管理課長（実川 薫君） 健康づくりの推進についてのご質問にお答えいたします。

1点目の集団検診事業の内容と成果についてでございますが、当町におきましては、集団検診事業として各種がん検診のほか、基本健康診査及び結核検診、骨粗しょう症検診、成人歯科検診を実施し、疾病の早期発見・早期治療に努めているところでございます。ちなみに、平成18年度における各種がん検診での精密検査を必要とする方は386人で、各医療機関での受診を紹介したところでございますが、このうちがん発見者は、胃がん4人、大腸がん1人、子宮がん1人、乳がん1人、肺がん2人、前立腺がん5人となっております。また、基本健康診査においては、受診者5,054人のうち精密検査を必要とする方は895人で、このうちの679人を対象に事後指導会を開催しましたところ、464人の参加があり、医師、保健師、栄養士による個別指導を実施したところでございます。さらに、医療機関での治療が必要と思われる方501人に対しては、医療機関での情報提供書を送付し、受診を勧奨したところでございます。

2点目の検診結果の扱いについては、1点目のご質問に対する答弁と重複するところがございますが、各種がん検診においては、異常なしと判定された方はその旨の通知をするとともに、精密検査が必要となった方に対しましては、医療機関に提出する受診券を同封し、受診勧奨の通知を行っているところでございます。また基本健康診査におきましては、異常なしと判定された方に対しましては、健診結果表と生活習慣チェックリストを送付しておりますが、保健指導や精密検査が必要となった方に対しましては、健診結果説明会や事後指導会を開催し、健診結果の説明や個別の指導を実施しているところでございます。このほか、医療機関での治療が必要と思われる方に対しましては、医療機関への情報提供書とともに健診

結果表を送付し、受診を勧奨しているところでございます。

3点目の委託業者の選定と実績についてでございますが、がん検診におきましては合併前の旧横芝町、旧光町における委託業者は同一業者でありました。業者の選定に当たりましては、検診データの保管や活用面におけるの利便性や、委託業者の変更に伴い発生が予測されるデータ移行料やシステム変更に要する経費等の経済性も考慮し、旧両町において長年にわたり実績のある業者を選定いたしました。また基本健康診査におきましては、旧横芝町と旧光町では委託業者が異なっておりましたので、両業者とも旧両町においては長年にわたる実績があり、検診データを保持していることから、両業者より見積もりを徴し、価格面で有利な業者を選定いたしました。ちなみに、業者は旧横芝町で委託しておりました業者であり、旧光町のデータ移行を無償で取り扱っていただいたところでございます。

以上でございます。

〔健康管理課長 実川 薫君降壇〕

議長（八角健一君） 続きまして住民課長、高蝶文徳君。

〔住民課長 高蝶文徳君登壇〕

住民課長（高蝶文徳君） 後期高齢者医療制度についての越川議員のご質問には、原則75歳以上の方を対象とする後期高齢者医療制度にかかわる部分と、65歳から74歳までの国保前期高齢者にかかわる部分がございますので、それぞれ分けてお答えさせていただきます。

まず、後期高齢者医療制度に関するご質問ですが、この制度は75歳以上の高齢者の心身の特性や生活実態等を踏まえ、独立・安定した医療制度として平成20年度から創設されるものであります。まだ未確定な部分も多いため、現在の段階で明らかにされている範囲で回答をさせていただきますので、ご了承願います。

まず、この制度の対象となる方は、基本的には現在の老人保健制度に加入している方ですので、平成20年4月の制度発足時には約3,600人が対象となる見込みであります。保険料につきましては、被用者保険の被扶養者で、これまで自分で保険料を払っていなかった方にも応分の保険料を負担していただくことになり、この人数を約700人と見込んでおります。保険料額は千葉県広域連合で決定することになりますが、現在のところ構成市町村に示されておりません。参考数字としては昨年7月に厚生労働省が全国平均で試算した、月額応益割3,100円、応能割3,100円の合計6,200円、年額で約74,000円くらいという額がひとつの目安になるかと思えます。またこの保険料は、介護保険料と同じく原則年金からの天引きにより納付していただくこととなります。ただし、年金受給額が年額18万円未満の方と、介護保

保険料と合算した額が年金額の2分の1を超えてしまう方については天引きの対象とせず、納付書により納めていただくことになります。保険料額が不明の段階ではっきりとした数は申し上げられませんが、同じく厚生労働省の試算によりますと、天引きの対象になる方の割合は全国平均で約8割ということですので、この割合を当てはめると、当町における保険料の天引き者数は約2,900人、普通徴収で天引きしない方は約700人になると思います。保険料を滞納された方への対応であります。現行の国保制度における取り扱いと同様に、特別の理由がなく保険料を滞納した場合は、短期被保険者証の発行や資格証明書の交付を行うことが制度で定められています。また後期高齢者医療広域連合の財政運営の安定化を図るために、町や県の財政負担についても定められております。共通経費分として広域連合の運営経費を全構成市町村で分担するほか、医療給付費負担分として後期高齢者にかかわる医療給付費の12分の1を市町村が負担することが定められています。県は市町村と同様の医療給付費負担分のほか、高額療養費にかかわる公費負担や、財政安定化基金への拠出等により、広域連合の財政運営を支えることになっております。

続きまして、国保前期高齢者にかかわる部分についてお答えいたします。

国民健康保険税の年金からの天引きについては、国保の被保険者全員が65歳以上75歳未満である世帯の世帯主がその対象となります。この対象はおよそ900世帯と見込んでおります。また前期高齢者のうち70歳から74歳までの方が医療機関の窓口で支払う自己負担の割合が、現役並みの所得がある方を除いて、平成20年4月からは現行の1割から2割に引き上げられますが、この人数は約1,200人と見込んでおります。

以上概略を回答させていただきましたが、後期高齢者医療制度においては、低所得の方や新規負担となる方に対する保険料の軽減措置のほか、国保や介護保険と同様に保険料の減免や徴収猶予の制度が設けられており、被保険者の皆さんの急激な負担増にならないための措置が図られておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 高蝶文徳君降壇〕

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 教育行政についてから、2回目の質問をさせていただきます。

この間の教育行政で安倍さんがとった教育再生会議、この中で今後の教育のあり方についてどんなことを言っていたかというふうにいいますと、1つには教育の内容と方法をコントロールする新たな仕組みをつくるんだと、学校選択制など、学校を市場での生き残り競争に晒して、全国一斉学力テストに見られる学校教育の達成度を国家が評価・管理し、その評価

に応じて学校予算を格差をつけて支給すると。この一連のシステムで強引に政府・財界の求める方向に学校改革を誘導するんだと。

2つ目には、国家主義的な方法で進むのではなくて、市場的な評価によって国家関与が正当化される仕組みが組み込まれる。学校選択や学校に対する各種の評価は、教育委員会が上から行政的に行う面があるにしても、親の側から行う評価が前面に押し出され、市場で競争し合う教師や学校に対する住民受益者である親や子供が評価していくシステムが組み込まれております。

それから新自由主義が格差社会化、安定性の破壊をもたらしたことに對して、批判だとか愛国心で締めつけることが、教育の矛盾や子供の荒れを克服できるとする、恐ろしく非教育的な教育感に立った発想だというふうに思います。

4つ目には、この新自由主義の基本戦略の1つは、教育にいかにお金をかけないかにあります。教師の数をふやさない政策になって、教育の困難に立ち向かう学校の力を押し下げてまいります。これが憲法改正に向けた教育のあり方の方向でした。とても受け入れられない価値観であるというふうに思います。

これに對して、今、学力を回復するために必要なこととして、ある専門家は次のようなことを指摘しております。私も大変共感をいたしました。

第1には、90年代からの新自由主義政策による社会破壊が学力問題を深刻化させています。社会格差の縮小、生活困難層に対する手厚い支援、福祉の充実が緊急の課題です。学校は生活困難家庭、地域に対する連帯と支援の拠点として、地域に深く結びついて、子供の困難に深く共感して、子供を支えていく拠点として働く必要があります。そのためには教員の数をふやして、クラスの生徒数を二、三十人に減らす、落ちこぼれ生徒にも丁寧な援助ができる教育条件の飛躍的な向上が緊急の課題であります。

多忙な教師にさらに競争させれば、教育力が向上するという根拠のない無責任さでは、学校をだめにしてしまいます。

第2点目は、学校と教室を子供たちが人間としての誇りを持って学べる空間、生徒が互いに人間的な成長を支えあえる関係につくりかえることです。生きることに誇りや希望を持っていないとき、互いの暴力を恐れ、自分の人間的な思いに共感してくれる他社を見出せず自由な表現ができない空間では、人間的な学びは成立しません。安心と誇りの持てる教室、自分の思いに共感してくれる教師や仲間がいる教室こそ、子供たちの厚い学習意欲と集中した学習姿勢を実現します。

第3には、単なる知識の記憶ではなしに、それを使いこなして自分の課題に取り組み、自分で問題解決の糸口を発見し、自分の意見をつくり表現し、作品を創造していくような学習様式と教師の指導のあり方を本格的に創造することです。そのためにもみんなが協働し、人間としての誇りを回復し、年齢にふさわしい社会参加を実現していく生活と学習の統合された過程をどう実現するかが問われております。さらに人間として生きていくために協働して困難の解決を図っていく子供、青年と教師の協働学習として、環境問題や人権問題、老人介護問題、平和の問題などを一緒に考えていく学びが不可欠です。そのような学習の組みかえを通じて、学習の意義、必要性を子供たちも切実に感じ取れるようにすることが、今日の教育改革の核心に置かれるべきではないでしょうか。

教育長、どういうふうに感じておりますか。

それから第4には、そのために政府のつくった学力テストに合わせて、学力向上策を講じないと取り残されてしまうような、国家による学力・学習管理体制を廃止、どういう力、学力を子供に獲得させるか、子供を間に置いて、教師と親、地域が議論し、目の前の子供が獲得すべき学力や人格的力量についての合意を生み出していく合意形成システムを学校を土台につくること、学力低下問題も、このシステムの中で議論すれば、単なる競争の強化ではなく本質的な学校改革への探究と展開としていくでしょう。私はとても納得するわけですが、教育長、いかが聞いていたかなというふうに思うんですね。

教育基本法が改定されまして、教育の目的が、国民を個人として尊重し、その主体性をはぐくむのではなく、国家に無批判に従う、国家にとって都合のいい従順な国民に仕立て上げることが教育の目的となってしまいましたけれども、憲法と一体となった教育基本法であるからこそ、憲法改正を阻止し、憲法を守ることができれば、教育基本法は、またもとに戻すことができると、こういうふうに考えるわけです。

全国一斉学力テストの結果公表ですけれども、これは学校ごとの判断にゆだねられておりますけれども、子供と学校の序列化、それから個人情報保護という面からも非常に危惧されます。ですから、学校間の序列化や過度の競争をあおらないような配慮、さっきそういうふうな方向での答弁がされたと思うんですが、こういう配慮をぜひしていただきたいと、そういうことですね。

それから、新しい役職については、教育現場への人員増になるかといったら、そうならないと思うんですね。給与格差をつけることが人事効果として果たしてあるのかどうかということですね。

業績評価については、文科省は教職員らによる自己評価の実施、それから結果公表を義務づける方針を固めたというふうに報道されています。保護者や地域住民に外部評価の実施も促進させる、それから評価結果を教員取り組みの改善に生かすことを期待する一方で、人事や給与に反映すると、こういう教員評価とは切り分けるのが適当だというふうに報じられておりますがどうするか、こんな管理方法が効果的なのかと、もう一度。

それから次に、健康づくりの問題であります。

長年にわたって、地道な検診努力をされてきたことが、町民の健康を支えてきたかなと受けとめておりますが、しかし、ある町民が私にこういうふうなことを告発したわけですね。父親が1月に入院して3月、末期がんで死亡したと、手遅れだと。検診の結果ではがんと診断されていなかったと。肺がん検診、レントゲン、喀たん検査の結果を3年ぐらい前のものまで見せてくれたと、先生が。これは非常に疑問を持つと言ったそうです。検診というのは、早期発見、早期治療のためにやっているんだけど、検診結果に専門家が疑問を持つと、こういう検診ではどうなんだということですね。合併に伴って検診機関がかわったということなんですけれども、こういう町民の経験した内容からして、検討の余地があるんじゃないかと、業者選定の。

それから東陽病院の先生の検診におけるところの指導というか、こういったものも、もっとストレートに受ける必要があるのではないかなと。今後の問題、これは町長に答えてもらいます。

後期高齢者医療制度ですけれども、八角議長が参加している千葉県の連合会も、国に対して要望書を出したと、さっき言ったような内容です。そういうことなんですよ。後期高齢者の保険料は、厚生労働省の試算では所得割料率が8%で、調整交付金を30%とした場合に、年金額160万円で1万6,760円、こういうふうになるというふうに報道されていますよね。これに介護保険料がプラスになるという水準になろうかと思えます。

9月に広域連合に、保険料の仮計算をさせて、11月に制定するというスケジュールで国の方は進んでいると、そういうふうに言われていますが、東京都などがそれぞれ都民の負担がどうなるかというのを、もうどんどんシミュレーション、試算して、住民に知らせる取り組みを進めているんですよ。この中では、平均保険料が年間15万円、均等割5万円、所得割が10万5,000円、最も低いケースで年額9万6,000円、厚労省の見込みは年額7万4,500円ということなんだよね、こんな状況ということで、今、都民から大変な、これに対する厳しい声が上がっています。

こういう中で、共産党の場合には、来年4月からの実施を凍結すると。制度を全体的に見直すということを求めています。

こういう中で、この制度の中で、町と県の独自の補助金、これをどうするかという問題があるかと思うんです、1つは。

もう一つは、保険証の取り上げはやめるべきだということですよ。医療保険料を払えない人に、医療費を全額支払えというのも無理なことは、だれでも当然わかる話で、国保滞納では、75歳以上の人から今、保険証は取り上げていないでしょう。今度は取り上げられるというんだから。貧困で苦しむお年寄りからも医療を奪うというふうにつながっていくわけです。その中で、高齢者いじめをしない町の対策をとってください、町独自の補助金を検討してくださいと。早く検討してシミュレーションして、住民に来年4月から始まる後期高齢者制度の中身というのは、具体的にこうなりますよというのを早く示す、これが町長、住民の視点だと思うんです。この住民の視点をしっかりと踏まえて、シミュレーションして早く知らせる、町とすればどうするかということを深く検討をお願いしたいという点が2点、町長に答弁してもらいたい2点です。

保険料の引き下げ、これは町、県の補助金ということも含めて、それから減免の問題について、これは広域連合で条例をつくれれば、この中で減免ということも、減免条例をつくることのできるわけですから、そういう配慮も必要かなと。議長、広域連合の委員ですから、ちょっとお願いしておきますよ。

それから、保険証取り上げとさっき言いましたけれども、この中止の問題も、町の裁量で特別の事情という場合に、保険証取り上げを中止するということが盛り込めるんですよ。この辺もやっぱり検討する必要があるのではないかと。国保の中で75歳以上、保険証の取り上げがないのに、今度の高齢者医療では取り上げられると。一番高齢者で病気の多い部分に、医療の費用もかかると。それから保険証まで取り上げられて、10割あるいはそういう負担を強いられる、これはやめなければならないというふうに思うんですよ。

そういうことで、この段階で町にお願いするのは、1つは、国への要望ということでは、検診事業への財政支援がないんですよ、74歳までの特定健診のような財政支出のスキームを示していないということ、これを求めると。それから制度の周知徹底を図るということ、それからシステム構築して、見合った財政資力、それから国庫負担金の速やかな交付、それから調整交付金の別枠交付、情報システムの早期提示などなどが必要だというふうに思うんですが、そういったことで、もう一度ご答弁をお願いします。

議長（八角健一君） 教育長、海保教之君。

教育長（海保教之君） ただいま越川議員さんから、教育の非常に多岐にわたる、非常に幅広い範囲でのご質問でありまして、視点をどこにするかと、大きく見てみますと、1つは、教育基本法の改正による学校教育の管理体制の強化について、教育委員会としてどう考えていくのかということ。

それからもう一つは、現況の子供たちの教育、このままでいいのか、もう少し子供にとって安全・安心な教育状況はできないのかと。それから将来的な展望について、子供たちが、学校現場がどう動いていくのか、その辺についてだと思えます。

私の方、今の質問で余りにも広い範囲だったがために、果たして質問に適切に答えられるかどうかわかりませんが、1つは、教育現場そのものは、この教育基本法、それから学校教育法の改正、そのもののまだ細案を含めたさまざまな省令、条例ができておりませんので、細かいものは、こちらの方には伝わってきておりません。

ただ、言えることは、私自身は、教育というのは地域がやっぱり支えるものだと考えております。ですから、やはり地域の教育委員会、そして地域の皆さん方のやはりしっかりした学校を見守る力によって教育は育つものだと。子供もそうやって育つんだと。だとしたら、管理的な状況についても、そうならないようにするのが地域であって、我々教育行政に携わる人間のすることだと。

ですから、管理をするから、子供がよくなるという考え方は私は持っておりません。明らかにやはり子供にとっても教師にとっても安心できる、そして喜びの味わえる、この学校で学んでよかったと。ですから、必ずしも学力テストで評価をして、その評価がそのまま子供にとって優劣をつける、そういうことの絶対あってはならないし、一人一人の子供が、この学びやで、この教師と出会ってよかったというように考えておりますので、越川議員さんの言うように、安心と思いやりと、そして大切な人間としての生きる心と、そういうものを育てるということは大事だと思っております。

ただ、教育再生会議につきましては、これは過日、やめました安倍内閣のつくったものでありまして、教育再生会議の答申がそのままが生かされるのかということ、ちょっとやっぱり危惧しておりますので、その辺については今後の動きを見ていくというわけで、細かいものについては、まだまだちょっと余りにも広くて総括できませんので、以上、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 越川洋一議員の質問の中で、健康づくりの検診についてでございますけれども、ちょっと事例が出た部分の、それが検診結果に疑問があるではないかというお話の中で、私どももその話を耳にしましたので、いろいろと担当、または病院の方にも確認をさせてもらった中で、結局、今ずっとやってきた検診が、5センチ平方、5センチ、5センチのフィルムでの胸部の写真の結果なんだということであって、なかなか早急な初期の部分については見落としであるか、発見できなかったか、そこについては定かではありませんけれども、そうした部分もなきにしもあらずなんだというようなお話を聞いたこともありますし、現実問題、それがすぐ誤診であったか、見落としなのかどうかというのは、結果、その当町の方におきましては、その後の方的手段ですとか、そういうものについては行っておりませんでしたので、結果については、今わかりませんけれども、そうした部分で、何か今後検討する余地はないのかというところで、いろいろ、それこそ病院またはいろいろな部分で検討してしまっていて、今のじゃ、単なる 線のレントゲンでやっているわけでございますけれども、今の医療器械の技術の向上の中で、CTスキャンというものがあります。それでやると、かなりの鮮明度であって、高度な診断ができるではないかと。またそれが当町が管理しています東陽病院においてもできると。具体的な部分でというか、現実的な、物理的にできると。それが人間的な問題、コストの問題、いろいろと考えなければならない部分も多々あるわけなんですけれども、それについて、今後、担当部局、そして東陽病院と検討してみたいなと今考えているところであります、現実、その辺の旨の打診はしてございます。ただ、いかにせん数の問題、それを東陽病院の中でクリアできるのか、ましてやレントゲンと比べると、コストが非常に高い、その部分の予算をいかに捻出するか、いろいろな解決しなければならない課題がありますので、その辺の部分非常に勘案しながら、今、検討途中でございますので、一応ご報告をさせていただきたいと思っております。

そして、2点目の後期高齢者にかかわる町の要は助成金、補助ができないものかについてでございますけれども、当然、この横芝光町としまして、まず私が最初にやらせていただいたのが、小学校6年生までの医療費の完全無料化を、果たして、それこそ政務報告の中でも、前段にも申し上げましたとおり、町民の皆様は非常に喜んでくださっている中で、後期高齢者の皆さんの健康管理に対する、やはり町の思いも私の思いも、それはやってあげたいのは山々でございますが、今の段階で、いかにせんこの制度がまず確立もしてなく、どのような状況で、その町民に負担がかかってくるかを、おおむねの部分はわかっているものの、現実的な部分はまだわかっていないので、あと、それと当然、極めて厳しい財政状況を勘案

しながら、また一段といろんな部分で各般にわたって行政改革を進めながら、その部分の捻出ができるものであれば、幾ばくかでもしていきたいなと私も思っていますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 越川洋一君に申し上げます。

時間はあと1分しかございませんので、発言は簡単をお願いします。

18番（越川洋一君） きょうは、町長は答弁しなくていいかなというふうにやわんとしていたかと思えますけれども、住民の視点でひとつ高齢者医療もよろしく精査してください。

それから、東陽病院の問題は、副院長がかなりしっかり、町長はご存じでしょうけれども、その辺は本当に実効ある形をお願いしたいと思います。

最後に教育問題ですが、突如、抽象的な質問をして失礼ではあったんですが、町の将来、国の先行きを支える子供たちの教育ということで、合併後、最初にやはりこれからの町の教育委員会の骨格をつくろうと、情熱をもって頑張っておられるというふうに思います。知育、徳育、体育、食育といえますけれども、落ちこぼれの無い、人間的な成長を重視した、教育の現場で先生方が頑張れるような、そういう行政をぜひ進めていただきたいということを申し上げまして質問を終わります。

議長（八角健一君） 以上で越川洋一君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は2時15分といたします。

（午後 2時00分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時15分）

杉 森 幹 男 君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

杉森幹男君。

〔1番議員 杉森幹男君登壇〕

1番（杉森幹男君） ただいま議長のお許しを得て、壇上より質問させていただきます。

まず、一般質問に先立ち、町長並びに執行部及び役場職員の皆様方の納得の行くまちづく

りに邁進していただいていることに感謝しつつ質問に移りたいと思います。

当町における防災体制について、また、町内における環境衛生について、最後に敬老会について、以上3つの項目について質問させていただきます。

まず、1つ目として、当町における防災体制についてでございます。

ここ3年間で中越、中越沖、東方沖地震という大変な被害をもたらす災害が私たちの住んでいる日本で起こっています。当町のこととして考えた場合、どのような対策をとることができるのか、このような立場から重要であると思われる点、また関連性があるのではと思われる点を、以下にわたり質問させていただきます。

まず、1点目の質問として、ライフライン対策についてであります。

住民にとって一番重要と思われるものであり、例えば電気、下水道、食糧、交通、通信網などがそれに当たり、生活を考えたとき、すべてに関連性があるのではと思われるものがあります。ほかの組織・機関とも、迅速かつ正確な対応が求められる主要部分ではないのでしょうか。したがって、当町としては、ほかの組織・機関との連携も含め、どのような対策を考えているのか、また、地理的条件から考察してみても、当町における津波対策においても重要であると考えます。その点についても、当町ではどういった対策を考えているのかお伺いします。

2点目の質問として、1点目の質問と関連していますが、災害時における当町の役割についてでございます。

大変な混乱の中、町として住民の避難等の誘導體制、また日ごろよりの住民への啓発運動など、スピードと正確性が問われるものであります。このことへの当町として取り組んでいる対策についてお伺いします。

3点目として、住民に対する情報を、住民の皆さんに周知させるといった体制の状況についてでございます。

町長を頂点として、指令系統の徹底など、一本化された体制に必然性を感じているところであります。こういった指令系統の状況についてお伺いいたします。

また、当町において火災が起きた場合、情報として防災無線や当町管轄の消防署より発信されるガイダンスなどがあります。しかし、防災無線などは現場の情報を詳しく住民の皆さんに提供していますが、消防署におけるガイダンスは、情報提供としては不十分に思えます。例えば地域協力のもと、消防団の迅速な対応の際でも、現地に到着するのに消防署からのガイダンスでは不十分な点があり、時間のロスが生まれるという事例も耳にするところで

あります。個人情報保護、つまりプライバシーといったことでしょうか、当町の防災無線では詳しく情報提供がなされており、しかし、なぜ管轄消防署から発信のガイダンスでは、当町の防災無線のような情報提供がなされないのか、やはり正確な情報提供という観点からしても、明確な情報提供が必要であります。当町としては、どのように考えているのか、お伺いいたします。

4点目として、災害時における非常食の状況についてであります。

当町において、現在、保管されている非常食は何日分ぐらい用意されているのか。また賞味期限が切れた非常食等はどうしているのか。そして非常食を賞味期限前に安全な状況で地区の住民の皆さんに試食していただいているのか、住民にとっては貴重な体験であると考えます。当町としては、こういったことを考えて、試みていることがあるのか、また何か試みようとしているものがあるのか、お伺いいたします。

次に、2つ目として当町の環境衛生について、主に側溝清掃についてであります。

現在、年2回の町内清掃にあわせて、各町内で側溝を清掃しているという状況下で、年々に各町内とも少子・高齢化による問題が出てきております。例えば一方の町内では作業員が多い場合であっても、高齢化の観点から、重労働であるために作業自体が困難な状況であったり、また一方の町内では、作業自体が作業員の減少により困難になっている町内があるとお聞きします。近い将来には、各町内ともこのような状況に陥ってしまうことは避けて通れないのが現実的な問題となっております。基本的にこの問題に対しての住民側の姿勢、つまり根本的には今までどおり町内での問題は町内で解決するといった姿勢は変わらないとしても、何か当町としての打開策、つまり協力といったことを考えなければならないのでしょうか。このことについて、以下で質問させていただきます。

町内清掃における側溝清掃の状況について、当町はどのように把握し、考えているのでしょうか。いろいろな種類の道路に附属しているものであり、管轄が分かれています。どのような分担で管轄されており、またおのおのの管轄について、どのような見解を示しているのかお伺いします。

また、具体的な例として、高齢化が激しい町内での作業内容の限界、それにより清掃作業自体の限界などが上げられます。このようなことが顕著な町内では、結果、自主的に財源を確保して業者に任せるといった町内もあります。こうした状況からも、今後、当町がすべて清掃作業自体をするのではなく、例えば器具等の貸し出し、協力などがあるかと思えます。住民に対して、現状での協力体制は、どのようになっているのか。また、協力といった観点

から、さまざまな形の協力があるかと思いますが、事例としては、どのように当町として協力したのかお伺いいたします。

最後に、3つ目の質問として、今年度予算組みされ開催されることとなった敬老会についてであります。

まず1点目の質問として、参加状況についてであります。当町では75歳以上の住民を対象として募集をしましたが、募集人数全体の割合から見て実際どのくらいの参加者であったのか、2点目として、実際、敬老会実施に伴い、現時点で見えてくる諸問題に対する課題、その課題に対する執行部、町としての解決策はどのように考えているのか。特に住民の声として、多くの地域より声が上がっているのが交通手段であるように思えます。特に、その点を重点的に伺いいたします。

以上をもって壇上よりの質問とさせていただきます。

〔1番議員 杉森幹男君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、杉森議員の敬老会についてのご質問にお答えをいたします。

なお、防災体制と町内環境衛生のご質問については、担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、敬老会についてでございますが、ご案内のとおり9月30日の日曜日に、光中学校体育館で実施すべく準備を進めております。

実施に当たり、対象年齢を何歳以上にすべきか検討しましたが、70歳以上で約5,300人、75歳以上ですと約3,800人が対象の人数でございます。

合併前の旧町での参加率を勘案いたしますと、70歳以上での設定は、町内の施設を使用しでの実施が困難と思われました。しかしながら、開催に対する強い要望、ご意見等をいただきましたので、今年度は対象年齢を75歳以上に引き上げること、そして施策の変更をすることによって、試行的に実施することとしたものでございます。そしてその施行の部分での交通手段についてのご質問でございますが、今回、送迎バスの運行を行わないことといたしましたのは、年に一度の敬老会でございますので、ぜひご家族、ご近所、地域の皆様方のご協力をいただきたいと思いますことからでございます。多年にわたり、社会、地域に尽くされた老人を敬愛し長寿を祝うという敬老の日の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力を賜りたいと

思っております。

ただし、お体が不自由で、車いす等を使用される方については、特殊車両であるゆうあい号による送迎を行うべく、社会福祉協議会とも連携を図り、対応することとしております。

回覧板により参加者を取りまとめたところ、9月10日現在で370名のお申し込みをいただいておりますが、見込みを下回っておりますので、再募集したところでありまして、9月18日現在、横芝地域で191名、光地域で267名、合計458名のご参加をいただくこととなっております。

どうか議員各位を初め、住民の皆様方にとりましてもご理解とご協力を賜りますようお願いを申し上げます、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 杉森幹男議員からの防災体制に関する質問4点についてお答えさせていただきます。

まず1点目の、ライフライン対策に関する問題と津波に関する防衛体制、これらの問題がありますが、ライフライン対策のうち、1つとしましては、いわゆる電気、電力についてであります。これら電気、電力の供給及び復旧などは東京電力が必要な対策を講じることになっております。また、町は東京電力と連携し、必要な情報を防災行政無線等で住民にお知らせするようになっております。

また、上水道における飲料水、これらの生活用水の供給に関しましては、これも基本的には横芝地域は山武広域水道企業団、光地域については八匠水道企業団がそれぞれ対策を講じることになっております。そのほか、町では各地域に防災井戸の設置や、給水活動用のポリ容器等、これらを備蓄してございます。いざとなったときには、このほか自衛隊の応援体制も備えている状況であります。

また、下水道につきましては、当町では一部の農業集落排水施設のほか、公共下水道はなく、主に農業用の水路や町道、県道、国道の側溝を利用しています。これらの対応は、それぞれ当該管理者が行うこととなります。

次に、食糧につきましては、町では乾パンや調理済み御飯、飲料水等を備蓄しているほか、災害の規模に応じて、町の給食センターでの御飯の炊き出しや米穀業者、食品業者からの食糧等の調達、さらに千葉県農政事務所から災害救助用米の供給を受けるように、このような

対応をしております。

最後に、津波に対する問題であります。これらの防御体制につきましては、警報等情報については防災行政無線による周知をするほか、状況に応じて町、消防署、消防団等で避難誘導をすることになります。

また、避難場所につきましては、上堺小学校、白浜小学校のほか、屋形地区の高層マンション「テングービル」、尾垂地区の「セザールマンション」、これらと一時避難所の協定を結んでおります。また、津波の避難所の表示看板は、現在、屋形漁港に3カ所設置してございますが、今年度さらに屋形と木戸海岸沿線に津波の避難誘導標識3カ所、それから江戸元禄地震を想定した津波の浸水の深さ、これらを表示する看板6カ所設置することを予定しております。

そのほか防災対策として、国や県、公共的団体等のほか、広く民間事業者等と協力体制を図ってまいりたいと考えています。

次に、2点目の役場の役割と住民に対する避難等の誘導體制についてであります。役場の役割としましては、災害の予防、応急対策、災害復旧の対策等、これらを実施し、住民の生命、身体及び財産の保護に努めることとあります。住民に対する避難等の誘導體制につきましては、地域防災計画に基づき、状況に応じて町職員や消防団員による避難誘導することになります。

また、大規模な災害が発生したとき、被害の拡大を防ぐには、国や県、市町村の対応だけでは限界がございます。自分の身は自分の努力によって守るとともに、地域や近隣の人々が互いに協力し、助け合い、自分たちの地域は自分たちで守るという連帯感による自発的に防災活動に取り組む自主防災組織の育成を図ってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、住民に対する情報周知体制の状況でございます。

ご質問の中では、火災の関係がございましたが、現在、火災につきましては、防災行政無線、あるいは電話によるガイダンス、これらで放送情報をお知らせしているわけですが、この中で、先ほどのガイダンスと防災行政無線のいわゆる放送内容の違いといったことがございましたが、ガイダンスというのは、電話で流しているわけですが、ガイダンスというのは、ご案内のとおり電話ですので、どこからでもこれが聞けることとなります。かなり抽象的な放送になってございますが、防災行政無線につきましては、これは町内ということで、地番あるいは目標まで、具体的な放送を流しております。これらによって、特に消防団活動に努めているところでございます。

このほか各種防災行政無線では、平日の日中は、いろいろ災害に対する情報を町が行っておりますが、平日の夜間と休日、祝日は、消防署が対応している状況でございます。

4点目の災害時の食糧配布体制、これらの状況であります、1点目の質問でお答えしたとおりでございますが、状況に応じて、食糧を調達し、被害者等が避難している避難所、あるいは防災活動をしている方々へ、町職員等が配布・供給することになります。

また、乾パンや調理済み御飯、備蓄食糧は賞味期限があるため、期限が切れる前に入れかえを行っております。この入れかえによって生じる一部食糧については、来たる10月14日、日曜日に予定しております町の防災訓練時に、希望される住民の皆様へ備蓄食糧の紹介を兼ねて、賞味期限を近いことを理解していただいた上で配布したいと考えております。

また、この備蓄の食糧が何日くらい備蓄してあるのかということですが、旧両町の計画における想定避難者1,800人として、おおむね2日分の食糧を確保しております。

なお、この備蓄食糧につきましては、今回、防災訓練時に配布を予定しております賞味期限ですが、20年1月ということになっております。これにつきましては、今議会におかれましても補正予算を計上させていただきました。ご理解のほどをあわせてお願い申し上げます。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、大綱2点目の町内環境衛生につきましてご回答をさせていただきます。

道路側溝につきましては、杉森議員もご承知のとおり、道路の雨水排水を目的として整備を進めているわけですが、ご案内のとおり、当町には一部農業集落排水施設はあるものの、公共下水道が整備されていないため、便宜上、家庭排水も道路側溝に流しているのが現状でございます。

昨年度、地区で実施する一日清掃時の側溝清掃を除きまして、寄せられた要望は約10件程度でございました。

町といたしましても、行政総務員等の要望を受け、現地調査で堆積状況、必要な清掃範囲を確認しておりますが、当然ながら家庭排水の放流が全くない場合や横断管の清掃等が困難の場合には、町で対応しているところでございます。

ただ、関係皆さんに清掃をお願いしているのは、排水放流に対する水質浄化の意識向上、

管理の充実や町財政負担の縮減が図れるとしてご協力をいただいているところでございます。

しかしながら、高齢化社会を迎え、地元対応も限界があると思われまますので、地域の皆さん方にもご協力いただくような形で検討してまいりたいと考えますので、ご理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

また、国・県道の側溝清掃につきましては、行政総務員さんの要請に基づきまして、町から維持管理をしている千葉県の出先であります山武地域整備センターへ清掃していただくようお願いをしているところでございます。

2点目の財源について、各町内会と町で負担し合っはいかがかとの質問であります、町内会の皆さんが清掃費用の一部を負担していただくことは非常にありがたいところでございます。現在、町といたしましても町道側溝を清掃される皆さんの負担を少しでも軽減する観点から、ふた上げ機の貸し出し、汚泥の積み込み機械、運搬車等の提供を必要に応じて実施しているところでございます。

また、町内会の皆さんの負担で清掃を実施する際に、今後、要望があれば、業者等の紹介も行ってまいりたいと思っております。これまでも汚泥が堆積した町道側溝の清掃を放流している個人、あるいは会社と町の双方で費用を持ち出し実施したことはありますが、この際の費用につきましては、町は現在のところ、個人あるいは会社の負担分は受け入れができませんので、業者等へ直接支払いをしていただいたところでございます。

したがいまして、費用は、個人や会社を含め、地区に対して公平の観点から一律に決め、負担していただくのが一番望ましいところではございますが、清掃区間、規模や対象となる戸数等も一定ではないため、一律に決めることはさまざまな面で難しいと思われまますので、地域の実情を総合的に勘案しながら、今後も対応していきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

防災体制についてであります、実際に地震の後、大きな被害に遭った柏崎市へ行ってみると、目で見える風景は、絶えずマスコミなどで放送されているままの惨たんたるものであります。市街地の至るところに警察官、自衛隊、そして自衛隊の車両が見受けられるという状況であります。道路は隆起し、幹線道路に傾いて立ち入り禁止となっているような倒壊寸

前の家屋、家屋の一部が崩れることにより、1階部分に駐車してある車両が半分押しつぶされていたり、また、既に跡形もなく倒壊している家屋が立ち並んでいるという状況下であり、また、市の主要部である商店街などは、そのもの全体が傾いてしまっているという状態でありました。また、注目していたごみなどは、広大な空き地へ次から次へと運び込まれ、山積みされているという状況であり、そのごみを多くの作業員が手作業で分別しているという光景が広がっていたのを鮮明に記憶しております。

そして、防災無線では、耐えず置き引き、空き巣などの犯罪に注意するよう、住民に対して警戒を促していました。

また、柏崎市役所内の対策室へ行ってみると、まだライフラインはもとより、被害状況すらも把握していないという状況でありました。

また、報道関係者たちでごった返しているという状況で、混乱という言葉があらわすもの、そのものの状況下でありました。

こういった状況の中、考えるのは明確なる組織体型の確立、役割の分担、そして迅速かつ正確な情報提供であり、町民が町側に依存するのではなく、あくまでも町民の側からの協力、それに対する行政側からの支援、指導があったからこそではないのであろうかと思うばかりでありました。

したがって、やはり防災体制については、避難訓練など、定期的に町民の皆さんに意識していただくことが重要であると考えます。この点について、どうお考えでしょうか。

2点目として、町内環境衛生についてであります。

町内の清掃に関しては、先ほど瀬理課長がおっしゃったとおり、町内の問題として、今までは何とか作業をしていたというのが現状で、当町としては、協力体制が各町内の住民にわかりづらくなっていたように思います。

そこで、当町としても、住民に対し、まずは各町内から要望があった場合、行政総務員と話し合いを基礎とした各町内での解決策を町民と一緒に考え、協力していただきたい。つまりそこには町民が町側に依存するだけといった一方方向のものではなく、あくまでも各町内のことは各町内の問題として解決していただき、その問題に対しての協力といったものでなければならないのではないかと考えます。

そこで、一度、各町内にわかやすい形で、どういう手順で話し合いをし、作業をすればよいのか、わかりやすい形で提示してみたいかがか、お伺いいたします。

3点目として、敬老会についてであります。

このような状況で改善しながら、町は今後ともこの事業を継続していくのか、やはり十分な時間をとって、各方面からいろいろな意見を聞き、十分な打ち合わせをして、またいろいろな場合のシミュレーションを考えた上で判断をすべきであるのではないのでしょうか、お伺いいたします。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） ただいまの杉森議員からお話のございました、いわゆる大規模災害時の対応ということになるわけでございますが、これらを想定した町の考え方といたしますか、そういったところには、杉森議員からただいまお話がございましたように、組織の体系、これらは大変重要なことだと思えます。これは言うまでもないことなわけですが、いずれにしても、現在、地域防災計画は18、19年、2カ年で現在、策定中なわけでありますが、ことしも台風4号とかでは災害対策本部も設置しまして、いろいろ実際に大きな、特に災害等は大きなことはなかったわけでございますが、そういった中でも、これらの組織の体系といたしますか、これらについては大変じかに感じたところでございます。

お話のように、官民協働というものが、まさしく必要になってくる、先ほども申し上げましたが、大規模になりますと、町での対応というものも当然限界がございます。そういったものも含めまして、全体の体系につきまして、この地域防災計画の中で、いろいろ定めていきたいというふうに考えております。

それから、防災の住民に対する意識啓発でございますが、これは言うまでもなく、大変必要なことでございます。地域防災計画、現在、策定の中で、あわせて、これができた時点でも、いろいろと住民には周知を図っていきたい、ことし10月14日には、また防災訓練もあるわけでありますが、そういった中でも、逐次これらの啓発には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） ただいま杉森議員さんから再質問の中で、今まで町内の側溝清掃がわかりづらいというようなお話ございまして、各町内でのそういった側溝清掃は、各町内で解決するようにという、大変ありがたいご提案があったわけでございます。また行政総務員さんと、また町民と一緒に、こういった問題の解決に当たっていきたいというか、いってもらいたいという、そのご提案でございます。非常に町内の国・県道を除いた町道におきましても、相当の距離にして側溝があるわけございまして、この中には相当堆積

した場所もございます。ほとんど側溝のふた、すれすれまで堆積しているような場所もございまして、非常に町といたしましても、こういった場所でのやはり維持管理が頭の痛くなる種になっているわけでございます。

そういった中で、今後は議員ご提案のありましたように、今後はひとつ広報等の媒体を使いまして、わかりやすい方法で、こういった形でご協力願いたいというようなことも考えていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどをお願い申し上げます。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 杉森議員の3点にかかわるご質問でございますけれども、まず、防災の、今、議員おっしゃられた明確な組織、やはりこれに準ずるのは、当町においては、今考える上では、やはり消防団なのかなというふうに思っておりますし、非常に消防団活動も一生懸命やっております、規律もとれている団でございます。その辺に対しても、この防災に対する防災計画をつくる中で、いろいろと消防団とともに、より効果的な合理的な防災組織をつくってまいりたいと考えております。

それともう一つ、環境の問題でございますけれども、側溝の問題でございますけれども、いろいろな要素、要因の中で、いろいろなバリエーションというか、シチュエーションが出てくるかと思えます。その都度その都度、一つの画一的な論議ではなくて、やはりその地域地域にマッチした方法でやはり解決していくしか、とりあえずの方法は見出せないのかなと思っております。まして国・県道の問題におきましても、やはり地域整備センターと相談しながらも、やはり町としても何も知らんぷりというわけにもいかないでしょうし、その辺のところをやはり地域地域に、その現場現場にのっかってやっていきたいなと思っておりますのでございます。

3点目の敬老会の事業、来年もやるのかということでございますけれども、何はともあれ、この9月30日、1回やらせてもらいまして、その後のお年寄りの皆さんの評判と申しましょるか、来年やるべきかどうかについては、その後、じっくり考えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解を賜ればと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 杉森幹男君。

1番（杉森幹男君） 今回質問した3つの質問は、大きく言えば、これからの当町が目指す、横芝光町基本構想（案）の中にある調和と創造、自立する町といった、町民と当町が1つに

なり対話を通した調和と創造、そして自立といったまちづくりにとっての重要因子を抜きには考えられないものであります。

今後もしろいろな面での課題に対し、町民とともに自立ができるよう、解決策を提示していくことを希望し、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（八角健一君） 以上で杉森幹男君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

再開は3時15分です。

（午後 3時01分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

鈴木克征君

議長（八角健一君） 一般質問を続けます。

鈴木克征君。

〔8番議員 鈴木克征君登壇〕

8番（鈴木克征君） 演壇より大綱4点について質問させていただきます。

質問に先立ちまして、7月中旬に上陸しました台風4号の影響により、全国で多くの方が大きな被害を受けてしまいました。また、その直後に発生いたしました新潟県中越沖地震では、これもまた大きな被害と犠牲者が出てしまいました。被害を受けられました方々へ改めてお見舞い申し上げるとともに、一日も早い復興をご祈念申し上げます。

それでは1点目、栗山川改修について。

上総と下総の国の国境であった九十九里平野最大の河川、栗山川が町の中央を流れるすばらしい自然環境に恵まれている当町、栗山川の流れがはぐくむ人、自然、文化が共生する町を将来像として、その実現に向けてまちづくりを進めている中、関係機関の深いご理解、ご協力により、昭和49年度より広域河川改修事業として整備を随時進めていただいておりますが、現在、計画されている改修、整備の進捗状況及び今後の予定について伺います。

また、改修工事完成後、栗山川沿岸農地の湛水被害等の軽減は、どの程度期待できるのか伺います。

次に、町道0102号線についてですが、一般質問は大所高所からの政策を建設的立場で論議

する場であるのに、一定の地区の道路改修工事について伺うのは適当でないと思われるでしょうが、この町道は南条日吉地区にとって大変大事な生活道路であります。町の南北を結ぶ幹線道路でもあり、多くの皆さんが利用しております。合併前ではありますが、実施計画政策別内訳でも、18年度に用地補償、盛り土工、19年度に500メートル用地補償などの事業計画を持っていると聞いていました。そんな中、財政面で大変厳しいところ、18年度9月補正予算で52万5,000円、19年度当初予算で105万円を計上していただきましたが、現在の進捗状況及び今後の工事予定を伺います。

3点目として、町有地で今現在利用していない用地、施設等について伺います。

海のこどもの国駐車場用地2,318平米及び保養センター跡地2,096平米、旧光町農村協同館の敷地2,525平米及び建物、木造平家308平米、旧銚子連絡道路公社事務所、鉄骨プレハブ194平米と、敷地3,563平米の今後の利用計画はどのように考えているのか伺います。

また、計画工事中の横芝中学校の完成後の、現在の横芝中学校のような新規事業計画に伴い、利用を検討する用地、施設等を伺います。また、これらを今後どのような利用を考えているのかも伺います。

次に、東京ガス株式会社が現在工事中の高圧ガスパイプライン、千葉・鹿島ライン建設について伺います。

本ラインは、千葉県及び茨城県における天然ガスの普及、促進を目的として、建設ルート沿線の工業団地や一般ガス事業者、そして茨城県鹿島臨海工業地帯の産業用のお客様までを視野に、より多くの天然ガスを利用させていただくため、今回、新たに千葉県千葉市から茨城県神栖市までを高圧ガスパイプライン、千葉・鹿島ラインを建設着工しているようですが、外径で61センチ、内径で57.4センチものガス管を県道下に埋設して、昨今、千葉県東部地区においても何度となく地震が起きています。このような中、安全性は大丈夫なのか、私、個人的には阪神・淡路大震災クラスの地震が起きて、ガスが漏えいすることはありませんと、写真やガス地震対策検討会報告書等でも聞いていますが、行政として町民への安全性をどのように認識しているのか、また今後の工事予定等、当町内の工事工期を伺います。

また、ガスパイプライン建設が、当町に与える影響があるのかも伺います。

以上、第1回目の質問とさせていただきます。

〔8番議員 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） 鈴木克征君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） それでは、鈴木克征議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、栗山川改修についてのご質問にお答えをし、その他の質問については、それぞれ担当課長に答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは初めに、栗山川の改修・整備の進捗状況及び今後の予定についてをお答えいたします。

鈴木議員もご承知のとおり、栗山川は千葉県で、昭和49年度より広域河川改修（基幹）事業を導入し、河口から多古町地先までの約17.2キロの整備を逐次進めているところであります。

大きな事業では、平成15年3月にふれあい橋、17年7月にラバーダム構造の横芝堰、同じく9月に総武本線JR橋、18年5月に国道126号線の新栗山橋がそれぞれ完成し、それらに伴い、新堤防の整備も計画どおり進められてまいりました。

今後の予定といたしましては、今年度から栗山橋かけかえに伴う仮橋設置に着手し、旧橋の撤去、新橋の下部工、上部工、取り付け道路の整備の順で事業を進めてまいります。また、計画的に進めている暫定掘削については、平成22年度末に銚子連絡道路架橋（芝崎地先）までが終了する見込みであると伺っております。

次に、改修計画後、農地の湛水被害等の軽減はどのくらい期待できるのかとのご質問でございますけれども、流域全体での軽減効果については、具体的な例で申し上げますと、平成11年10月27日の大雨、これが一日の雨量が236ミリのときでありましたけれども、農地の浸水面積は1,954ヘクタール、浸水戸数は172戸でしたが、計画の改修が完了すれば、同等程度の雨が降った場合に、農地浸水面積は383ヘクタール、浸水家屋は4戸に軽減されると伺っております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、新町建設計画の中でも、水と緑の美しい空間づくりとして、栗山川河川改修を主要事業として位置づけておりますので、今後も関係機関に事業推進の要望をしてまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

〔都市建設課長 瀬理和夫君登壇〕

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは私の方から、大綱2点、町道0102号線の道路改良工

事及び4点目の東京ガスパイプライン、これにつきまして順次ご回答をさせていただきます。

初めに、町道0102号線道路改良工事というご質問につきましてのご答弁を申し上げます。

ご案内のとおり、県道横芝停車場・吉田線の富下地先交差点を起点といたしまして、宝米の新中島橋付近までの区間を第1期事業として、関係者のご理解とご協力により、昨年3月に完成したところであります。

ご質問がありました宝米地先から新井地先を2期とする区間につきましても、既に測量設計等が終了しておりますが、計画ルート上に全体の4分の1を占める未登記、これは水路を拡幅した部分でございます、が発見されたことから、まずはこの処理の見通しを立てる必要があるために、昨年度よりこの調査に着手をいたしましたところでございます。本年度も引き続きこの未登記調査を初めとして、工事着手に向けた必要な作業を実施するところであります。

このルートにつきまして、旧光町時代から幹線道路網として位置づけされており、新町においても、引き続いてこの改良整備を着実に進めていかなければならないと考えております。

しかしながら、ご存じのように、この整備には多くの事業費が必要となりますので、実施に当たっては財政的な裏づけを確保しつつ、また地権者のご理解、地元協力を得ながら、これらの状況を総合的に勘案し、整備ができ次第、速やかに本格的な整備に入りたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。

続きまして、東京ガス株式会社高圧ガスパイプラインの事業概要につきましては、千葉市から茨城県神栖市までの間、延長約73キロメートルを高圧ガスパイプラインで結び、ルート沿線の工業団地や一般ガス事業者を初め、茨城県鹿島臨海工業地帯の産業用大口利用者に天然ガスの供給を行うものであり、平成18年度から着手し、平成22年完成を目指して事業を実施しているところでございます。

町内ルートといたしましては、県道八日市場・八街線の新井橋から二又交差点を通り、県道吉田線の町境までの3,666メートルとなります。

まず、安全性についてですが、埋設されるパイプラインの管径は、議員、先ほどおっしゃったとおり60センチメートルで、材質は強度が高く、かつ伸びのある丈夫な材料を使用しており、管厚は1.76センチあり、埋設後の土かぶりには道路面から1.2メートルあることから、道路上を100トンの車両が通行しても影響がない構造となっております。また大地震が起きても影響のないように設計・施工されると伺っております。さらに設置後は、日常の管理として東京ガス本社の防災供給センターのコンピューターで24時間、365日の監視体制となっております。万が一のガス漏れの際には遠隔操作によりガスを遮断できるシステムとなっ

ていることから、安全対策は確立されていると認識しております。

次に、工事工期の関係ですが、県道八街線の新井橋から新井集落西側入口までの区間330メートルと、新井地区から篠本地区に至る大カーブ区間160メートルの合計490メートルは、既に施工済みであり、今後の工事予定といたしましては、残りの区間3,176メートルを3工区に分けて随時施工していく計画でございます。平成20年5月には町内ルートが完成すると伺っております。

2点目の当町に与える影響ですが、建設関係における町への直接的なメリットはありませんが、希望により工業団地へ天然ガスを導入することが可能になると伺っております。

以上、ご回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

〔都市建設課長 瀬理和夫君降壇〕

議長（八角健一君） 次に、企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは私の方から、町有地で今現在利用していない用地、施設等についてのご質問にお答え申し上げます。

1点目の横芝海のこどもの国駐車場及び旧横芝保養センター跡地、旧光町農村協同館の敷地及び建物、また旧銚子連絡道路公社事務所の敷地についてということですが、まず、元横芝海のこどもの国と隣接している土地の面積は、旧横芝保養センター跡地を含めまして4,400平方メートルございます。また、隣接する海のこどもの国跡地は約3万1,000平方メートルございますので、これと一体的な利用を視野に入れながら考える必要があると考えております。

次に、旧光町農村協同館の敷地及び建物でございますが、敷地面積が2,525平方メートル、建物面積が308平方メートルの木造平家建ての建物がございます。農村協同館としては、平成5年4月に用途を廃止し、その後、平成17年度まで東総文化財センターに貸し付けしておりましたが、昭和47年に建築された建物は、老朽化に伴いまして、現在は使用されていない状況でございます。

また、旧銚子連絡道路公社事務所と敷地に関してでございますが、同敷地は平成10年8月から千葉県道路公社へ貸し付けておりました。貸し付け部分の面積は1,039平方メートルでございましたが、銚子連絡道路の開通に伴い、所期の目的が達成されましたことから、平成17年3月をもって返還され、現在、一部を駐車場として利用してございます。

なお、事務所として貸付地に建設されました鉄骨プレハブ2階建てで、延べ床面積388平

方メートルの建物は、将来的に有効利用を図りたいとの考えから、平成18年4月1日付をもって千葉県道路公社から寄附として受け入れたところでございます。

これらの施設の利用計画につきましては、伊藤囀樹議員のご質問にもお答えしましたように、公有財産利用検討委員会を立ち上げ、検討を始めたところでございます。

2点目の新規事業計画に伴い、利用を検討する用地、施設等はとのご質問でございますが、横芝公民館を含めました横芝行政センター、横芝中学校、横芝及び光給食センターのほか、フタバ保育園の分園として貸し付けてございました旧横芝第二保育所がでございます。

このほか旧東陽病院跡地や、本年度に取得いたしました北清水地先の下水道終末処理場用地の新たな活用方法等を含めまして、今後、公有財産利用検討委員会において検討を進めてまいりたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 鈴木克征君。

8番（鈴木克征君） 自席より2回目の質問をさせていただきます。

栗山川の改修工事ですが、再度お聞きいたしますが、栗山川沿岸農地の湛水被害ですが、栗山川の上流部では、栗山川流域の開発等の影響と思われる豪雨時の流水の状態により、河床の洗掘が激しく、橋梁や被管の基礎が露出したり、一部では堤塘の流出にも至っております。これらの流出土砂の堆積により、中流部、横芝光町篠本堰から銚子連絡道橋あたりまでの河床が大変上昇しまして、沿岸農地では用水の取水障害、排水障害を期し、洪水被害が頻発するようになっております。このような中、関係者の皆さんのおかげで、上流部に河床の洗掘防止及び安定を図る役割といたしまして、帯工という工法を、香取市新川橋下流と多古町田之倉橋下流の2カ所に、平成17年、18年に設置していただき、今年度その施工箇所の調査をするそうでございます。費用の方も1カ所1,600万円ぐらいかかるとのことですが、早期に洗掘防止をしていただくとともに、我々の町の方の中流部の堆積土の撤去もお願いしたいと思います。県は、よく新設費用よりも堆積土の運搬等の費用の方がかかってしまうと言いますが、今ならば、いろんな面で堆積土の処理場も用意に見つかるのではないかと思いますので、横芝光町として、県及び関係機関へ要望してみてもいいかと思いますが、お考えをお聞きいたします。

もう一点、銚子連絡道路橋下に橋脚工事の際に設置した1トン土のうが半分破け、見た目も悪く残されており、水の流れに影響があるように見えます。現に台風4号の大雨時に現場を見ますと流れ方が大変、変でございましたので、町の都市建設課の方に問い合わせします

と、建設課の方で関係機関に聞いたところ流れには支障はないと。写真もつけていただきまして、8月21日、この1トン土のうは橋脚工事の際に設置したもので、流れには支障はない。もう一つが、この1トン土のうは被管工事の際に設置したもので流れに支障はない、こういったものを写真をつけていただきまして回答いただきましたが、私も再度上流、篠本堰の方から水になったつもりで、船に乗って30分かけて行ってみました。すると、ここにもちょっと後で、これはあれですけれども、写真が何枚かありますけれども、一目瞭然、やはりこれは流れに大きな影響があるように感じました。言えることは、少なくともなければ、流れははるかによいわけです。よく、河川改修がすべて完成しないと、そういった計算、数値が参考に出されまして、県の方はよく言いますけれども、河川改修が進まなければ、1トン土のうは取らないのか、またこれは河川改修しても、全然撤去予定はないのか、よくわかりませんが、その辺をよく聞いていただきまして、再度、関係機関へ撤去の方の要望をしてみたいかがでしょうか、その辺のところをちょっと再度お伺いします。

さて、0102号線ですが、平成18年度の広報よこしばひかりの11月号に、8ページ、9ページ、2面を使いまして「町の将来を考え、意見交換」と題しまして、まちづくり懇談会の主な意見要望として8件、町長の顔写真と一緒に載っておりました。その中の1件が、富下から新井に通じる道路改良、町道0102号線を早期に完成してほしいとの要望に対し、「JA千葉みどり南条出張所前交差点を起点とし、宝米の新中島橋までの区間第1期道路改良がことし3月に完成したところです。この道路は、旧町時代から幹線道路網として位置づけされており、新町でも引き続きこの整備を確実に進めていかなければならないと考えています。

実施に当たっては、財政的な裏づけを確保しつつ、地権者の理解、地元の協力を得ながら、本格的な整備に入るよう努力しますと、このような回答が行われているわけですが、この町道改良整備を現在どのように考えているのか。

またもう一点、関係集落説明会の実施状況が、平成17年2月22日以降行っていないのは、行政としていかななものか、私どうもいろんな工事、計画等に対して、行政としての地元住民に説明や意見交換が少ないのではないかと、もっと積極的な行動が足りないのではないかと、こう思いますが、ひとつここは町長の方に伺います。

また、関係集落の行政総務員さんも、0102号線の進捗状況に応じては、部落内の生活道路を直していただきたいが、むだになってはいけなないと、要望を先送りしている道路もあると聞いています。この辺の調整を都市建設課として、どのように対応していくのか、再度、お伺いいたします。

町有地ですが、北清水の下水道終末処理場用地3万4,706平米、また、海のこどもの国跡地、今現在、利用していない用地、施設、そして横芝行政センター、横芝中学校、横芝給食センター、光給食センター等、今後、利用を検討する用地、施設などは、町にとっては大変大事な財産だと思います。いろんな計画実施に当たっては、幾つかの問題があると思います。早期に検討委員会は立ち上げてあるそうなので、ひとつ、いつもそうなんですけれども、定期的な、大変時間がかかるとお思いますので、定期的な開催をしてはいかがなものかと、これだけのいろんな財産とかありますので、定期的な検討会を立ち上げたのはわかるんですけれども、定期的な開催をしてはいかがか、お考えを聞きたいんですけれども、午前中の答弁の中で、横芝行政センターの検討の方が一般質問の中で企画財政課長の方から、売却も視野に入れるような答弁をちょっといただきまして、その後、町長が旧横芝町役場として親しまれていたもので、有効利用を考えて検討したいと、こういうふうな回答もいただいております。私は検討の中に、この売却はもう当然考えてよいのではないかと思います、売却について、町長のお考えを伺います。

ちょっと私、大変答弁であれだったんですけれども、聞き逃してしまったんですけれども、海のこどもの国跡地、残っているのは、再度すみませんけれども、跡地として残っているのは合計面積でどのくらいあるのか、またその中に県有地は、先ほどちょっと聞いたのが3万1,000ですか、わかりました、県以外の所有はないのか、じゃ、それだけちょっと隣接したところに、同じ目的の中に県以外の所有がないのか、ちょっとお聞きいたします。

次に、高圧ガスパイプライン、千葉、鹿島ラインですが、ガス管の固定資産税が町の方に入ってくるとお思います。金額については、最終的な通し金額と延長が確定した後に総務省と協議を行い、各行政の延長を案分され、決定されるということですが、現時点で想定される概算金額としましては、プレスリリースした投資金額260億円、総延長73キロ、横芝光町内のガス管延長3.7キロと算定いたしますと、初年度は565万円ぐらいの税かとおと思いますが、その後の固定資産税としてはどのぐらい見ているのか伺います。

それともう一点、篠本地先工業団地の用地について、東京ガス株式会社が県企業庁へ買い入れ申し込みをしていると、こういう話を聞きましたが、現在どのような進捗状況なのか伺います。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、自席からお答えをさせていただきます。

まず、栗山川の湛水被害の上流、中流部の中洲の掘削の問題ですとか、そういう問題でござ

ございますけれども、この分については所管が県土整備部でございます、一応この栗山川改修については、再三、県土整備部の方に、できるだけ早期の終結をお願いするよう申し上げております。当然、今、議員からおっしゃられたとおり、いろいろの湛水の被害でございますね。これがやはりそれがなくしては終わらないということで強く要望をしているところでございます。

そうした中で、いろいろと協議をしている中で、やはり中上流部の堆積部分を最初に一気にとってしまいますと、やはり下流部分が、より以上の被害に陥ってしまう可能性が非常に高いと。おおむね、それこそ先ほど粟嶋橋、長塚・北清水橋、そして粟嶋橋と、それが完成し次第、堤防の方も同時進行的に約5年ぐらいの間に終わらせてしまおうというようなお話をいただいております。そうした中で、それが全部完成し次第、その掘削に入ると。そうしないと一部分だけをやっていくと、やはりできない部分、まだ狭い部分に被害が及ぶ可能性が非常に大きいと。またその部分が宅地部分が多いということもありまして、ひとつご理解を賜りたいと思っております。

そうした部分においても、これからも今後とも粘り強く県の方に要望活動を続けてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。

あと、土のうの件については、建設課長の方から答えさせますので、よろしく申し上げます。

そして、次に0102号線の住民要望にどうこたえるかということでございまして、これが先ほど壇上から都市建設課長から答弁がありましたとおり、この未登記の土地をいかにして早く現実のものにするかということに、ちょっと難儀をしております、そうした部分で、確かにおっしゃられるとおり、地元に対する説明がちょっと足りないのかなと思うものの、現実問題、厳しい当町の財政状況ではあるものの、ここの分につきましては、先ほど申されましたとおり、大事な町道整備のものだと認識しておりますので、その部分、また住民の皆様方にもご説明できるような準備をして、ぜひそのお話も来月行われます住民懇談会では説明できればなと思っておりますので、またその節には、よろしくご協力いただければなと思っております。

次に、遊休地の取り扱いについてでございますけれども、まず、売却につきましては、全部が全部、すぐ売却でいいのかというような部分もございまして、私が今、ここで申し上げる部分においては、どこを売却して、どこを売らないとかという問題は、ちょっと控えさせていたきたいと存じますけれども、当然のことながら、この今の財源を確保していかなければならないこの状況の中、当然のことながら、売却していかなければならない施設も幾つ

かあるかと思いますし、またそれをある部分、何かの形で残していくということも必要な部分もあるのかなというふうに考えておりますので、今後とも慎重の中にも速やかに、それをしていきたいと思っておりますので、その節においては、また皆様方にもお示しをさせてもらってご協議をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと存じます。

そして、横芝海のこどもの国の跡地でございますけれども、この3万1,000平米、これが県有地でございます約4,400平米が町有地でございます。そのこの問題につきましては、先般、先々週ですか、千葉県知事、植田副知事、N A A 同席で、成田空港周辺自治体協議会が成田のビューホテルで行われまして、その節に要望の部分でこどもの国の跡地3万1,000平米、そして町有地4,400平米、合わせて3万5,400平米あるこの物件を、何かに使えないかという話をした中で、今の成田空港会社と県が、いろいろと観光プロモーションを県がやっています、その一環としてトランジット、要は成田空港を通過する、要するに外国から来た方がまた国内線に乗りかえるだとか、そういうようなお客さんですとか、あとはクルーですね、皆さんがやはり外国から、特に先進国から来た皆さんというのは、ビルの中に住むよりも自然を大事にしたり、そういう部分において、たまたまシャトルバスが一日に12往復してまして、成田空港から、それこそこどもの国の真ん前のところまで来ているんだと。そしてトランジットツアーといって、今、香取市の佐原ですとか、あと成田山新勝寺に3時間ツアーとか4時間ツアーとか、国内線との国際線とのつなぎの中に、3時間とか4時間という時間が、中には午前中着いてしまって、夜にならなければ飛行機が出ない。その間、成田空港の中でずっと遊んでいなければならないとかというような状況の中で、そういうようなアクセスができていくこどもの、そういう状況の中で、そういうトランジットツアーを企画する一環として、この自然に恵まれた旧こどもの国の跡地を、具体的に例えば日本庭園にしたり、その中に古民家を立てたり、その中に芝生広場をつくって、日本のお年寄りがグラウンドゴルフをやっているような、ひとつ文化を見せるのも必要ではないかということ提言しまして、大変ありがたい意見をいただきましたと知事からも言われて帰ってまいりましたので、その辺について、まだいろんな角度から検討してまいりたいなと思っておりますのでございます。

あと、パイプラインにつきましては、ちょっと私も詳細は存じておりませんので、担当の方から答えさせますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、鈴木議員から再質問のございました、まず栗山川の銚子連絡道路の橋梁の下の1トン土のうが破れて、これが流れを阻害しているというような再質問でございまして、これは議員からも確かにうちの方に、そういったお話がございまして、うちの方でもすぐ現地を調査した中で、県の方へ確認をさせていただいたところでございます。このときの県の回答は、流水の断面が確保してあるので、特段問題はないというような回答でございましたが、議員が自分で船に乗りまして、30分ほど調査した中で、やはり流れがおかしというようなことでございますので、これにつきましては、再度県の方とよく十二分に協議した中でご回答をさせていただきたいというふうに考えております。

また、2点目の0102号線の進捗いかんにかかわって、集落の中のいろいろな修繕の箇所について、地元が町への要望をためらっている、そういうお話がございましたけれども、やはりこれにつきましては、どういった場所が地元が要望しているかわかりませんが、いずれにいたしましても、危険が伴うものであれば、これは早急に直さなければいけないというふうに考えておりますので、ぜひ行政相談員さんの方にお話をした中で直していかなければいけないものは早急に対応していきたいというふうに考えております。

また、3点目の東京ガスのガスのパイプラインの中で、工業団地の一部用地をガスが有事の際に、その部分でガスをとめる場所、こういったものを確かに企業庁の方で、現在、東京ガスの方と図面等を、たしかはっきりした日にちは忘れましたが、1カ月か2カ月ぐらい前にうちの方に企業庁から、そういった図面がありました。説明がありました。ということで、この場所につきましては、こちらから匝瑳市の方に向かいまして、スズキ自動車の反対側、左の方の隅のたしか三角地みたいな、ちょっと形の悪い、そういった土地でございました。これを確かに現在、そういったものに利用するというようなことで伺っております。まだ契約をしたかどうか、そういう詳細については伺っておりませんので、逐次わかり次第お知らせいたします。

以上です。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） それでは、東京ガス株式会社が建設中の高圧ガスパイプラインの固定資産税の関係でございまして鈴木議員ご承知のとおり、東京ガスはこの施設を平成22年12月に完成を予定しております。現在の計画でいきますと、平成23年度から償却資産としまして固定資産税が課税されます。この価格につきましては、総務大臣が価格等を決定し、町に配分することとなりますが、導管の総投資額が約260億円、総延長約73キロメートル、横

芝光町の延長約3.7キロで試算しますと、先ほど鈴木議員、申し上げましたとおり、平成23年度の固定資産税は、約565万円となります。その後、毎年減価していきませんが、10年間で約3,700万円の税収が見込めることとなります。

以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林 新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは、公有財産利用検討委員会を定期的を開催してはいいかがかというご質問でございますが、基本的に開催してまいりたいというふうに考えております。

しかしながら、諸般の事情によりましては、そうはまいらない場合もあると思いますが、基本的には、そういう検討の機会を多く持つということを基本としてまいりたいというふうに考えております

議長（八角健一君） 鈴木克征君。

8番（鈴木克征君） 栗山川改修工事ですが、年2回行っております栗山川周辺環境ボランティアの人たちの方も年々増加しまして、堤防等も大変きれいになってきています。農業用水、水道用水、観光、自然環境等、いろんな面で大事な栗山川です。関係機関とよく連絡をとっていただき、早期に改修工事の完成をお願い申し上げます。

先ほども申し上げましたが、栗山川の流れがはぐくむ、人、自然、文化が共生するまちをつくっていかねばならないと思います。

町道0102号線ですが、幹線道路として当町にとっても大変大事な道路であるとともに、地元にとっても早期完成を願っておりますので、今後とも積極的な事業推進を求めたいと思います。

町有地についてであります。現在、利用していない町有地、または今後出てくる跡地についても、単に利用目的のみを模索するのではなく、厳しい財政現実にあった検討をお願いしたいと思います。

高圧ガスパイプライン、千葉・鹿島ライン建設ですが、地球温暖化等の影響か、異常気象等による大雨等が多発しております。クリーンなエネルギーとして、地球の環境保全にも貢献でき、また町においても税収が上がるなどのメリットもありますので、今後は地域住民の安全確保に努めていただきますようお願い申し上げます。一般質問を終わらせていただきます。

議長（八角健一君） 以上で鈴木克征君の一般質問を終わります。

休会の件

議長（八角健一君） 日程第3、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

9月19日は議案調査のため休会といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、9月19日は休会と決定しました。

散会の宣告

議長（八角健一君） 本日の日程は、これをもって終了いたします。

9月20日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時02分）

平成19年9月横芝光町議会定例会

議事日程(第3号)

平成19年9月20日(木曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 発議第 1号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「2万円米価」を保障する制度確立を求める意見書について
- 日程第 3 議案第 1号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 2号 指定管理者の指定について(光B&G海洋センター、光しおさい公園)
- 日程第 5 議案第 3号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 6 議案第 4号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 7 議案第 5号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 8 議案第 6号 平成18年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第 7号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第 8号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第 9号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第10号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第11号 平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第12号 平成18年度横芝光町病院事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第13号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事(杭)請負契約の締結について
- 日程第16 議案第14号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事(電気)請負契約の

締結について

日程第 17 議案第 15 号 横芝光町立横芝中学校改築 2 級併行防音工事（機械）請負契約の

締結について

日程第 18 陳情の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1 番	杉	森	幹	男	君	2 番	森	川		忠	君	
3 番	實	川		隆	君	4 番	川	島		仁	君	
5 番	齊	藤		隆	君	6 番	若	梅	喜	作	君	
7 番	川	島	富	士	子	君	8 番	鈴	木	克	征	君
9 番	野	村	和	好	君	10 番	山	崎	貞	一	君	
11 番	伊	藤	囿	樹	君	12 番	嘉	瀬	清	之	君	
13 番	川	島		透	君	14 番	鈴	木	唯	夫	君	
15 番	八	角	健	一	君	16 番	川	島	勝	美	君	
17 番	越	川	輝	男	君	18 番	越	川	洋	一	君	

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐	藤	晴	彦	君	総	務	課	長	林	英	次	君								
企画	財政	課	長	林	新	一	君	環	境	防	災	課	長	布	施	勇	君					
税	務	課	長	並	木	俊	郎	君	住	民	課	長	高	蝶	文	徳	君					
産	業	振	興	課	長	高	埜	広	和	君	都	市	建	設	課	長	瀬	理	和	夫	君	
福	祉	課	長	山	本	照	男	君	健	康	管	理	課	長	実	川		薫	君			
食	肉	セ	ン	タ	ー	所	長	土	屋	文	雄	君	東	陽	病	院	長	田	鍋	悦	央	君
会	計	管	理	者	海	保	清	一	郎	君	教	育	課	長	海	保	教	之	君			
教	育	課	長	小	堀	正	博	君	社	会	文	化	課	長	越	川		岳	君			

代表監査委員 大木國臣君

職務のため出席した者の職氏名

局長 實川裕宣 書記 須合京子

開議の宣告

議長（八角健一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

諸般の報告

議長（八角健一君） 日程に入るに先立ち、諸般のご報告をいたします。

初めに、本日、総務常任委員会委員長から陳情第1号について、民生文教常任委員会委員長から陳情第2号について、お手元に配付のとおり審査結果の報告がありましたので、ご報告いたします。

次に、議員、越川輝男君から本会議におくれる旨、また、理事、鈴木孝一君から欠席の届け出がありましたので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

一般質問

議長（八角健一君） 日程第1、これより一般質問を行います。

齊藤 隆君

議長（八角健一君） 通告順に発言を許します。

齊藤隆君。

〔5番議員 齊藤 隆君登壇〕

5番（齊藤 隆君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、通告に従いまして大綱3点について一般質問をいたします。

まず、1点目として、安心・安全なまちづくりについてお伺いいたします。

各地で地震が頻発する中、7月16日は新潟県中越沖地震が、そして8月16日早朝からは千葉県東方沖を震源とする地震が多発し、深度4レベルの大きな揺れに町民の皆様も不安を抱かれていたことと存じます。被災された方々には、心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げる次第であります。

こうした突然の災害を経験するたびに防災の重要性を痛感するわけではありますが、我が町にもなぞられて検討することが見えてきます。

まず、被災時の安否確認や人命救助、個人情報の保護についてであります。

新潟県中越沖地震で被災された柏崎市では、独居老人や高齢者世帯の情報を把握し、この情報の活用方法を検討しているさなかに地震が発生してしまいました。そのため、非難状況の把握に難行されたようです。個人情報については、非常に重要なプライバシーの問題でもあり、個人情報保護法により保護されておりますが、万が一の災害時には、この運用についてどのような対応で情報伝達が可能となるかお伺いいたします。

現在、ご近所づきあいが少なく、地域のコミュニティが希薄となっている中、身近な地域活動においても名簿の利用が制限され、地区内の高齢者の把握が難しい場合があります。町としては、公的な立場であり、法律を厳格に守るべきであることは言うまでもありませんが、人命尊重の場合での弾力的な運用も必要ではないでしょうか。町長の考えと横芝光町における災害弱者の把握状況をお伺いいたします。

次に、10月1日から始まる緊急地震速報の一般供用開始に対する町の対応についてお伺いいたします。

緊急地震速報は、地震発生時に伝達速度の早い初期微動・P波の縦揺れと主要動・S波の横揺れの到達速度の差を利用して、「あと何秒でどこでどれだけ揺れるか」の予測を該当する地域へ配信されるものであります。

直下型地震の場合には、この時間差がないので、あまり機能は果たせませんが、現在、公共交通や大規模工場などで試験的運用が行われており、中越沖地震の発生時にも地震発生予報や電車のATS作動の実績があります。この緊急地震速報がうまく機能すれば、被害軽減や心理的な安心につながるとされ、導入が期待されておりますが、町としてはどのように活用、周知されるのかをお伺いいたします。

2点目として、銚子連絡道路の延伸と利用促進及びインター周辺開発の一環としてのチャレンジハウスについてお伺いいたします。

銚子連絡道路は、横芝インターチェンジから銚子方面について、有料道路ではなく一般道路として整備されることに計画が変更されました。その計画変更に伴ってチャレンジハウスをインターチェンジ周辺に建設することとなり、運営委員会が主体となって実験店舗であるチャレンジテントが毎月開催されております。

ところが、先日の千葉日報にこの銚子連絡道路の延伸に伴い、「全線開通後は有料化」と

の記事が載りました。銚子連絡道路の早期完成は、一地元住民としても望むところではありますが、有料道路から一般道路へ計画変更となった路線が再度有料化されるということは考えにくく、現実的ではありません。また、もしも有料化されたとした場合、チャレンジハウス建設予定地にも影響がないのか、町民の中から心配の声が出ておりますので、あわせてお伺いいたします。

このチャレンジハウスの建設に向けた実験店舗であります。9月2日で5回を数えました。この間のお客様の反応や出店者の対応、そして今後の課題など、町当局としての現在の状況をお聞かせ願います。

そして、建設に当たっては、官民の一致協力体制で町の産業活性化の核となるよう推進していただきたく、要望する次第であります。全体像があまり見えてこないというのが一般町民からの声でもあります。そこで、具体的に町の考える方向についてお伺いいたします。

3点目として、横芝中学校建設についてお伺いいたします。

6月定例会時における全員協議会、7月4日の横芝中学校建設推進委員会で、8月入札、9月着工との説明をいただいております。また、分離発注の建設工事をおおむね2カ月ほどおくらせる説明があった7月24日の全員協議会の中でも、8月入札、9月着工という予定の説明がありました。

しかし、町ホームページの入札案内では、9月10日入札となっていることをホームページを見た方々から指摘されました。建設推進委員会にはいろいろな立場の多くの委員さんが出席されており、なぜこのように予定がたびたび変更になるのかとの質問や、また特に多いのは、完成はおくれないのかとのご心配をいただいております。

先日の町長の政務報告でもありましたが、今後のスケジュールを含め詳しくご説明願います。

最後に、横芝中学校建設工事完了後には、旧校舎の解体が行われます。跡地の利用については、検討委員会にて考えるとお考えではありますが、いつごろから、どのようなメンバーで検討されているのかお伺いいたします。調理施設の老朽化や手狭なことにより、調理材料が限定されている現在の給食センターの建て替えも候補として上げられると考えますが、具体的な考えがあればお示しください。

以上、壇上からの質問といたしますが、町のリーダーである町長には多くの町民が注目をしております。住民の視点で町民にわかりやすい説明をお願いいたします。

〔5番議員 齊藤 隆君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 改めましておはようございます。ご苦労さまでございます。

それでは、早速、齊藤隆議員のご質問にお答えします。

私からは、銚子連絡道路の延伸計画と利用促進についてのご質問にお答えし、その他のご質問については、それぞれ担当課長からの答弁となりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、銚子連絡道路につきましてではありますが、銚子連絡道路、山武市から銚子市間約30キロは、東京湾アクアラインや首都圏中央連絡自動車道などと一体となって、山武・東総地域における「県都1時間構想」の実現と首都圏を初めとする各地域の交流・連携により、魅力ある地域づくりに貢献できる地域高規格道路として、千葉県が逐次事業を進めています。

その結果、ご承知のとおり、松尾横芝インターチェンジから横芝光インターチェンジまでの間約6キロが平成18年3月25日に開通し、首都圏までの所要時間の短縮、各地域までのアクセス性の向上などが図られました。

現在の状況といたしましては、2期区間の横芝光インターチェンジから匝瑳市の主要地方道八日市場野栄バイパスまでの約4.7キロメートルを都市計画道路として決定すべく、作業を進めているところであります。また、本路線につきましては、機会あるごとに広報等により啓発を行い、利用促進を図っていくと伺っております。

なお、8月19日発行の千葉日報に「銚子連絡道路、延伸後に有料道路化も」との記事が掲載されておりましたことについて、事業者の千葉県、海匝地域整備センターに確認をいたしましたところ、銚子連絡道路2期区間は、地域高規格道路の一般国道として整備することに変わりはなく、延伸後に有料道路化にする計画はないと伺っております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 齊藤議員からの安心・安全なまちづくりに関する質問3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の災害時の避難態勢についてであります。杉森議員のお答えと重複すると

ころもございますが、災害時の避難場所は、町内の学校、集会所、公民館等90カ所のほか、津波に備えて屋形地区及び尾垂地区の民間マンションと一時避難所の協定を結んでおります。災害時の避難場所については、災害の状況に応じて設置するわけでございますが、避難誘導や避難生活の対応を町職員や消防団員等で対応いたします。

今後さらに避難等を円滑に進めるために、自主防災組織の育成を図っていきたいと考えております。

2点目の個人情報保護の遵守と安否確認についてであります。新潟中越地震において、災害時における要援護者の安否確認、個人情報保護が問題になりましたが、当町の要援護者の安否確認における個人情報の取り扱いにつきましては、町の個人情報保護条例第8条第3号の規定によりまして、「人の生命、身体または財産を保護するため、緊急やむを得ないと認めるとき」によりまして、必要な個人情報の活用を考えています。

3点目の緊急地震速報の活用と住民への周知についてであります。この10月1日から気象庁の実施する緊急地震速報は、町の防災行政無線に接続するものの、現在のシステムでは機械の起動に時間が多少かかることが予想されます。わずか数秒の間に放送しなければならない緊急地震速報には対応できないと思われるところであります。

今後、防災行政無線のデジタル化とあわせて検討していきたいと考えています。また、これらについては、今後全国瞬時警報システムとあわせて広報等で住民の皆様には十分周知してまいりたいと考えております。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） チャレンジハウスの建設に向けた実験店舗であります。今年5月6日から毎月第1日曜日に開催をしております。

その実施の目的は、実験的な販売活動を通じて町内外の方へ地域振興施設計画のPRを図ること。お客様のニーズに合った施設、販売方法、イベント等の基礎資料とするため、アンケート調査を行う。銚子連絡道路2期整備計画の変更に伴い、インター周辺の土地利用に変更が生じることから、県に対しこれらの活動を通じて土地の有効利用をアピールする。この3点を目標に、毎回、季節に応じた新鮮な野菜やくだもの、あるいは加工品など地産地消・食育のPRも兼ね展開をしております。

そのような中で、お客様の反応であります。有料道路から見えたのでちょっと寄ってみました。新鮮な野菜が安く手に入るので次に来るときも寄りたい。このような好意的な意見のほか、品ぞろえが足りない。あるいは、トイレは清潔なものにしてほしい。このような意見もございました。

出店者の方々の反応といたしましては、会場準備と後片づけに非常に苦勞を感じる。野外のため、加工品などは品質管理に気を遣う。他の出店者と競合した場合、価格設定により売れ残りが生じてしまう。そのほか、皆でやっているのも非常に楽しいというような意見もあります。

また、9月2日、第5回の開催場所を本来の建設予定地でありましたインターチェンジ北側に変更し実施いたしました。そのことで懸念されていた車両の出入りにも問題はなく、銚子連絡道路下り線利用者のお客様も幾分多かったようであります。

今後の課題といたしましては、やはり品揃えそれから冬期における寒さ対策などが上げられますが、いずれにしても総合的に運営組織検討委員会と協議をしながら町民の要望にこたえられるよう対策を講じてまいりたいと考えております。

なお、建物の構築につきましては、森川議員の質問に町長からお答えしたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

〔教育課長 小堀正博君登壇〕

教育課長（小堀正博君） それでは、教育行政のうちの中学校建設につきまして、回答させていただきます。

内容につきましては、一部伊藤國樹議員の回答と重複いたしますが、まず建設のスケジュールでございますが、過去の議員全員協議会や建設推進委員会におきましても、平成20年中の完成を目標に19年の秋には着工したいとこのような説明をしておったわけですが、そのとおり、くい工事から着手できるようこの9月10日に入札を執行し、現在、契約事務を進めているところでございます。

今後のスケジュールにつきましては、町長の政務報告にもございましたように、少しでも事業の進捗が図れるよう外構工事を前倒しし建築工事に合わせて発注することとし、くい工事の進みぐあいに合わせて本体工事に今後着手するとそういう予定でございます。

そのほか、本年中に備品整備計画、それから解体工事の設計なども進める予定でございます。

す。

平成20年度につきましては、校庭整備工事を開始し、予定どおり20年12月にはすべて完成する計画でございます。

以上であります。よろしくお願いたします。

〔教育課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、私の方から横芝中学校の跡地利用を検討する委員会の構成員等に関するご質問がございましたので、お答え申し上げます。

本議会で伊藤園樹議員並びに鈴木克征議員へのご答弁でも触れさせていただきましたが、7月に各課等から推薦されました主任主事から班長クラスまでの職員12名と事務局である企画財政課職員2名によりまして公有財産利用検討委員会を立ち上げました。

委員12名の役職ですが、班長職が5名、主査が2名、主査補2名、副主査1名、主任主事2名で構成されております。

今後、各施設のあり方、方向性について検討していくには、幅広い視野からの意見集約ができるものと考えております。

第1回目の検討委員会を7月18日に開催し、利用を検討する施設の説明を行い、各施設の検討方針について各課等での意見集約を依頼しております。この中には、ご質問にございました横芝中学校、横芝・光の両給食センターも含んでおります。

現在、各課から提出されました検討案についてとりまとめを行っている段階でございます。早急に跡地利用を検討しなければならない施設もありますことから、今後、各課等から提出されました検討案について議論を重ね、跡地利用の方向性を見い出していきたいと考えております。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） ただいまご説明いただいたところでございますが、自席から2回目の質問をさせていただきます。

初めに、安心・安全なまちづくりの中で、防災については、先日杉森議員の方からもるるご質問がありました。重なる部分もありましたことは申しわけありませんが、お許しいただきたいと思っております。

防災については、やはり今町民の中でも意識が高まっております。各地での被災状況などをニュースで見ている方々、もし万が一これが横芝光町で、当町で起きた場合にはどうなるだろうかということで、実際にシミュレーションをされている町民の方もいる反面、全くむとんちゃくでこの地区で起きるはずがないからということで安心しきっている町民もいます。そのように、町民の中でも考え方の差が非常に高い中で、町としてはよりきめ細かに対応していく必要があるかと考えております。

そんな中で、防災についての中での防災訓練ですが、今年度は9月1日の防災の日の近辺に合わせて行うのではなく10月になってから行うということで、広報等で周知はさせていただいておったんですけれども、実際、それにつきまして町民の中でもしらなかった、ことは防災訓練はやらないのかというようなご質問等も出ておりました。多くの場面で広報を使ったり、防災行政無線を使ったりということで、日にちの変更は伝えていただく努力はしておったかと思うんですけれども、9月の初旬におきましては、町民の方々の中から知らなかったという声が多く出ました。

これにつきまして、周知の方法なども今後また徹底していただきたいと思いますが、これについてどのようにお考えになるのか、それから10月に防災訓練を行うということも再度周知するべきではないかと考えますが、その点をあわせてお伺いいたします。

万が一の避難時に、先日の町長の答弁の中でも消防団に対して非常に期待をしているということを伺いました。自主防災組織があり、そして消防団があるということで、自主防災組織の中の大きな力となって消防団がやってくれるというふうに私は理解しておりますけれども、この消防団の取り扱いについて、自主防災組織の中でどのように位置づけられるのか、それをお伺いいたします。

それと、町の合併にあわせまして、消防団が8分団に統合されております。その中で統合後、消防団詰め所が手狭であったり適当な施設ではないということで、建て替えもしくは統合後の増築の要望も出ておると思います。現在、篠原地区ですか、消防団統合による詰め所の建設が行われておると思いますが、ほかの分団の状況はどのようなのか、そういう必要があるのかないのか、把握されておればお答えをお願いいたしたいと思っております。

それと、防災についてもう一つ、減災という考え方があります。実際、起きてしまったものに対する対策ばかりではなく、地震が起きる前から被害を軽減するという考え方からの減災であります。例えば、耐震診断であるとか、耐震補強でありますとか、今、公的な施設は順次進んでおりますけれども、民間レベルでも耐震化について意識啓発していく必要がある

かと思えますけれども、その点お伺いいたしたいと思えます。

それから、2点目の銚子連絡道路の件であります。町長、今、地域整備センター、それから千葉県にご確認いただいた結果、一般国道化で有料化の予定はないということでありましたが、では、どういうところからそういう話が出たのか、千葉日報社もフライングをしてしまったのかなというふうに思えますけれども、今、マスコミによる住民への影響というのは非常に大きいのが現状です。新聞にそのように出てしまうと、イコール当然そうなるだろうと。新聞、テレビは間違えたことは伝えないだろうという思い込みからか、新聞に出たことはすべて事実ではないかというふうに思い込んでいる町民も中にはいます。

新聞には有料化という記事も出ましたけれども、町として、これについて有料化はないんだよということも町民に知らせながら、なおかつ銚子連絡道路周辺インターでしょうか、横芝光インター周辺の開発の計画についても再度知らせていただきたいと思うわけでありまして。町長も19年度中のチャレンジハウスの開設をとということでおっしゃっていただいておりますけれども、現段階では、19年度中の開設は不可能でありますし、この辺、町民の誤解のないように周知しておいた方がよいのではないかと思います。これについてお伺いいたします。

この銚子連絡道路でありますけれども、松尾横芝インターチェンジ周辺から圏央道へ分岐が予定されております。圏央道の分岐とあわせまして、空港道路周辺で都市計画道路の指定をするのではないかという話を山武市の方で伺っております。実際、横芝光町における土地の面積というのは、山武市から比べますと非常に狭いかもかもしれませんけれども、もしそういうふうに山武市がする場合に、同調して都市計画決定をするものなのか、それとも隣の市と横芝光町は違うという対応をとるのかお伺いしたいと思えます。

続きまして、2点目のチャレンジハウスですけれども、先ほど課長の方からお客さんの反応であるとか、出店者の対応ということをお伺いいたしました。これらはアンケートの結果に基づいて出ていたものなのか、先日、森川議員の質問にも来店者数等お答えいただいておりますけれども、その中の皆さんにアンケートをいただいたものなのかお伺いしたいと思います。

それから、3点目の中学校建設であります。今回、入札方法が受注希望型入札というこ
とで行われました。残っております躯体の入札もこれと同じ方式で入札をされるのか、これについてお伺いいたします。また、いつごろ入札になるのかもわかりましたらお答えいただきたいと思えます。

最後に町有地に有効利用を図るということは、当然必要なことだと思います。売却も選択肢の一つではないかと私も考えておりますが、効果的な売却も見据えた検討をしていただきたいと考えておりますが、その点についてもお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、私のお答えできるところから順次お答えさせていただきます。

防災訓練の件と今回の日づけと周知については、課長の方から。

消防団の自主防災組織の中での位置づけについては、私も管理者ですので、これについては、私からお答えをさせていただきますけれども、当然、自主防災組織の中で一番最上級にあるのは消防団なのかなど。実行部隊というような表現がいいかどうか分かりませんが、実質的な自主防災、有事の際の行動については、やはり消防団が自主防災組織の中においては一番私どもも大きな期待を持っていますし、実際今の現状の町民の中では、それが一番町民からもあてにされている大事な組織だと思っております。

あと、消防庫の今後の改築・増築の件については、それについても担当の方からやらせてもらいます。

あと、要するに一般の家庭の耐震の問題でございますけれども、正直申し上げまして、町としてこれからも広報等で周知はしていく必要があるかなと思うものの、実質的な部分においては、なかなかこれは非常に難しいことなのかなど。でも、今、先ほど齊藤議員もおっしゃられたように、防災、安心・安全の部分、特に地震においては、町民の皆さんも相当ある部分気をつけているというか、気を遣っておられるのかなど思っていますので、そこについてもマスコミ等において非常にそういう部分でも取り上げておりますので、今後そうした中で広報等でどのような周知の方法、また啓発のやり方があるかどうか検討してまいりたいと考えております。

あと、銚子連絡道路の2期工事の新聞に出た問題については、たしかあの新聞の記事は、そういうこともあり得るのではないかなというような記事でありまして、それについて新聞が間違っているかどうかというのは、私は今回この場では判断はいたしません。

そうした中で、広報でそれはないよというようなことを周知したらどうかというお話ですが、実際問題として、それはないよと100%断定できるものかどうかについては、あくまでも県の事業でございまして、地域整備センターにおいても、それはないという話をし

ていますので、あえて町の広報でそれはありませんよと断定することは控えた方がいいのではないのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

あと、圏央道絡みの都市計画決定については、担当の方からお答えをさせていただいております。それから、チャレンジハウスについても担当課長の方からということで。あと、中学校の入札の件とか方法についても、これは担当課長の方からということで。

あと最後に町有地の問題でございますけれども、先般、お答えもしておりますけれども、まずは公有財産の使っていない部分の委員会を立ち上げることによって、その中には、当然私はメンバーに入っておりませんが、いろいろな角度から、いろいろな選択肢の中から、町民にとって一番有利に使えるように考えていくというのが一番正しい問題なのかなと思っておりますので、議員おっしゃられたとおり、売却というのも一つ選択肢の中にあってもいいのではないかなと私は思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） 防災訓練の関係でございますが、今年度は10月14日に予定しているわけでありましたが、これまで周知関係を既にしてきたところでありましたが、ちなみにこれまでに行政総務委員会あるいは議会の皆様あるいは広報、そのほか防災訓練に特にかかわりのある消防団あるいはそれらの関係団体等を通じまして、それぞれこの期日につきましてはお話をさせていただいたところでございますが、いずれにしましても十分周知を図る意味で、今後とも防災行政無線、それらを通じまして十分な周知を図っていきたいというふうに考えております。

それから、消防団の施設の中で機庫あるいは詰め所の改修関係ですが、これは合併に伴いまして消防団の機庫が変更になった関係から、これらの改修について行っております。今年度も先ほどお話ありましたように、篠原地区、こういったところもあるわけでありましたが、そのほか幾つかございますが、いずれにしましても、これからそういったところが地元から出てきた段階で、それぞれ十分協議をさせていただいて、こういった町の財政状況もございますが、できるだけ使えるものは有効に活用していくという考え方に基づいて、いろいろ皆さんにご相談させていただきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、首都圏中央連絡自動車道の都市計画に絡んでのご

質問にお答えさせていただきます。

齊藤議員ご存じのように、首都圏中央連絡自動車道は、東京を中心とする首都圏を300キロメートルで結ぶ壮大な計画で、千葉県下につきましては、約90キロの延長がございます。既に東京湾アクアラインから木更津方面の一部区間につきまして供用が開始されたところをご存じだと思います。また、横芝大栄間、この間につきましては、この300キロの中でも一番事業がおくれているというような場所でございます。去る8月8日、町の都市計画審議会で本日出席しております議員さん数名にも出席していただきまして、ご意見を拝聴したところでございます。

横芝、神崎、これらの沿線の市・町、やはりこういった市・町の意見書を付しながら県の方へこれを出しまして、県の方で予定では12月ごろに県で都市計画決定をするというふうに伺っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 先ほど、お客様の反応はということで申し上げさせていただきました。アンケートの結果に基づきながら、中身をちょっと紹介しながら私の感じているところを話させていただきたいと思います。

まず、来客数であります。5回開催いたしまして1,520名。その中でアンケート調査に協力をしていただきましたのは188名であります。その内訳が男性が31名、女性が157名でありました。

幾つか紹介いたしますが、年齢でありますけれども、やはり40代、50代、60代の方が大半であります。その中に20代あるいはお子さん連れの家族というのが目立ちました。それから、特産品の直売所ができたなら寄りますかという設問があるわけでありまして、その188名のうち178名の方が寄りたいというふうに答えております。建物はどのようなものがよいかという問いに対しましては、木造が133名、プレハブが23名、鉄筋が10名、その他22名ということになっております。販売する商品はということでありまして、やはり野菜、米、果物あるいは加工品等の農産物、それらの希望が非常に多い。そのほか地域のいわゆるお土産ものになるようなもの、あるいは雑貨というような回答も非常に目立ちました。

それから、特産店のほかにどのような施設があればよいかという質問でありますけれども、やはり先ほどの反応で申し上げたとおり、トイレ、これが断トツであります。それから公園、それから農産物の加工体験のできるような場所、そのほかには大きな噴水あるいは温泉施設

があってほしいというような意見もございました。

それから、こちらに来た目的という設問には、これは複数回答でありますけれども、観光それから仕事、それから帰郷、いわゆるふるさとに帰ってきたときに寄ったというのが約3分の1ぐらいあります。そのほかはほとんどが買い物目当てということになります。このほか、来ていただいた方と直接会話をする機会などを通じて、私を感じたことを申し上げますと、やはりアンケートあるいは先ほどの反応でも申し上げましたとおり、新鮮で信用のできる品をたくさんそろえてほしい。よい品であればまた来ますよと。それから、トイレは絶対にきれいでありたい。できればウォシュレットにしてほしいというような意見もありました。そのほか、食事のできる場所や体験農業。それと最後により施設を早くつくってほしいというような、会話の中でそういう意見がございました。

それらを総合的に判断いたしますと、やはり時代の流れといいましょうか、安心・安全の食品といたしますか、農産物といたしますか、そういうものが求められているということを強く感じました。また、衛生的な面も含めて、環境への配慮というものも非常に感じたところであります。それと、なるべく早い施設整備が期待されているというのも感じたところであります。

以上であります。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） 私の方から横芝中学校の躯体の契約方法についてということでお答えしたいと思います。

この躯体の契約も今回提案させていただきました。杭、電気、機械と同じように受注希望型競争入札で実施する予定であります。

期間でございますが、来週中には広告してJV方式による業者を募集したいというふうに考えております。ただし、今回、かなりの高額な設計金額となっておりますので、通常の期間よりも募集期間でありますとか業者の見積もり期間を2週間以上とらなければならないということがございますものですから、実際の入札日につきましては、11月初旬、そのころになるかどうかというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） もう何点かお伺いいたします。

防災につきましては、町長のお話のとおり、自主防災組織を中心として、その中に消防団

もあるということではありますが、結果、地域の方々の協力・応援体制がなければうまく機能しないところではないかと思っておりますので、それにつきまして平時のうちに協力体制がとれるような推進をお願いしたいと考えております。また、その方法につきまして、地元の区組織並びにそれに付随する各種団体、そこに消防団もあるという形でもっていったらどうかと思っておりますが、最後にそれをお伺いしたいと思っております。

それから、チャレンジハウス関係につきましてですけれども、今、課長にお答えいただいたとおり、188名中178名の方がぜひこれは進めてくれということで、大半の方が期待しているものであります。これに当たりましては、現在の参加者数、出店者数もこれからどんどんふやしていかなくてはいけないのではないかなと考えておりますが、ここに入っていない方々をどのように取り込んでいくか、町全体が一体となっていくためにはどのようにしたらということがこれからの課題ではないかと思っております。

そのために町長も現場へ出ながら、また多くの生産者や出店者との対話もそこで行っていただきたいと考えておりますが、その点をお伺いしたいと思っております。

中学校の建設につきまして、躯体については11月初旬の入札になるということでもあります。6月の定例会一般質問でもお伺いいたしましたけれども、新横芝中学校の設備に関して、町長の入札の結果を見て判断するというお答えをいただいております。現在の杭、電気それから機械の入札が終わった段階でどのような判断をされているのかあわせてお伺いして、私の最後の質問とさせていただきます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 3点とも最後に私の方からお答えさせていただきますけれども、確かに地域住民、特に各区の組織の中の一員でもあるその地域の消防団ということで、その辺の連携をどう合理的に、また密にできるのかというような部分で今後検討して、そしてまたそれを各区に……ただ、各区おののちに諸事情があるかと思っておりますけれども、そうした中で我々行政の側としては、こういうようなことも考えてみていただきたい旨のことは、今後総務連絡協議会の中においてもそういうお話をさせてもらってもいいのかなと、大変いい提案だというふうに思っておりますので、今後、検討してまいりたいと思っております。また、それについては、議員のご協力もひとつよろしくお伺いしたいなと思っておりますのでございます。

2点目のチャレンジハウスにつきましては、私も数回現場に行っているいろいろな話を聞いて、確かに出店者数も少ないのかなというような中で、今、検討委員会、そうした中でやはりもうちょっと生産者の方が直接出てくれるといいのかなというようなことも含めまして、検討

委員会の中で、私が言うのもあれですけども、よりよいものにしていくには、あと議員もご承知していただいていると思いますけれども、横芝光インターチェンジの形状の問題、その辺の決定がまだなされていない部分も含めて、いろいろな部分でまた後そういうような施設の早期完成については、県または道路公社に対して強く要望活動をしてまいりたいと思いますので、皆様方もひとつご協力の方をよろしくお願いしたいなと思っております。

また、中学校の施設の件でございますけれども、いろいろな角度でいろいろな見方をしなければならぬ。そうした中で躯体工事の入札結果でありますけれども、結果がどうあれ、正直のところまた安くなってくればいいなとは当然のことと思っております。

ただ、中学校建設の入札の問題で一番肝要なのは、やはり実績のある会社、企業に、建設業者に責任を持って、ちゃんとした工事をしてもらう、これがまず一番でございます。その次に、できるだけ安価にできればこれにこしたことはない。それに対する教育予算のまたそこで余った部分につきましては検討する。当然のことでございます。ただ一つ申し上げたいのは、やはりまだまだ当町の横芝光町の中でも教育施設の改修をしなければならないたくさん部分があります。給食センターもそうです。また光地区の小学校の体育館にしてもそうです。そうした部分も、やはり均衡ある発展、ましてや教育施設の均衡化、それというのをまず一番最初に考えなければならないのかなと思っております。そこら辺の部分については、皆さんとまた相談しながらやっていきたいなと思っておりますので、よろしくご協力をいただきたいなと思っております。

何はともあれ、横芝中学校、当町にとりましても一世一代の大工事でございますので、極めて慎重に進めていく所存でございますので、皆様方のご協力、よろしくお願いしたいなと思っております。

ここで言うのも何ですけども、10月2日の起工式には、ひとつ皆さん方、よろしく願いをしたいなと思ひまして、答弁にかえさせていただきます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 以上で齊藤隆君の一般質問を終わります。

ここで休憩いたします。

午前11時10分より始めます。

（午前10時53分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

川 島 富 士 子 君

議長(八角健一君) 一般質問を続けます。

川島富士子君。

(7番議員 川島富士子君登壇)

7番(川島富士子君) 議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

今月10日から戦後初のねじれ国会が始まったのもつかの間、安倍首相辞任という大変に驚く事態が起きました。何よりも大事なことは、国民生活の確保のために政治の空白をつくってはならないということにあります。日本が直面する内外の重要課題を考えたとき、政治の混乱・停滞は許されません。やるべき課題について、一日も早く取り組んでいただきたいと考えます。政治と金の問題、社会保障費の問題、格差の問題、地球温暖化環境問題等、しっかり対応していただきたいと願うばかりです。

しかし、まずは我が町横芝光町が大事です。8月5日付けの千葉県民だよりに、「ふさのくに 来て!見て!横芝光町」と特集がございました。サブタイトルには、「上総と下総の国境の町」、「鎌倉時代から続く仏教劇「鬼来迎」」、「白い砂浜煌めく木戸浜海岸」とありました。改めて、誇れるこの町をもっとすばらしい町にと思いました。

町においては、町長を中心に、議会においては議長を中心に、両輪のごとく町民を守り、町の進路を開いていかねばなりません。特に町長には、無限の可能性を秘めている町民、そして職員お一人お一人に光を当てて励まされ、個々の特徴を知り尽くし、その大きな力を引き出すリーダーであり続けていただきたいと切望し、質問に入ります。

喫緊の課題の中から4件につきましてお伺いするものであります。

第1は、海岸振興と今後の取り組みについて2点お尋ねいたします。

1点目として、海岸一帯利用の実情と今後の取り組みについて伺います。

本町の屋形、木戸、尾垂の3つの海岸は、白砂青松の風光明媚であり、また海水浴の最適地であるところから、毎年多くの海水浴客が訪れます。近年では、サーフィン、釣りと特にふえ、歓迎すべきことであります。

しかし、屋形海岸並びにマリニピアくりやまがわそして横芝海浜の森と、栗山川漁港付近に大量のごみを落としていくのであります。訪れる人たちは、本町の住民は少なく、県内だけではなく首都圏各地から訪れます。駐車料金なし、シャワーあり、トイレあり、電気あり

などなどから、うるさくない平和なこの町の海岸が口コミで広がっているのではないのでしょうか。マナーあり、経済効果ありならば大変うれしいのですが、本年は特にひどかったと思います。私も昼に夜に現地を見てまいりました。なるほどこれはひどいと海水浴客、観光客のモラルの低さに落胆いたしました。

マリンピアには幾つものテント、キャンプをしたり火を使ってバーベキューをしている人々、オートバイを乗り入れ遊ぶ暴走族、あふれるばかりのごみの山、このままでいいのでしょうか。こちらです。

この汚れた海岸等を清掃するために、町では人に頼んで取り組んでおりますが、他市町村の住民の後始末のためになぜ本町の住民の納めた血税を使用しなければならないのでしょうか。逆に、よその町へ行ったときには駐車料金等を取られます。

そこで、今後、地方主権の時代の中で、町のやる気、知恵、工夫が求められる時代に入っていることから、駐車料金、シャワー料金を求めたりと経済効果をかんがみながら魅力ある海辺の地域づくりに全力で取り組んでいただきたいと切望いたしますが、当局のお考えをお聞かせください。

2点目として、こどもの国の跡地利用について伺います。

昭和47年開業、平成15年廃止の横芝海のこどもの国であります。県有地約3万1,150平米、隣接する町有地約4,400平米と先日報告を受けました。あわせて、跡地の有効利用の促進に取り組むべきと考えます。

一昨日、鈴木議員の質問に対し、町長からトランジットツアー等のご答弁がございましたが、約4億円をかけて撤去した県が後の有効利用にどのくらい積極であられるか、県の取り組みを問うところでありますが、町はどのように受けとめておられるか、再度伺うものであります。

第2は、教育行政について2点お尋ねいたします。

1点目として、子供議会の進捗状況について伺います。

このことについては、夏休み期間中の開催を目指し、現在、教育委員会、総務課と調整中との報告以来、どうなられたのか伺うものであります。

急速な社会の変化に伴い、子供たちの身の回りには多くの問題が押し寄せています。子供を1人の人間、1人の町民として人間性、人格を認め、子供たちはどんな目を大人の社会を見ているか、それは純真で大人も気がつかないことを学ぶこともあると思います。今日のいじめ問題等も、親、教師、社会の人々が子供の心を知らないままその対策に苦慮しているの

が現実ではないでしょうか。

本町に生まれ育ち、今世紀を担っていく小学生、中学生らに、自由に意見を開陳する機会を与え、町民であるという自覚と自主性を培い、町政や社会への関心・理解を深め、郷土愛を高めるため、子供議会の開催を期待してやみませんが、いかがかお考えをお聞きいたします。

2点目として、情報通信技術対策の確立として、インターネットの高速化及びデジタルデバイドの解消、防止への取り組みについて伺います。

このたび通告に不備があり、教育課には提言を申し上げ、企画財政課答弁となることをどうかお許してください。

教育関係でございますが、本町においても創造力を育てるインターネット教育が進められているところであります。本年、総務省が全国に子供たちのネット教育の地域指導員を育成することになったと伺いました。このことについては、大変心強く感じており、今後、その進捗を見守りつつ、可能な限りその活用を図っていただきたいと切望いたします。

さて、IT・情報通信技術は、私たちの生活に新たなコミュニケーションを開く手段として、あるいはビジネスを効率化する手段として、個人が社会に参加する手段として、個人が自己実現を図る手段として、それぞれ大きな可能性と広がりをもたらすためのものであり、大きな期待が寄せられております。

しかし、IT革命の進行が著しい反面、デジタルデバイス・情報格差の問題があります。地域によっては、行政が積極的にブロードバンドの普及を行うところもありますが、通信環境の格差の解消、防止への取り組みについて、当局のお考えをお聞かせ願います。

第3は、福祉行政について4点お尋ねいたします。

1点目として、百日ぜき予防ワクチンの取り組みについて伺います。

百日ぜき菌の感染で起きる急性の呼吸器感染症である百日ぜき患者が、今年に入り県内で急増していると先月25日新聞発表がございました。県健康福祉部によると、8月19日現在で報告患者数が231人となり、子供に多い伝染病の一つですが、患者の7割が成人であるそうです。激しいせきが続く、全快までに100日かかるという百日ぜき、成人からの感染は症状が重いことから、県は学校への周知のため9月に入り市町村に対して注意喚起の通知を行う考えとありました。

本町では、どのように対応されたのか、実態をお教えてください。

2点目として、肺炎球菌ワクチンの公費助成について伺います。

かつて死亡原因の第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質の登場で死亡者数が急激に低下し、第4位になりましたが、1980年以降再び増加傾向にあります。特に、高齢者の肺炎が急増しているのが特徴です。高齢者は、肺炎を起こしやすく、起こすと重症化しやすいため、高齢者の死因の上位を占めています。また、高齢者の肺炎の原因は、半数近くが肺炎球菌によるもので、近年、肺炎球菌ワクチンの予防接種の有効性が見直されています。

調べによりますと、肺炎球菌ワクチン接種は、被的患者における感染予防以外は全額自己負担で、6,000円から9,000円かかるそうであります。肺炎球菌ワクチン接種への公費助成を導入したところでは、医療費削減につながった実績があると伺いました。人口の急速な高齢化に伴って医療費が増大する中、従来の治療中心の医療を予防重視に改めるためにも、インフルエンザ予防接種公費助成制度と同じく肺炎球菌ワクチン接種費用の一部助成制度を導入してはいかがかと思いますが、ご所見を伺います。

3点目として、児童虐待発生予防対策の推進について伺います。

21世紀は人権の世紀と言われていています。こどもの権利条約が1994年に日本でも批准されましたが、日本ではこの人権意識がまだまだ低いとも指摘されています。権利の主体として尊重し、一人一人の最善の利益を保障するというこどもの権利条約の精神を受けとめ、この問題にさらに取り組んでいただきたいことを要望いたします。

さて、2006年度の児童虐待相談が前年度比8.3%増の3万7,343件で、過去最高となってしまいました。そこで厚労省は、2007年度から生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を母子保健推進員らが訪問し、子育てについて助言する事業「こんにちは赤ちゃん事業」を創設しました。母親から育児などに関する悩みや不安を聞き相談に応じることで母親の不安を解消し、児童虐待を防ぎます。

市町村の実施率は、予定を含めて68.5%だそうです。49.7%実施の育児支援家庭訪問事業と連動させたらなお効果的ではないでしょうか。厚労省は、平成21年までに100%の実施を求めています。早期に検討会を立ち上げ、現在取り組んでいるさまざまな訪問事業を発展させて、こんにちは赤ちゃん事業の実現に向けて検討していただきたいと願うものですが、本町の実態をお聞かせください。

4点目として、療養病床の転換支援について伺います。

介護療養病床を平成24年3月に廃止というわけですが、それまでの間に老健施設等への転換を進めるものと思われませんが、東陽病院にございます介護療養病床16床は、今後どのようにお考えか伺います。また、円滑に移行させるために転換支援措置が設けられてい

ます。医療療養病床を対象とした都道府県交付金、医療提供体制施設整備交付金、介護療養病床を対象とした市町村交付金であります。実際に患者さんが病院から追い出されることがないように、従来の療養病床を老健施設等にそのまま転換して、引き続き必要なサービスを受けられるように円滑に移行させることが重要であると考えますが、当局のご見解をお聞かせください。

第4は、環境防災行政について3点お尋ねいたします。

1点目として、地球温暖化対策とまちづくりビジョン策定について伺います。

地球温暖化対策は、待ったなしという現状の中、本年、政府の検討会が地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会報告書を発表しました。報告書では、都市活動に起因するCO₂排出量が延び続けていることから、二酸化炭素排出削減に資するまちづくりを検討することが急務であると指摘しています。

今後のまちづくりビジョン策定の際の重要な視点が示唆されております。この中で、都市計画や交通政策に地球温暖化対策の視点を盛り込み、いわゆる自然資本、地域の水、緑、風、太陽を巧みに組み込んだ公共交通を軸とした拠点集中型の地域都市構造の構築を図るとあり、また地球温暖化対策の観点からのまちづくりが高齢者等の移動制約者への対応、インフラ維持管理コストの軽減、中心市街地の活性化、快適な生活空間の創出等に資すると結論づけております。

このことにかんがみ、本町ではどのように取り組んでいかれるのか、具体的にお示しいただきたいと思います。

2点目として、災害時における町と事業所間の防災協力・連携の促進について伺います。

災害時における地域防災力をより一層強化するため、地域に所在する事業所に対し防災協力活動を求めていくことは、今後の重要な施策の一つと思います。

平成17年12月に消防庁の災害時における地方公共団体と事業所間の防災協力検討会がとりまとめた報告書では、事業所の防災協力促進のための7つの提言が示され、本年6月、この提言に基づく事例集が公表されました。こうした資料を参考に本町においても今後の防災協力の活動支援に関する取り組みの推進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか、お伺いいたします。

3点目として、自主防災組織、災害弱者への取り組みについて伺います。

近年、そして本年も私たちを取り巻く環境の中でさまざまな災害が発生しています。被災者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本町も日ごろから救援・支援に努力して下さっておりますが、しかし、いざというときのために町民一人一人が災害に備えておくことが大切であります。万が一災害が発生した場合、町や防災機関は総力を挙げて防災活動を行ってくれますが、大地震のような場合には、通信が途絶えたり、道路や橋が壊れたりしてその活動がおくれたり、阻害されたりすることが考えられます。

このような場合に、我が身を守るのは災害に直面しているお一人お一人であります。そんなとき、自主防災組織が必要です。町内会などに防災部をつくったり、地域の団体やグループでもよいと考えますが、できれば地域として備えたいものであります。とは言うものの、町民は必要性を感じてもどうつくったらよいかわからず、今日に至るといことが多々あると考えます。ぜひ、町は防災組織づくり支援を積極的に進めていただきたいと切望いたしますが、いかがでしょうか。

また、災害が発生したときに被害を受けやすいのは、乳幼児や高齢者、心身障害者、傷病者、外国人など何らかの手助けの必要な人です。このような災害時要援護者、いわゆる災害弱者を災害から守るために、迅速かつ効果的な対策が必要ですが、当局はどのような取り組みをお考えかお伺いし、私の最初の質問といたします。

〔7番議員 川島富士子君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長、佐藤晴彦君。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

町長（佐藤晴彦君） 川島富士子議員のご質問にお答えをします。

私の方からは、福祉行政についてのご質問のうち、児童虐待発生予防対策の推進と療養病床の転換支援についてお答えをし、そのほかの質問につきましては、それぞれ担当課長に答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、初めに、児童虐待発生予防対策の推進についてでございますが、ここ数年来、全国的に増加傾向にある児童虐待は、深刻な社会問題になっています。

当町における平成18年度の相談件数は8件でございました。そのうち虐待の疑いは4件でございまして、このうち2件は保護者への助言により集結に至りました。ほかの2件は、児童相談所、保育所、民生児童委員、病院関係者などによる個別支援会議の開催を経て、現在、見守り等の支援を継続中であります。

今年度に入りましてからは、親族を頼りに県外から転入して来られるケースもありますの

で、関係する県外の児童相談所とも連携を図っておるところでございます。

児童虐待発生防止対策につきましては、情報の収集や関係機関との情報交換が極めて重要でありますので、横芝光町児童虐待防止ネットワーク会議を設置し、実態把握に努めております。

そして、予防対策といたしましての議員おっしゃられました新生児訪問事業やこんにちは赤ちゃん事業は、当町健康管理課において現在実施しているところでございます。育児に対する悩みごとを把握する上で、有効かつ非常に効果的なものであると考えておるところでございます。

次に、療養病床の転換支援についてのご質問にお答えをいたします。

国の医療制度改革によりまして、現在、全国に医療保険適用の25万床と介護保険適用の13万床合わせて38万床ある療養病床が再編され、平成23年度末までに15万床に削減され、そして介護保険適用の療養病床は全廃されることとなっております。

このため、当東陽病院におきましても、療養病床の配置の変更を余儀なくされているところでございますが、このことにつきましては、病院の運営検討委員会でも協議をし、入院されている患者さんになるべくご迷惑とご負担をかけない方法で解決できるよう検討をいたしました。

東陽病院の病床は、全部で100床ありますが、そのうち60床が一般病床で、残りの40床のうち24床が医療保険適用の療養病床で、残りの16床が介護保険適用の療養病床になっております。介護保険療養病床につきましては、平成23年度末までに全廃されるところですが、東陽病院の介護病床につきましては、もともと一般病床であったものを転換して許可を受けたものであることから、病室の面積が基準を下回る療養環境減算（ ）という基準で認められている関係から、今年度限りで廃止しなければならないものでございます。

介護療養病床の廃止後の利用方法でございますが、これは医療保険適用の療養病床に転換をし、引き続き全体で100床の病床は確保していくことと考えております。これにつきましては、県と事前の協議もほぼ調っているところでございます。

なお、現在、介護療養病床に入院されている患者さんのほとんどは、自分で食べて栄養をとることができないため、経管栄養や胃ろうをつくって栄養投与をしている状態であることから、病床の転換後も引き続き医療療養病床に入院していただくことになるとおられます。

しかし、一部、医療依存度が低く、特養や老健などの介護保険施設に入所することが望ましいと思われる方につきましては、病院経営の観点からのご家族にはその旨をお話し、施設

入所のご準備をお願いすることなどもございますが、その際には、病院のソーシャルワーカーも可能な限り施設探しなどのお手伝いをさせていただいております。

現在、介護保険施設には待機者が大勢いることを承知しておりますが、患者さんにとっても最もふさわしい環境で生活することが最善であることと考えておりますので、よろしくご理解をお願い申し上げ、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

〔産業振興課長 高埜広和君登壇〕

産業振興課長（高埜広和君） 海岸一帯利用の実情と今後の取り組みということですが、まず海岸を利用した事業やイベントを実施するためには、漁港区域であれば銚子漁港事務所、砂浜であれば山武地域整備センター、いずれも千葉県の手続きが必要であります。

このうち、屋形海岸は、管理が2つに分かれております。公園となっているマリンピアくりやまがわまでが漁港施設で銚子漁港事務所、公園西側、駐車場となっているところから砂浜一帯は山武地域整備センターの管理となっております。

さらに、マリンピアくりやまがわの公園部分につきましては、平成8年3月に銚子漁港事務所と当時横芝町の間で覚書が締結されておまして、維持管理は町が行っている状況であります。また、海岸に面する駐車場約3,000平米は、山武地域整備センターから借用し町が管理をしております。

マリンピアの利用でありますけれども、近年、特に5月のゴールデンウィークや7、8月の海水浴場開設期間は、マリンピアくりやまがわでの先ほど写真を見せていただきましたが、私も確認をしております。バーベキューをするグループが非常に多くなり、また週末にはキャンプをするグループまでが出現し、ごみの不法投棄、トイレを故意に汚すなど、マナーが問われる状況にあります。

このようなことから、町といたしましても、看板の設置や見回りの回数をふやすなどして対応しておりますが、今のところ改善が図れない状況にあります。また、この公園のトイレの清掃やごみの処理をお願いしているボランティアの方々にも大変なご苦勞をおかけしている状況であります。

そういう中で、町への経済効果ということでもありますけれども、まず近隣の海岸の状況を申し上げますと、いずれの海岸もいわゆる砂浜の近くまで車が乗り入れられないように管理をされています。先ほど、川島議員からありましたように、有料駐車場になっている海岸も

あります。そういう状況でありますから、言ってみれば多く利用する若者にあまり好んで利用はされない状況にあるわけであります。

そういう中で、屋形海岸にありましては、漁港が併設されているということで、なかなか制限を設けるのが難しい状況であります。

そういうことから、多くの方が集まるようになってきたと、そういうことで修繕料あるいは不法投棄の処理、そういうものに経費が年々多くかかっているということであります。

このような状況を考えますと、言ってみれば経済効果どころか、人が集まるのはいいんですけども、それがあある意味ではデメリットとなってしまう状況にあります。

しかし、これをデメリットという形での観点ではなくて、多くの方が集まるということを通じて逆にメリットにできるような方策を今後漁港事務所あるいは山武地域整備センターと協力しながら連携を図って、何らかの対策を講じてまいりたいというふうに思っているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

また、このたび九十九里地域の良好な環境保全と地域再生に寄与することを目的といたしまして、千葉県、関係市町村あるいは大学、NPOなどが連携・協力いたしまして、地域の情報交換や情報発信、広域的課題の研究・調査などの活動を行う地域再生支援組織、いわゆる「九十九里サロン」が設立されることとなりました。

活動の内容につきましては、まちづくりの推進、学術・文化・芸術またはスポーツ振興、環境の保全、子供の健全育成、経済活動の活性化、このほか活動を行う団体の運営、あるいは活動に関する連絡、助言または援助の活動ということになっております。

この九十九里サロンを活用いたしまして、今後の九十九里海岸をどのようなフィールドにしていくのか、広域的な連携の中でも対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

〔産業振興課長 高埜広和君降壇〕

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

〔企画財政課長 林 新一君登壇〕

企画財政課長（林 新一君） それでは、私の方からこどもの国の跡地利用についてご回答申し上げます。

こどもの国の跡地利用に関するご質問でございますが、施設につきましては、平成15年度を最後に閉園となりまして、県は平成16年度から施設の解体撤去工事に着手しております。工事は、本年度末の基礎部分の撤去工事をもって終了することになっておりますが、約3万

1,000平方メートルの跡地利用に関しましては、未定というふうに伺っております。

なお、公有財産利用検討委員会においても、隣接する町有地とあわせて考えるということにしておりますので、さきに町長がご答弁いたしました事項も含めました検討結果を踏まえ、県に提案してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、インターネットの高速化についてご回答申し上げます。

現在、横芝光町では、高速サービスを受益できない地域があり、町では、サービス提供主体である通信事業者に早期のサービス提供を働きかけてまいりました。

現在、提供されている既存回線を使ったサービスでは、距離的制約や回線数の限界があるため、これ以上の拡大は望めない状況となっております。町全域のインターネットの高速化のためには、光通信を使用しましたサービスが必要となりますが、こちらにつきましては、平成20年1月9日から大字横芝地区、大字栗山地区へのサービス提供が開始されることとなっております。

通信事業者側といたしましては、このサービスの加入状況、利用状況の伸びを見ながらサービス提供地域の拡大を図りたいとしております。

町といたしましては、関係団体と連携しながら住民の皆さんの利用を喚起し、サービス提供地域が拡大されることで情報通信環境の地域格差が解消されますよう、今後とも働きかけを行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

〔企画財政課長 林 新一君降壇〕

議長（八角健一君） 教育課長、小堀正博君。

〔教育課長 小堀正博君登壇〕

教育課長（小堀正博君） こども議会の進捗状況についてのご質問ですが、次代を担う子供たちが町のさまざまな問題について自分たちのことと受けとめ、意見を出し合うことは極めて重要なことというふうに考えております。それだけに、ただやるのではなく、これまで実施したときの反省を踏まえ、いま一度狙いを明確にし、子供たちにとって、やってよかったと思える内容、方法を現在学校と検討しておりまして、今のところ、光、横芝の両中学校の生徒さんにより、年内中には実施したいということで考えております。

なお、実施に当たっては、議員の皆様にもぜひ傍聴をいただきたいということでございますので、その際はひとつよろしく願いをいたします。

以上でございます。

〔教育課長 小堀正博君降壇〕

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

〔健康管理課長 実川 薫君登壇〕

健康管理課長（実川 薫君） 川島富士子議員の福祉行政についてのご質問のうち、百日ぜき予防ワクチンの取り組みと肺炎球菌ワクチンの公費助成についてお答えいたします。

初めに、百日ぜき予防ワクチンの取り組みについてでございますが、ことしに入り県内の成人に百日ぜきが流行し、成人患者が感染源となって予防ワクチン未接種の新生児や乳児に感染することが懸念されているところでございます。

当町におきましては、町内医療機関を初め県内の各委託医療機関での個別接種の方法により、生後3カ月の乳児期から90カ月までの間に百日ぜき予防ワクチンが含まれております三種混合ワクチンを3回接種し、3回目の接種終了後1年から1年6カ月の間にさらに1回接種するという実施方法でその予防に努めているところでございます。

この三種混合ワクチンは、接種後10年効果があるとされております。

次に、肺炎球菌ワクチンの公費助成についてでございますが、肺炎球菌は、肺炎を引き起こす細菌の一つで、高齢者や心臓、呼吸器に疾患を持つ方が感染した場合には、重症化しやすいとされております。この肺炎球菌ワクチンは、予防接種法に規定された予防接種ではなく、任意の予防接種とされております。県下では2市町公費助成を実施しているところもございまして、厚生労働省が発表しました平成17年3月の予防接種に関する検討会の中間報告書では、肺炎球菌ワクチンの予防接種法の位置づけについての検討は、ワクチンの有効性、安全性、費用対効果等の研究を進め、さらに知見を収集することが前提となるとされております。

このことから、当町におきましては、予防接種法に規定されていないワクチンの公費助成につきましても、現在のところ考えておりませんので、ご理解のほどをよろしく願いいたします。

以上です。

〔健康管理課長 実川 薫君降壇〕

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

〔環境防災課長 布施 勇君登壇〕

環境防災課長（布施 勇君） 川島富士子議員からの環境防災行政に関する質問3点についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の地球温暖化対策とまちづくりビジョン策定についてであります。環境問

題がもたらしている地球温暖化の問題は、既に異常気象などにより私たちの生活にも影響をもたらし、今後も食糧生産、海岸の浸食、地球上の生物なども一層深刻な影響が予想されています。この温暖化の原因となっているガスは、さまざまなものがありますが、中でも二酸化炭素が最も温暖化への影響が大きいと言われていています。

こうしたことから、私たち一人一人が生活の中でできる限り資源・エネルギーのむだ遣いをなくし、大事に物を使い、再利用やリサイクルを心がけることが大変重要であると考えます。

こうした中で、町は、次のような取り組みを行っています。

町公共施設の照明や空調等の節電、節水のほか、職員の夏期期間のクールビズ、再生紙の使用、事業関係では、小・中学校を対象にした紙、空き缶等資源再生利用の促進奨励事業、各家庭の廃食用油回収事業、園芸用廃プラ回収事業、ねぎ栽培の環境にやさしい農業の推進事業等を行っています。また、ごみの収集事業に関しましては、分別収集による資源の再利用やリサイクル及びごみの減量化を推進しています。

今後とも、地球温暖化問題を含め環境対策に積極的に取り組み、循環型社会の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の災害時における町と事業所間の防災協力・連携の促進についてであります。防災計画では、県初め指定公共機関、地方公共機関、自衛隊、その他公共団体を中心に協定や業務の協力体制をとっております。特に、民間の事業所との協力体制につきましては、拡充していく必要があると考えています。

現在、山武地区のLPガス協会から災害時におけるガス供給に関する協定の締結について申し出をいただいているほか、老人福祉施設でも災害時における高齢者等の受け入れについて検討をいただいております。

また、新潟県の中越地震時では、災害用の備蓄医薬品の使用期限が切れていたというような問題もありました。これらにつきましては、町が備蓄としてすべて管理をするものではなく、事業者との供給協定等により災害時の医薬品や食糧を確保できることが望ましい形であると思われれます。

今後、関係事業所等と協議し、理解の得られたところから協定等を結んでいきたいと考えております。

次に、3点目の自主防災組織、災害弱者への取り組みについてであります。以前、横芝地域の各集落には、自主防災組織が設置されていましたが、杉森議員の質問でもお答えいた

しましたように、大規模な災害が発生したときは、町初め国や県の対応だけでは限界があります。そうしたときに、災害弱者を初め地域の被害の拡大を防ぐため、地域や近隣の人々が互いに協力しあい自発的に防災活動に取り組む自主防災組織の育成を図ってまいります。

また、今年度の防災訓練で地域の要援護者の安否確認を地域の方々をお願いし、要援護者の再確認とそれらの人たちを見守る必要があることを意識していただければということで計画をしたところでございます。

以上であります。

〔環境防災課長 布施 勇君降壇〕

議長（八角健一君） 川島富士子君。

7番（川島富士子君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、1点目の海岸振興と今後の取り組みの中で、海岸一帯利用のことでございますけれども、非常にすばらしい九十九里サロンのご答弁をいただいたところで、小さな質問をして大変恐縮に思いますけれども、お教えいただければと思います。

昨年度の実績であります。木戸浜海岸と屋形海岸を比べてみますと、木戸浜海岸には公衆トイレが仮設で2カ所、駐車場があって所要費用がなしというふうに伺っております。反対に屋形海岸は、公衆トイレ4カ所、マリンピアにダストボックス、ごみ箱2カ所、シャワー一室4個で1棟、またベンチ31カ所、所要費用は284万円と以前お伺いいたしました。

こんな違いがあるにもかかわらず、木戸浜海岸の海水浴入客数は1万8,280人、反対に屋形海岸は1万1,910人ですが、どのようなことが考えられるかお尋ねいたします。

次に、こどもの国の跡地利用についてでございますけれども、旧横芝町で平成17年3月3日にありました特別委員会では、県有地が3万1,182平米、町有地が3,350平米、合計で3万4,532平米と伺っておりましたけれども、一昨日の数値とは違いがありましたので、この点ご確認をさせていただければと思います。

それと、こどもの国の跡地利用でございますけれども、2年おくれの昭和49年開業の酒々井ちびっこ天国でありますけれども、当初、旧横芝町時代に伺っていたことは、18年度末までの間を目途に事業の廃止時期を地元酒々井町と協議するということでした。本年3月議会では県からの譲受に向けた関連議案を上程されたということでもあります。施設撤去費用、相当額が県から町に支払われたそうであります。また、プールは通年型の町の施設として運営するそうであります。

横芝としては、当初、協議の余地がなかったわけですから、跡地利用の計画を積極的に要

望、陳情等を行うべきと改めて思いますが、いかがでしょうか。また、酒々井町のように、県は町に譲渡したいのではというふうに思ってしまうかもしれませんが、この辺はいかがでしょうか。

最後の環境防災行政について再質問させていただきます。

温暖化対策についてでありますけれども、省エネの観点から乗車効率と照らし合わせるのも一つであることから、公用車を小型化にする努力をされてはいかがかなと思います。現在の公用車の台数、また小型車の台数もあわせてお聞かせください。また、地球温暖化が人類の存続を脅かすアメリカのアルゴア主演のドキュメンタリー映画「不都合の真実」を上映してはいかがでしょうか。

そしてまた温暖化の問題で、緑のカーテン作戦の全町的な取り組みをしてはいかがかと思えます。ヒートアイランド対策として。例えば、栃木県の足利市では、家庭の窓辺でゴーヤを育てる緑のカーテン事業を始めたそうであります。葉をカーテンがわりにして夏場の直射日光を遮り室温上昇を防ぎ、地球温暖化の防止につなげる。また、希望する50世帯にプランターと苗を配付する事業を行っているそうであります。

そして、町の実行計画、数値目標を掲げ、具体的に取り組む必要があると思いますが、もう一度お伺いいたします。

防災協力についてでありますけれども、これは町長にお伺いします。

町長がリーダーであります防災会議の開催状況を伺わせていただきたいと思えます。そして、今年度中に策定予定の地域防災計画の進捗状況をお教えてください。

最後に、杉森議員、齊藤議員からも再三ご質問があったところ、また再三で大変恐縮でございますけれども、自主防災組織と災害弱者のところでありまして、とにかく意識の向上に全力を挙げるべきでないかと思うところから、以前、齊藤議員が再三提案をしております防災メールの進捗状況を伺いたいと思えます。

また、例えば神奈川県川崎市では、一家に一人市民救命士の資格を取る、また毎月15日を川崎市民地震防火デーと決め、家族で防災の備えについて話し合い、確認をしていると、大変すばらしい取り組みを伺いました。

町や地域が意識を持って日ごろからよく協議し、対策を講じておくことが重要であり、昨年提言した北九州市の事例を通して、日ごろから災害時要援護者を把握し交流を密にしておくことが大事でありますけれども、その後、地域防災計画の中にどのように検討されたのかお伺いします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） それでは、自席から川島議員の2回目の質問に対してお答えをします。

まず、海岸振興の九十九里サロンの問題と屋形海岸については、産業振興課長の方からお答えをさせてもらって、こどもの国の跡地の問題でございますけれども、町に譲渡というようなお話もありましたけれども、現実問題、正直なところ、もらってもお金がかかるんではしょうがないわけであって、施設をつくってからもらってしまおうかなと考えています。

その辺については、結局、先ほど川島議員がおっしゃられていました壊すだけで4億円もかかると。やはりそれだけのものがございますので、今現在、例えば横芝の駅前にあります旧道路公社の事務所跡の問題につきましても、あれを今撤去しようとするとならば、約2,000万円かかってしまう。ですから、そういうことも考えますと、ただ譲渡を受けるというだけでは、なかなか非常に難しいところもあるんですね。

ですから、できることであれば、やはり県有地に県の予算で県の施設をつくっていただくというのが財政の厳しい当町におきましては、一番合理的な方法ではないかなという中で、議員おっしゃられるとおり、今後もねばり強くいろいろな部分のトランジットの問題にもありますし、それも選択肢の中の一つとして考えて要望し続けたいと思いますので、議会の皆さんにおかれましても、よろしくご協力を賜りたいと思っております。

それと、温暖化に対して、庁用車を小型化にしたらどうかという問題でございますけれども、ご承知のとおり、私が町長として一番公務に使わせてもらっている車は、今ハイブリッドの車を使わせてもらっている中で、特に今の状況の中で小型化を推進するような余地が全くないわけではないでしょうけれども、以前よりそれについては、まず台数を減らし、その中で交換時期がくる……合併により車両も相当一時ダブっておりました。車検がき次第、全部廃車にしていって、今ある部分適正な数に落ち着いているのかなと。

そうした中で、選りすぐられた新しいものを当然今使用しているわけで、順次取りかえる際にはその辺の部分も勘案しながら検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をさせていただきたいと思っております。

それと、緑のカーテン作戦、私もちょっとこれは存じておりませんでしたけれども、それについては、今後、効果と費用もそんなにかかるものではないのかなと思いつつも、ある部分これは行政だけでなく、住民のご協力もいただかなければならないというふうに考えておりますので、その辺についても検討してまいりたいと思います。

あと、数値目標については、担当に答えていただきますので、よろしくお願ひします。

それと、特に町長にということで防災会議はどのようでしたかということでございますけれども、各団体、諸団体から詰めておりまして、その中においては、やはり行政を含めてのある部分の危機意識というのは、醸成がなされつつあるのかなと思っているものの、それが本当に町民までに浸透しているのかどうかについては、ただこれについては、到達点というのではないと思いますので、今後も行政といたしまして、いろいろな角度から検討して、町民に対する啓発運動をとり続けていくということが防災会議での結論であるのかなというふうを考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

あと、防災計画の進捗状況、それと防災メールの進捗状況、検討されている部分については、担当からお答えをさせていただきますので……。

当然、今、世界的に温暖化の部分でいろいろございますけれども、それについてもいろいろと検討をさせていただきたいと考えています。確かに、温暖化の問題については、行政といたしましてもやはり啓発運動はしていかなければならないと思いますし、貴重な地球をそれこそこの町から守っていくんだという意識を醸成させる。子供たちに対しても醸成させるということは非常に教育の一環としても大切なことではないかなと考えておりますので、今後検討してまいりたいと思います。よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（八角健一君） 産業振興課長、高埜広和君。

産業振興課長（高埜広和君） 屋形海岸と木戸海岸の見込み数の違いということでありますけれども、今、町には、宿泊組合がございます。両方合わせて18軒くらいなのでしょう。そのうち屋形には2軒ございます。合併当初から屋形にある方のいわゆる宿泊施設に、組合に入ってほしいということで呼びかけをしておりますが、なかなかいい返事がもらえないという状況であります。

そういう中で、宿泊組合がホームページ等を活用しまして、非常に熱心な活動をしております。特に、海岸近くにある民宿等につきましては、通年型の施設ということで、冬場にはサッカー合宿あるいは野球合宿とか、いわゆるスポーツ合宿が非常に盛んであります。そういう固定された客がいるということがやはり夏の海水浴シーズンにも非常に多くつながっているというふうに思われます。その違いぐらいかなと。あとはほとんど施設的にはそれほど管理面あるいは施設についても、むしろ屋形の方がいい状況であると思っております。

以上です。

議長（八角健一君） 環境防災課長、布施勇君。

環境防災課長（布施 勇君） 先ほどの再質問の中での、まず環境に対する数値目標の関係でございますが、実際に数値目標、町単独で目標あるいはそれらの成果の確認というのは、非常に今の段階で予想がつかないですが、県レベルあるいはそういった県内の中での地域レベルという面で、これからちょっといろいろ勉強をしてみたいと思います。

それから、いわゆる防災計画の進捗状況であります。ご案内のように、18年、19年、20年で実施しているわけですが、18年度では30%の進捗でありました。

いずれにしましても、今年度で完成するわけですが、現在のところ、副案が出て内容の協議をしているところでありますので、これらにつきましては、県の防災計画との整合性を図る必要がございますので、そういったところで整合性を十分図りながら総合的な計画をまとめたいと思っております。

それから、防災メールの進捗状況であります。これは以前、齊藤隆議員の方からもお話をいただきまして、それらのお話の中で、現在、来年度に向けまして消防署からの防災メール、それらを現在検討中でございます。ぜひ実現したいというふうな考え方がございますが、いろいろと消防署等の関係がございますので、鋭意進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（八角健一君） 以上で川島富士子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩いたします。

午後は1時から再開いたします。

（午後 0時11分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

発議第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより議案審議を行います。

日程第2、発議第1号 稲作農家に勤労者並みの労賃と再生産を確保するため「2万円米価」を保障する制度確立を求める意見書についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 質疑はございませんので、これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

齊藤隆君。

5番（齊藤 隆君） それでは、本発議に反対の立場から意見を述べさせていただきます。

勤労者並みの所得保障ということに関しまして、農家の所得向上を目指すという点につきましては非常に賛同できる点ではありますが、食管制度が廃止された今、価格決定権が国にはなく、仮に2万円の米価ということになりますと、高く買い上げ安く売るという逆ざやの発生が起こります。それらを改廃するために食管制度がなくなり、国の関与がなくなってきたものであります。

米価の問題につきましては、非常にこの地域においても関心も高く重要な問題でありますので、多くの方に意見も伺ってみましたが、消費者側からの理解、支持を得られないおそれがあり、食の多様化が進んでいる昨今、さらに米離れが加速してしまうのではないかとこの心配があります。また、なぜ米だけこのように特別的にするのか、この地域では米以外にもたくさんの生産物があり、それ全体についての解決策を望む声も多く、米よりも厳しい乳価や卵の価格もある現状の中で、なぜ米なのかということが実際に米をつくっている生産者の中からも多く挙げられました。

また、米の流通を促進するための中には、食用以外の場面、例えば食用以外の促進として、バイオエタノールでありますとか、バイオマスの利用促進、水田も稲作以外に使えるような利用促進について、農政全般を環境も含めた中で考えていただいたものの方が、農家の再生産、安定につながるのではないかとこのこともあります。

あれこれ申し上げましたけれども、生産者が消費者とともに手を携えて、そして価格の安定という面と、生産の安定という面の両面合わせた中で、今回の発議には反対をさせていただきます。

議長（八角健一君） 次に、原案賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて討論を終結します。

これより発議第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

本案は、原案のとおり可決されました。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第3、議案第1号 郵政民営化法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第4、議案第2号 指定管理者の指定について（光B & G海洋センター、光しおさい公園）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 今回光B & G海洋センター、光しおさい公園の管理を指定管理者に委託するというような内容であろうかと思えますけれども、これはその施設の効率化、あるいは効果的な対応、住民のサービスの向上、経費の節減を目標ということで実施をするわけでございますけれども、この基本方針の中に指定管理者制度導入に当たっての検討姿勢というものがございます。これは今、ある施設の使命を明確にした中で、施設ごとに現状における管理運営体制が有効に機能しているか否かを確認をし、その設置目的、活用のための手段に

有効が見出せない施設について、このような手法をとるんだということであろうかと思いません。

そこで、現在この施設を運営委託しております文化スポーツ振興財団ですか、現在の運営管理が適切ではなかったというふうに解釈すべきなのか、そのあたりが1点と、文化スポーツ振興財団の組織が私よくわかりませんので、組織構成がどのようになっているのか。

それと、この基本方針では有効指定期間が原則5年となっております。今回は3年ということでありまして、そのあたりの説明をお願いしたいと思います。

議長（八角健一君） 社会文化課長、越川岳君。

社会文化課長（越川 岳君） 今、大まかには2点あったと思いますけれども、管理がどうなっているかということですが、現実には今、文化スポーツ振興財団は町の職員が1名、そのほか財団職員が1名、その他臨時職員等で運営をしております。

そういった中で、現実には水泳指導等を一般の業者を入れて指導を行っている現況であります。実際には文化スポーツ振興財団の職員のみでは運営ができていないというところが1点あります。

それから、組織体制でありますけれども、職員については今申し上げましたとおり、町の職員が5名、財団職員が1名ということで、その他は臨時職員でございます。

職員の内訳を申し上げた方がよろしいでしょうか。もっと細かな内訳を。

〔6番議員「結構です」と発言〕

社会文化課長（越川 岳君） 期間を5年から3年ということは、とりあえず3年ということで、今後の運営状況を見ようということの中の3年でございます。

議長（八角健一君） 若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 指定期間の5年、これはそれなりの意味があると思うんですよ。いろいろな新聞等の報道などを見ましても、委託される業者がいろいろ職員を採用したりする場合に、期間が短いと募集に支障を来すと、端的に言ってしまえば、そこへ行って働きたいんだけれども、とにかく3年で首になっちゃうかもわからないと、そういうようなことも実際あるんだそうです。

そういうものを含めた中での私は5年という期間というものが示されているんだと、そのように理解しておりましたんですけれども、今回が3年だと、そういうことで理解はしますけれども、方向性としては3年はいかがなものかなと、私はそのように考えます。

以上です。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 指定管理者制度については、官から民へということで、基本的に反対だという立場を申し上げてきたんですが、実際問題、ではどこに指定するかということで、町にある財団だということで、そこに指定されてきたのが流れであったわけですが、これが法の関係で正規の民間の業者にという形になったかと思えます。

埼玉のプール事故の女児の死亡など、この間、民間委託がされる中での公の施設の事故というのが非常に多い。それで、民間に委託しても、責任は町にあるという形の中で、非常に心配なわけです。

一つには、中間というか、折々に報告をするという中身がたしかあったと思うんですけどもこのB & Gを初め施設を民間委託して、そういう意味で大丈夫なのかという心配を私はいたします。

確かに財政的には安く管理運営ができるというふうに思うんですけども、公の施設に正規の職員ではなくて、派遣やパートなどを導入するという、こういう方向についてもいかなものかというふうに思うんですけども、そういう意味で安全性を担保するという意味での具体的な業者との、町との関係と申しますか、その辺を今後どういうところでチェックをされていくのかということの確認をさせていただきます。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 実際にこのプロポーザルの中での選考委員に私は入っておりませんでしたけれども、結果を最終的に受けたものを私が決裁したものでございますけれども、何はともあれ議員おっしゃられるとおり、安全の確保を一番に高い点数をつけた。そして最終的に株式会社フクシエンタープライズに決まった流れの中で、その採点をした委員の皆さんの中で、会社の規模、経験、実績、その辺が非常に大きく左右してこの業者に決まったのではないかなという経緯でなると報告を受けておりますし、現に今のB & Gプールの中で、水泳指導ということで委託業者でございましたし、その辺の部分についても会社の内容をある部分把握できているというのが今回の指定をさせていただく結果になったものでありますので、その辺の部分についてもじゅうじゅうこちらからも管理者としての責任を果たすべく、今後はしていくところはちゃんとやっていかなければならないなと考えておりますので、そういう部分でこれに決まったと。特に安全の部分重視の結果、こうなりましたので、よろしくご審議をいただきたいと思えます。

以上です。

議長（八角健一君） 鈴木克征君。

8番（鈴木克征君） 文化スポーツ振興財団は議会の承認を経て、平成18年9月1日から平成20年3月31日までの期間限定で11の施設の指定管理者となっていますと、文化スポーツ振興財団には、町職員を派遣しており、しおさい公園の運営が中心となっていることから、新たな指定管理者を選定することにより経費の削減が図れるものと考えておりますと、こういった資料の方をいただいておりますけれども、町長の方に、当然そうすれば町職員の方は派遣の方になると思うんですけれども、その辺のところの職員の考え方というか、どのように考えているのかお聞きします。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 現在、財団にプロパーでいる職員が2名です。けれども、1人はプールにおりまして、1人は図書館におります。その職員につきましては、今後町職員の扱いで受け入れなければならないと思っています。

ただ、臨時職員については、その後、今までの経験を生かした中で、新しい指定管理者になれる形で、使っていただけるかどうかの部分の、そういう条件も出しておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第5、議案第3号 平成19年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子君。

7番（川島富士子君） 補正予算書19ページにあります健康づくり費、妊婦健康診査2回から5回ということでありありがとうございます。このことについての周知の方法と、いつごろ周知をお出しになれるかということをお伺いしたいということと、22ページ、道路橋りょう事務費がありますけれども、アメリカのミネアポリスの橋から安全確保の処方箋として、町内の粟嶋橋でなく、ほかの橋は大丈夫なのかどうか、現況を伺いたいと思います。

あと23ページにあります町道0213号線道路改良事業、石川ガソリン付近信号機設置ということで伺っておりますが、この信号機設置予定の内容を詳しく教えていただきたいと思えます。

私は、聞き漏れていたかと思いますが、その下の交通安全対策事業210万、この内容も一緒に教えていただきたいと思えます。

24ページの駅前広場管理事業、プラタナスとイチヨウの伐採事業でありますけれども、両方とも伐採しなければならなかったのかどうか、今現在緑が全くなくなって、ちょっと寂しい気がいたしましたので、伺いたいと思えます。

議長（八角健一君） 健康管理課長、実川薫君。

健康管理課長（実川 薫君） 妊婦健康診査の2回から5回にすることについてでございますが、該当する方には個別に全員に通知する予定であります。そのほか5回になったということの周知におきましては、広報等で周知していきたいと考えております。それと、実施は10月1日からということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それではまず橋の問題でございますけれども、現在町内で非常に長い橋というのは、さきの全員協議会でもご説明申し上げましたが、於幾から傍示戸に至る粟嶋橋の橋長が100メートルございまして、この橋梁の架設年日が昭和12年架設と拡幅部分が昭和34年と、現在橋が少し沈んでいる部分につきましては、昭和12年架設の築70年の橋梁でございまして、あと町内には橋というものそんなに長大橋はございません。

現在、さきの台風4号とかそういった大雨にも橋の際が洗掘されたり、そういった部分はございますけれども、特に現在危険の及ぼすものはないと思っております。

また、その次の23ページの石川スタンドわきの交差点の件でございますけれども、これは6月の一般質問でも川島議員さんより信号機の設置につきまして質問を受けたところでござ

いますけれども、この件につきまして、実は8月1日に山武警察署の交通課と千葉県警察の中の交通管制センター、この交通管制センターというのは、信号機を設置する部署でございます、町と現地診断をいたしました。その結果、交通管制センターでは、例えば少し斜めになっている道路を直角的にしたり、あるいは石川さんのわきの余剰地を少し広げたり、あるいは滑りどめ舗装を直したり、また交差点につきましては、道路照明といったもので安全対策を実施していただければ、信号機設置につきまして考えていきたいということで、実はあったわけでございます。

それに伴いまして、現在図面を作成しております、これから実際に信号機設置するのは交通管制センターでございますけれども、道路の交通安全対策につきましては、同じ警察の部署の中の交通規制課というところで、こちらが権限を持っております。これから町と交通管制センターともども交通規制課と協議をいたしまして、信号機設置の方向で協議していくということでの工事でございます。

ということで、はっきりここでつくというお約束はまだできませんけれども、信号機を設置するという部署である管制センターは、これまでやっていただければ何とか信号機は設置できるのではなからうかというような、町も設置に努力しているということでご理解を賜りたいと思います。

それから、その下の交通安全対策事業です。交通安全施設工事の210万につきましては、北清水の東先、これは広域農道の延伸の栗山川寄りでございますけれども、ここでことし6月30日に残念なことに交通死亡事故が起きております。

ということで、警察と町で現地診断をした中で、特にエメリ舗装といたしまして滑りどめですね。こういったものの安全対策をしていただきたいということで、今回210万円を補正計上させてもらったものでございます。

それから、24ページの駅前広場管理事業の施設整備の中の100万円、これは議員おっしゃったとおり、駅には長い間、風情をかもし出しておりましたイチョウ及びプラタナスがございました。これにつきましては、駅の風情があるということで、賛否両論いろいろあったわけでございますが、東町区の中で再三再四にわたりましていろいろご協議していただいたところでございます。その中で、残した方がいいんじゃないか、あるいは切った方がいいといういろいろな意見があったわけでございますけれども、やはり落葉樹ということでございまして、特に冬場、この葉っぱが落ちた後に雨が降ったり、そういったことで大分滑ってけがをしたり、そういうことで非常に管理が困るということで、東町区総意のもとの中でこれを

伐採していただきたいということで、9月に入りましてから、JRの方で切ってもらったわけでございます。

この100万円につきましては、2本の木を切った後の舗装復旧、あるいは滑りどめ、あるいはガードパイプ等の交通安全対策、こういったものの補修の工事でございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第4号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第6、議案第4号 平成19年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第5号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第7、議案第5号 平成19年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第6号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第8、議案第6号 平成18年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作君。

6番（若梅喜作君） 今回、一般会計の決算状況が示されたわけでございますけれども、この決算に対しまして、町長の政務報告が行われました。その中で、一般会計におきましては、実質収支が3億2,196万円となりましたと、このようになっております。

一方の国民健康保険特別会計につきましては、このように書かれております。「収支につきましては形式収支では2億4,481万円の黒字となりましたが、前年度繰越金や法定外繰越金を差し引いた実質単年度収支では6,796万7,000円の赤字になった」と、これ一般会計の決算の報告と特別会計の報告、国民健康保険では繰越金やら法定外繰入金を差し引いたということになっておりますけれども、一般会計におきましても、財政調整基金あるいは町債、そ

ういものが繰り込まれてこの決算になっているわけですがけれども、6月の政務報告でも剰余金が金額が大体同じ金額ですがけれども、剰余金がこの金額が出るが見込まれると、いかにも黒字決算であるようにとらえるわけですがけれども、何でこのような書き方が、同じ基金を利用している中で違ってきているのか、その辺の説明をまずお願いをしたいと思います。

それと、やはり政務報告の中で、経常収支比率も92.何%と財政の硬直化が懸念されると、こういうようなことが書かれていたわけです。私どもの考え方では、完全に硬直化に入っているんだと、そのように私は理解しておりますけれども、硬直化に入っているのと、硬直化が懸念されるのでは大分決算に対する認識が違うと思うんですよ。その辺どうですか、もう1回答弁をお願いしたいと思います。

それと、決算附属資料の中で、入札の執行状況が資料として提出されておりますけれども、町のホームページ等では予定価格、あるいは入札価格が示されております。この資料では契約価格のみの表示ですがけれども、加えて予定価格、落札価格、落札率も資料として出せるように、ホームページで公開しているわけですから、そういうような形にすべきではないかと思えます。

それと、この内容を見ても、工事関係で町外業者がかかわっている、落札している金額、落札率、私が見る限りではちょっと高いのではないかと、ずっと拾ってみると、そういう印象を受けるんです。その辺町長、どのようにお考えかお尋ねいたします。

それから、駅前広場の関係でお尋ねをいたします。決算書の299ページ、駅前広場の委託料で未収が出ているんですよ。この委託先は、現在東町区に委託をしてあるわけですがけれども、このような未収に関してはどこに徴収の責任があるのか。平成17年度の繰り越しも多分あると思えます。その辺、どこに徴収の責任があるのかをお尋ねいたします。

それと、今度管理委託制度でいろいろ業者委託した場合に、これは決算資料の決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の中の26ページの文化スポーツ振興財団事業として、2,809万4,000円の管理委託が括弧して4月から8月分という記述になっておりますけれども、5カ月分ですか、このほかはどういうふうになっているのか。

それから先ほどの質問に戻りますが、町長の政務報告の中で、ことしの剰余金に対して一部は平成19年度に繰り越してある。残りの剰余金に対しては今年度の補正の原資として使うんだと、そのようなことを書かれておりますけれども、やはりこのように経常収支も高くなっておりますし、財政再建、あるいは財政の健全化を図っていく中で、そのような剰余金を補正の原資としてそのような措置を講じるようなことは考えていって、本当に財政の再建が

できるのか、健全化が図れるのか、地方財政法の7条に書かれておるように、やはり剰余金に対しては少なくとも半分ぐらいは町債をしているわけですので、余っていても私はすべてが剰余金ではないと思うんですよ。そういうような観点から、地財法に沿った形で剰余金は積み立て、こういうものを図り健全な予算組みをすべきではないかと、私はそういうふうと考えておりますので、その辺もお答え願いたいと思います。

以上です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） まず財政の健全化の話を総括的に申し上げまして、会計方式については企画財政課長の方から答弁させます。

現在、中間と申しましょうか、概算で総務省の方からもう経常経費比率、また公債比率、財政力指数と、この間出ました。そうした中で、実質公債比率が12.8%、そして経常経費比率が92.8%、財政力指数が0.523というような中で、実質公債比率の12.8%というのが、その辺が今一番財政を運営していく上でチェックをしていかなければならないところなのかなと感じていますし、一般論的にはそういうふうになっているようでございます。

そうした中で、ご承知のとおり、これから中学校建設が始まり、まして粟嶋橋、北清水・長塚橋、もろもろの工事、大型工事がどんどん入っていく中で、前回あくまでもこれはこれからの交付決定にもいろいろな部分でなるんですけども、おおむね5年先の実質公債比率が16.4%になるであろうというような予測をさせてもらっています。これが決して楽観的なものかどうかという部分についてはまだわかりませんが、ただそうした中で18%にはいかないというような中で、決してそこまでいってはいけないというような観点の中でやっておりますので、ひとつご理解を賜っております。

そうした中で、健全化を図るべきだろうというようなことは当然おっしゃるとおりでございまして、しかしながら、いろいろ議員の皆さん方のご理解のもと、それこそ3億3,000万円の剰余金が生み出せたごとのようにある部分、考えよう、見方によっては健全な財政を運営させていただいているのかなと。しかしながら、そうした部分で今後ますます厳しくなってくる財政の中で、より一層できるものであれば、議員おっしゃられるようにどんどんと基金の積み立てに回すですとか、当然のことながら考えていきたいと思っております。

いろいろな地域情報などから勘案して、今回1億8,000万円の補正をお願いするわけでございますけれども、そういうような流れになっていまして、ある部分補正の状況というのは、予算を組む中でやはりなるべく肥大した予算ではなくて、絞りに絞った予算を19年度予算も

つくりましたので、ある部分のそういった補正もいたし方ない部分の手法ではないのかなと
考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと私の方からですが、落札率の関係で町内業者が高いのではないかというのは、
多分今回細かい話になりますけれども、地域の業者は土木建築の実質工事の部分がほとんど
なんですね。それで、私どもが今回一般競争入札の中の公募型というものを今やっておるわ
けで、今回中学校建設についてもそれをやったわけでございますけれども、地域業者を限定
した入札においては、やはり過度な競争があつていいのかどうかというような部分で予定価
格より建設で85%、土木で80%の最低入札価格を設けております。その関係もございまして、
それより低くなると失格になってしまいますので、そうした部分でほかの業務委託ですとか、
今回の中学校入札にかかわります引き下げのない、極端な話、1円でも落札の候補者になれ
るというような状況とちょっと変えてございますので、それも地域業者の育成保護の一環で、
その辺の部分はしてあげてもいいのではないかという政治判断でやっておりますので、ご理
解を賜りたく存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは、一番最初の他会計と表示の方法が違うというこ
ろについてまずご説明申し上げます。

わかりやすいようにご説明したいものですから、決算書の324ページ、一般会計の実質収
支に関する調書というのがございます。そちらをお開きいただければと思います。

こちらに1として歳入総額、2として歳出総額というふうに載っております。3番目に歳
入歳出差引残額という欄がございますが、これが財政用語で申しますと形式収支という表現
をいたしております。

また、4番目に翌年度へ繰り越すべき財源ということで、継続費の繰り越しから3項
目ございまして、それらを差し引きました5番目に実質収支というふうになっておりますけ
れども、実際に翌年度に繰り越して使える金額がこの3億2,196万1,000円ということになり
ます。

また、国保の方で単年度実質収支という言葉がございますが、これはこのほかに基金の積
み立てをしたとか、地方債の繰り上げ償還をしたとか、単年度に特別な事情があつたも
のを足したり引いたりするということがございまして、たまたま一般会計では18年度ではそ
ういうものがなかったので、実質収支という言葉を使っておりますが、そういう基金に積み

立てたとか、地方債の繰り上げ償還をただとか、そういうことがありますと、それらの事情を考慮した数字を実質単年度収支というふうに書いております。

したがって、ただ、若梅議員おっしゃるとおり、各会計ごとにそのような表現は非常にわかりづらいということでございますので、今後は統一するようなことで考えさせていただきたいと思っております。

それから、落札率の表示はというお話でございました。これについては、表示の方法を考えさせていただきたいと思っております。ぜひわかりやすいものをしていきたい。

それから、最後になりますけれども、剰余金の半分を積み立ててはというお話でございました。前年度繰越金を補正の財源にというお話でございますが、このほかにもまだ留保財源としては地方交付税というのもまだ留保として残っております。町の財政を考えますと、最終的には今年度のために積立金というのもすっかり確保していきたいと考えておりますので、議会の方にその場合にはまた提案させていただきましますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（八角健一君） 社会文化課長、越川岳君。

社会文化課長（越川 岳君） 先ほどのスポーツ施設等の維持管理委託料、（4月～8月分）でございますけれども、これは指定管理前の委託料でございます。9月以降の分については指定管理料ということで記載をさせてもらってございます。なお、その下につきましては、職員の人件費等運営費であります。

以上です。

議長（八角健一君） 都市建設課長、瀬理和夫君。

都市建設課長（瀬理和夫君） それでは、駅前の未収の件のこれは歳入歳出決算書の33ページの上から3段目、駅前広場使用料、調定額が803万3,250円、収入済額が797万3,250円、収入未済額が6万円ということでございます。

これにつきましては、実はこの駅前の管理につきましては、従来東町区の方に委託しておりました。また、昨年9月からは指定管理者制度に移行したわけでございます。この6万円の未収につきましては、月決めの1台の車の方、月5,000円の方、この方が1年間未納でございました。

これにつきましては、再三再四にわたりまして東町区の方と連携をとりながら、町でこの督促に出向いたわけでございます。実は、大分この方が厳しい人でございまして、8月に1万円ほどは入金してございます。ということで、今後も未収対策に町は当たっていきたく

ということで、実はこの指定管理者といいましても、収入につきましては、町へ直接入るわけ
でございまして、責任がどこにあるかということでございまして、やはり最終的には町で
はなかりかということで思っているわけでございます。そういったわけで、現在もこの未
収対策は実施しております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 若梅さん、よろしゅうございますか。

〔6番議員「はい」と発言〕

議長（八角健一君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩をいたします。2時10分から再開
いたします。

（午後 1時55分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

議長（八角健一君） 議案第6号、議案審議を続けます。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 18年度の歳入歳出決算について質問を行います。

最初に、古くから3割自治と言われるように、自治体は財源も権限も現在3割以下に縮め
られております。そうした中で、住民の暮らしと福祉を守るという役割と責任が地方自治体
には求められております。しかしながら、昨今の三位一体の改革のように、地方分権が言わ
れながらも国庫負担金、補助金廃止、縮減、税源移譲、地方交付税の削減、町村合併の押し
つけは自治にも福祉にも財源や自治体の自主性の面からもこれを拘束するものとなっております。

さらにまた住民サービス後退につながる公務員の削減、住民には負担増を、社会保障の切
り捨て、特に定率減税の全廃、景気回復を理由とした所得税、住民税の定率減税を全廃しま
した。また、行政改革、地方行革は5年間での職員定数削減の集中改革プランを義務づけま
した。

こうした中で、町民の権利と利益、地方自治を守る取り組みがますます必要になっており
ます。国の自治体と住民への犠牲を押しつけることにひるまず、町民の暮らし、福祉を守る
ことを大切にしなければなりません。

決算は、1年間の施策の成果と結果を明らかにし、翌年度に生かす作業であります。ですから、成果だけでなく、反省点や改善点、問題点も公表して、住民の意見を聞くべきであるというふうに思います。

そうした角度から、議会にも対応するというこれまでと違った新しい姿勢が必要であります。合併後の4月、佐藤町政が誕生し、住民の視点をキャッチフレーズに施策の展開を図りました。小学校6年生まで県下ただ1番、医療費の無料化を実現しました。収入役の廃止、町長の報酬5%カット、助役を置かない、高級公用車の廃止などでみずから財源を生み出し、行政懇談会の開催、町長室の開放で住民の声に耳を傾け、ごみ袋の値下げ、地産地消食育推進宣言、給食への地元産の導入、住民票諸証明郵便局、サビアでの発行、安全・安心の条例化など、矢継ぎ早に改革を進めました。

また、新町建設計画が実施に移されております。広域合併の必要性、民間委託という点については、同意はしませんでしたけれども、共産党は本会議で確認した新しいまちづくりの6つのものさしへの理解と確認をもとに、また合併に際し町民の判断、理解と合意を進めた運動などの経過もあって、この町政を基本的に支える立場をとりました。議案各施策、特に国・県とのかかわりなどについては是々非々の立場で対応してきました。

このような観点から、当初予算にも賛成したわけですが、本決算はこの1年間の施策の検証でもあります。以下、具体的に質問をいたします。

9ページです。地方交付税ですが、調定額では昨年500万ですか、これ前年比といった額はどのくらいであったかのもう1回確認をしたいと思います。その減り方というのは近隣町と比べてどういうものであったのかというのを尋ねたいと思います。

それから、17ページで歳入歳出差引残額3億2,824万3,856円ありますが、この数字というのは、財政当局は妥当な数字なのか、毎年このくらいの残額、繰越金を残す手法というのがいいのかどうなのか、3億といたら大変な金額です。これらを住民要求に回すとすればかなりの仕事ができるということも言えるんですが、財政の健全化という面での判断も必要だと思います。そのことをひとつ尋ねておきたい。

20ページから始まる歳入です。不納欠損の所得階層別の資料が添付されておりますが、この内訳をかいつまんでわかるようにひとつ説明を願いたい。とりわけその中での特徴的な点を強調していただきたいと思います。

それから、21ページ、公的年金控除の縮小や老年者控除の廃止、非課税限度額の廃止などがあったわけですが、これらは1人当たりにしてどういうものであったのか尋ねたい。

それから、配偶者特別控除の廃止による増税、どのくらいであったのか。定率減税半減、この影響額についてももう1回おさらいをしておきたいなと思います。

79ページは、総務費は行政改革の課題の大きな一つとして当町は入札執行の改善の問題があったというふうに思います。これについては、積極的に取り組まれたというふうに見えます。この取り組みの中での改善、どういう点を改善して、どんな効果があったのかというのをひとつ改めて聞かせていただきたいと思います。

それから、85ページの男女共同参画推進事業ですが、この事業は千葉県ではなかなか自民党の前まで通らないということを知っているんですが、当町ではこの推進事業、どこまでどういうふうに進められているかお伺いします。

それから、87ページで、行政センター、現在こちらを本所として縮小されております。この縮小の効果といたら表現がいいかわかりませんが、縮小することによっての結果がどうなっているのか、取り扱い事務、諸証明の発行事務、それから住民課、税務課等の関係の事務がどういうふうになったのか。行政センター、サービスセンター、郵便局、それから本所における諸証明の発行の数というような点で比較してどういうふうな分布の変化になってきているのか。

それから、89ページでは、12月議会で安全・安心なまちづくり条例が可決されました。条例は町の責務として関係機関の協力を得てとした。どんな形でどこに協力を要請したか、その結果どういふようになったのか、これはもう当然やられてきたと思うんですが、尋ねます。

それから、町民の責務として、町民は地域の安全を点検し、共同して犯罪を防止するための活動を行うようというふうになっています。地域の安全としてどこをどう点検したのか、通学路、交通事故の多い箇所の見直し、これは町の責務ではないかというふうに私は言ったんですが、どこを見直したかというのを改めて尋ねておきます。

それから、事業者の責務として、施設を利用するものの安全に配慮し、犯罪を予防するためと言っています。安全会議の活動については報告を願いたい。

それから、99ページで、空港シャトルバスについてですが、当町の場合は姿がちょっと見ると、あのバスはどこからどういふふう役に立っているのかな、どういふふうな運行をされているのかなというのは、横芝側からしかわからない。横芝の県道をずっと上がって、成田空港まで行くというルートだと思うんですが、何便でどういふふうな形で、利用者がどうなのかというのを同じ町民として知っておく必要があると思うんですが、その辺ひとつお願いします。

それから、105ページ、固定資産税にかかわる問題ですが、当初の課税について、業務処理に誤りがあったわけです。納税義務者4,189名の方の誤りであったわけです。これについては、委託業者に賠償金幾ら取ったのか、こういう固定資産税の業務委託という点は、今パソコンが普及している中で、委託しなくても職員で十分できるのではないのかなという思いもするんですけども、その点はいかがなんでしょうか。なぜ委託しなければならないのか、ちょっと理解が届かない。

113ページの商業施設内証明書の発行事業、この成果ですけれども、これはサビアの中でのことだと思うんですね。これも具体的にお答え願います。

それから、129ページです。シルバー人材センターの問題についてなんですが、合併して一番組織的に融合できないのがシルバーセンターだというふうに思います。非常に事業的には拡大基調で、今後も必要性のある組織だと思うんですけども、運営上で問題があると、ここに758万円の補助をしていると。しかし、理事あるいは会員から漏れてくる話では、金に対する不透明、独断専行の運営、自治会を通さない、こういうふうなことがやられているということ、これは町からも758万、大金の補助をしているという意味で、これは強い行政指導が必要になってくると思います。

そういう意味で、この間どういうふうな対応をしてきたのか、私は監査の対象にさえすべきではないかと思っております。この点人事上に問題があるというふうに思うんですが、速やかな改善、そして組織融合を果たして、効果的な事業運営をぜひ進めていただきたいと思います。

それから、同じページでははり・灸マッサージの利用助成事業ですけれども、旧光町の方でずっとやってきたんですが、旧横芝町の方でははり・灸マッサージの利用支援というのとはどのようなになっているのか、今も当然一緒にやられていると思うんですけども、それがどこまで普及しているのか、かなり利用者が定着しているのかをかいま見るわけですが、その辺お願いします。

それから、135ページでは、障害者自立支援法、これは応益1割負担だったのです。これまで支援制度は収入に応じた負担方式で負担は低く抑えられてきたわけですけれども、ところが応益1割負担と、ホームヘルプ等100%無料で利用できていたわけですが、原則1割の負担となったということで、これは障害者の方々大変な思い、大変な状況になっています。この対象者は何人いるのか。

それから、161ページで子育て支援にかかわる問題なんですが、国は子供の医療費を窓口

負担で減免している市町村に対し、国保の補助金の減額調整ペナルティーを2000年から2005年まで約381億円、厚労省のまとめですけれども、ペナルティーを科してきた。この制裁は住民福祉にも、地方自治の立場にも対し、貧困と格差拡大の中で少子化対策にもまた逆行するものだと思うんです。

国は3歳未満の乳幼児負担を2割、来年度から就学前児童に拡大するわけですが、おこなわれています。県内では横芝光町に続いて成田市、袖ヶ浦市で小学校6年生までの無料化に踏み切るということになっています。必然的な流れであります。

そういう意味で、県内で横芝光町は大変有名で、希望の星なんて言う人もいるくらいになっていますけれども、補助金削減の制裁を強行する理由は、自治体の窓口減免は患者数をふやし、医療費の増加になる。助成実施の自治体との公平性を図るために、補助金の減額調整だというふうに述べているという、とんでもないことを言っているわけです。

しかし、参議院選挙における各党のアンケートでも、医療費無料化を国の制度にすること、他の野党も賛成するという回答しているわけです。だから、ほとんどの野党が大事なことだというふうに言っているわけですね。

本来、小学校6年生までの医療費無料化、国がやらねば横芝光町は今までの財源を使って中学校までできるわけです。そういうことでこの点についてのペナルティーというのは、当町にはどういうふうに来ているんですか。

それから、この制度を一層充実させていくために、該当者、利用者、保護者の生の声を集約する必要がある、これをこういうことで制度ができてよかったなというのを定着して拡大するという必要性があると思うんです。そういう点ではどうでしょうか。

169ページで、一部事務組合にかかわる問題で、かつての一般質問で今後の一部事務組合の方向というのは、合併に伴って横芝光町の場合には山武郡の方にシフトするというのでした。そういったことで、今、病院については後で病院会計もありますけれども、旭で300何億の大病院をつくるというふうなあれになっています。これも当町とすれば、それなりの影響を受けるのではないのかなと思います。

ごみ袋の値下げもあって、喜ばれておりますが、ごみ袋の統一、し尿、水道、火葬、もう一度今後の組織再編と用地の問題はどういうふうになっているのか、ひとつお聞きして整理してみたいと思います。

それから、177ページの農業費にかかわる問題ですけれども、現在、当町においては、農業委員会局長と産業振興課長が兼務しているという問題です。これは現職の農業委員からも

出ておまして、私もおかしいなと思うんです。

人件費削減という観点からやられたことだと思うんですけれども、農業委員会というのは、選挙管理委員会、教育委員会と同じように、行政委員会ということで、町長部局とは独立した組織的な関係になって、委員も選挙で選ばれ、運営されているという問題です。

この事務局長が、町長部局の産業課長と兼務するということは、私はよいことではないと思います。やはりこれ分離して、双方に与えられた権限で十分に元気な横芝光町のために役立てるということが必要だということで、この見直しは必要ではないかなと思うんです。

農業委員会は農家の意向調査して、町に建議をし、宣言を求め、2万円米価を決議し、大変な農業を元気しようと活動を積極的にしてきております。この流れを引き継いでいってもらうためにも、やはり農業委員会に与えられた権限と役割を尊重しようとするれば、兼務というのは、教育委員会と同じようにやはり問題があるのではないかと、そこを聞いておきたいと思います。

それから減反ですけれども、最近の生産調整の達成率、減反は全国的には地域的に見ればそう大きな問題でないところも多いんです。しかし、横芝光町のように、転作条件がないところにおける減反というのは、休耕だと、それは農家の収入減、経営難に結びついてくるということで、これは長年の間、大変な政策だったというふうに、この町に住む者としては思うんです。水を入れなければ畑になるような、再利用になるような問題ではないんです。

今、米過剰どころか、国内産の場合は底をつくような状態、ミニマムアクセス米だけが残っているということです。

最近、農水省が世界の穀物自給動向をまとめたわけですが、穀物の在庫というのは、前年より3.8ポイント減、過去最低になっている。世界の穀物の在庫量が55日分しかない。これは食糧危機が言われた1972年、73年を下回るという水準だということになっています。これも工業化がどんどん進んでいる東アジア諸国の需要、バイオエタノールの需要がふえている。米、小麦、大豆、そういったものが物すごく大きな需要を抱えている。

そういう中で、日本では自給率が4割を割って、6割を外国に依存している。まさしく亡国農政、国を滅ぼす農政だということになっています。

そういう中で食糧自給率を深めること、食糧の安全確保、これが非常に急がれています。こういう点で、やはり今の農政の転換を求める必要があるのではないかと。現在の米づくりなどは1日2,046円余りの労賃しかないということです。米価の価格保障、これを求める必要がひとつある、常に町長は外へ行っても、そういう主張をしていただきたい。

周りを見ますと、やはり優良農地が遊んで、荒廃地がどんどん広がっています。これは安心して今つくれるものがない、畜産のえさもみんな輸入だということの中で、そういうひどい状態になっています。そういう中での地域農業振興というものは、地産地消はもちろん、国の政策転換を求めるといことが非常に重要だと私は思いますけれども、その点についてはいかがかということです。

それから、取り入れが終わって、米の安さにみんながっかりして、大変嘆いているわけですが、ことし全農が打ち出した7,000円という内金方式、これは生産コストの半分以下ということです。米価下落の原因というのは、過剰作付けや米余りではなくて、流通を市場任せにした、それから買い手のない輸入米を200万トン積み上げていると、備蓄米を古古米にして、超低価格で市場に流す。米の需給と価格の安定に責任を持とうとしない政府の責任にあるというふうに思うんです。

この農業問題というのは、やはり町だけの努力ではどうしようもない、国の政策がこのまま地域農業に影響するということに至っています。これが農家の生産意欲に伴って、地域経済にも大きく影響するというふうなことになっています。

こうすることで、農家の苦悩をもとに、安全・安心な食糧を生産することは町全体の活性化のためというふうに思うんです。町として、町だけでできる打つ手も限界です。ですから、国の政策の破綻を訴える、このことを強く述べたいと思います。

それから206ページでは、特例債事業の一つの粟嶋橋ですけれども、粟嶋橋の新橋の方の用地買収などの進捗がどこまで進んでいるのか。

それから、219ページで町道にかかわる問題で、私は前に一般質問で取り上げました総武本線に平行して走る町道の老朽化の問題ですが、この点についての改善も引き継がれているというふうに思うんですけれども、それは取り組みの進捗というのはどういうふうになっているのか。

それから、237ページの国民保護計画の策定がされましたけれども、これを住民に縦覧する、そして意見を求めるという、この作業がまだされてないのではないかなと思いますが、この必要性は大いにあると思うんですが、どうでしょう。

教育の問題です。安倍さんがこれまでになかった教育再生会議というのをつくって、政府主導によってこの間、教育改革が押しつけられて、学校現場では非常に深刻な問題が起きているというふうに思うんですね。しかし、この間の一般質問ではありませんけれども、安倍さんが倒れていなくなって、これまでとその点では若干なりとも変わってくるというふうに

思います。

しかし、一定の教育基本法の改定に沿った具体化は行われてくるのではないかと、そういうことを前にしてどうするのか。新自由主義という考え方は学校教育に対しては市場原理、競争原理を徹底するということです。

具体的には能力別クラス編成、学校選択制、全国学力テストの学校ごとの公表、教員の評価による格差、商業格差、これらはまさしく資本の論理ですけれども、そういうことがやられる。この改革で子供と教育がよくなるのか、悪くなるのかということで、その辺をひとつ基準にして、今後考えていく必要があるのではないのかなと。

それから、教育条件としては、やはり過労死を起こすのではないかと心配される教員の多忙さの問題ですね。この実態を正確に把握する必要があると。

それから、教育委員会についてですけれども、教育条件の整備というのが教育委員会としては大きな仕事で、あくまでも子供の利益のため、できるだけ教育委員会なら教育現場への関与というものを抑制的に行うべきではないのかなと。一般行政と違って、指導、助言、相手に評価を与える、こういうことが必要だと思います。

横芝光町の教育は、子供を主役に展開される明るく楽しい空間でありますというふうに思いますが、教育長のお考えをお願いします。

それから、245ページの各小学校の耐震補強の結果です。

271ページの私立幼稚園の奨励費補助金、幾らの補助で今幾らの幼稚園費、幾らになっているのか。

277ページ、文化財の保存活用基金の基金積み立てですけれども、文化財の保存、活用施設の整備、文化財の適正な管理と展示、公開、収集、こういったものについて、基金の積み立てはどういうふうな点を目指してされているのか。

301ページで、指定管理者制度を振興財団から民間へということですがけれども、このことによって、臨時派遣職員、不正規雇用、期間が不安定雇用の要因をつくることにつながるというのは否定できないと思うんです。パート、アルバイト、派遣社員、臨時職員、これは不当に低い賃金によって働いているということなんですね。

現在、貧困格差が大きな社会的問題となっている中で、正規雇用への破壊につながっているということになるのではないかと。この点については、熟慮をしなければならぬのではないかなと思います。いかがでしょう。

311ページの給食材料の賄い費、光町のときは肉現物で供給したり、地元の有機米を利用

したりということをしていたわけですが、合併してからその点はどういうふうに旧両町の給食センターでの賄い材料費の地元産の導入という点について。

それから、322ページで決算の附属資料として、決算カードが渡されていますけれども、企画財政課長、財政指標についての説明をもう一度お願いしたい。

公債費比率は今8.9%で起債制限比率は6.1%、大変今行政需要も多くなっていますし、最近よく予算がないということを聞くんですけども、本当に予算がないのかなと、例えば敬老会行事についても、予算がないからバスが出せない、国保への一般会計の受け入れも財源が厳しいから出せない、介護保険料利用料の引き下げも経済的に、財政的に大変だ。

そういうことが言われている中で、本当に予算がないのかなということなんだよね。ここを町民にわかる内容で、町民に説明して理解をしてもらうのが必要だと思います。

合併して10年間はこれまでの町の交付税は保障されると、しかし10年たてば合併町にふさわしく一本算定になって、15年後あたりまでは漸減的に減ってくるということで、その合併して15年後ごろが特例債事業の起債をした返済のピークにもなるということで、この辺が一番大事で、この辺をにらんだ財政運営をしていかなければならないだろうというのが、合併を進めている中で、私が繰り返し主張してきたことなんです。

その辺をよく見た上でというのが一面必要なんだけど、やはりまだその辺で財政シミュレーションが今後どうなっていくのかというのがあらわされていない、あらわす必要があると思うし、また財政指標からいっても余力を持つと。だから本当にお金がないではなくて、財政の中身を、佐藤町長個人の財布の中身を見せろということではないんです。町民のため、町民の財布の中を町民に公開するという当然のことですから、これは財政の民主主義の手法として、これは大事なことで、これをやるのが協働のまちをつくる一言になって、住民参加をしていただく力になってくると思うんです。そういった意味で、この辺のところをひとつぜひやってもらえないかということです。

それから、323ページの不用額、2億3,000万、かなり多いんですね。そんなに不用額が出た要因は何なのか。

それから、地方交付税の補完的な財源として臨時財政対策債22億3,000万、これは交付税算入されるわけですが、今後何年で償還になっていくか。

以上で、1回目の質問を終わります。

議長（八角健一君） 越川洋一君に申し上げます。

質問が多岐にわたりますので、時間内に答弁ができるか、できないかわかりませんので、

ご了承願います。

それでは、町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） なるべく簡潔に、まず私の答えるところだけを答えさせていただきます。

まず最初に、入札執行の取り組みの改善をどうしたかということでございますけれども、今、まだ試行的ではあるとは申しながらも、実際もう1年間を過ぎてやっておるんですけれども、今まで指名競争入札をなるべく経験、実績のある会社であればということで、条件付き一般競争入札に変えているというところが、今までとは違う落札率になっているのではないかなというふうに私も思っていますし、今後もそれを続けていきたいと思っております。

次に、シルバー人材センターのお話でございますけれども、当町で一番融合できていない組織だということもありまして、実は議員ご存じかどうかわかりませんが、理事15名のうち8名が横芝地区、7名が光地区で、光地区の7名が一斉に辞表を出してしまったということがございまして、それについて、758万円の予算の問題もございましたけれども、その時点で光地区の7名の理事さんと協議をした中で、私もそれはもう大変憂慮しなければならない、とても大きな問題であるという話の中で、実はこの町の補助金の単体としましては400万円でございます、それも前年度に比べますと200万円減の600万円から400万円に減をしました。

それは、ただ減らしたというよりも、余剰金が決算書上あるということで、これまでの補助は必要ではないんじゃないかというような流れの中で、話し合いの結果200万円を減らしてもらったと。そうした中でも、憂慮できないことが起きまして、その辺について光地区の理事さんが払拭しない限り、これは決裁をしないというような話で実は5月25日の総会の前日に両者の合意がなされたということで決裁をし、それが執行されたわけでございますけれども、この間、当然のことながら、お金の使い方の問題、あとは人事的な問題、運営の問題、いろいろ現実問題、シルバー人材センターは監査は県がやっております。そうした中で、県からの指摘も多岐にわたってあったわけでございますけれども、少しずつそれは回収をしていくと。当町といたしましても、現実問題、財政援助団体として、やはり地方自治法にのっかって、監査をする権利も有していると私ども認識しておりますので、その中で担当の福祉課を中心に指導には当たらせておりますし、私も執行部を呼びまして、再三の注意はしておりますのでございます。

今後も、非常に注意を払いながら、この問題に取り組んでいかなければならないと思っています。

それと、次は農業委員会事務局長人事の件でございますけれども、来年度につきましては、職員の採用はございません。しかしながら、行政センターを廃止する件、また財団から指定管理者に移行させるという部分で、若干名の実質的な余裕ができるのではないかと考えておる中で、農業委員会の局長人事については議員おっしゃるとおり、単独で進めることを前向きに検討していきたいと存じます。

次に、減反の達成率はいいとして、自給率を高めるために安全確保のため、農政の転換が必要ではないか、当然のことでございます。私も昨日の農業委員会の定例会におきましても、今後世界的な食糧の供給がままならなくなってくるのではないかというお話をさせてもらって、皆さんの農地を守ってくださるようにとお願いをしたわけでございますものの、やはり農業政策については、国の大きな流れの中で進めていかなければならないかと思えます。

そうした中での当町でできることはやはり進んでやっていきたいと思うものの、やはり全体の流れの中で減反政策についてもなかなか町単独での施策が非常に難しいのではないかなと把握しておりますものの、今後また一段と研究を重ねてみたいと思えますので、その上については越川洋一議員も詳しいので、いろいろと勉強させていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それと次に、財源の問題でございます、本当に予算がないのかという問題でございます、私どもが今現在、短期的に5年、10年の中で財政をシミュレーションしている中で、やはり一番のピークは6年後の償還額が一番大きいものだとは認識していますし、実際10年間の中のスケジュールにおいては、そういう状況の中でそれがなかなか見えない歳入の大きな部分をもたらします地方交付税交付金の問題でございますけれども、それが100%担保できるものではなく、非常に政局の部分も混沌としている中、これがいかなるようになってしまいか、ちょっと5年後、10年後の予測が非常に難しい中で、あえて予想をしているわけでございます、その部分でいかなる場合においても、やはり健全な財政運営をしていかなければならないという管理者といたしましても、そういう認識の中で1円たりともむだには使えない。

しかしながら、地域要望、また必要な予算についてはそれはしっかりと担保していかなければならない。そうした中で2億数千万円の不用額の問題でございますけれども、それについては補正をした分もありますし、またいろいろな細かい部分での一つ一つの職員一人一人、そしてまたそうした中での積み重ねだと思って、ご認識をしていただきたい。

18年度予算につきましては、暫定予算の中で執行され、6月に正式決定をさせてもらった

ものの、決して潤沢な財政状況ではない中で、補正をしながら進めてきましたので、その辺についてはなるべくそういうふうにならないようにするべきであろうものの、非常に難しい操作、運営が必要なのかなというふうに考えていますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

私からは以上でお答えを終わらせていただきます。

以上です。

議長（八角健一君） 企画財政課長、林新一君。

企画財政課長（林 新一君） それでは、私の方から何点が答えさせていただきます。

まず地方交付税の近隣の交付状況でございます。匝瑳市におきましては3.9%の増となっております。山武市では1.7%の増、多古町では19.7%の減額でございます。大網白里町で5.3%の減額、九十九里町で7.2%の減額、近隣の状況はこのような状況になっております。

それから、残額の件につきましては、ただいま町長からもお話があったんですが、18年度は最終的に調整予算というものをしなかったということが一つの大きな原因にあると思えます。歳入の状況も国の決定の状況ですと県の状況をもって減額しますし、歳出の方もそれにあわせて増減額の最終調整というのをするんですが、18年度はそれをしなかったために、不用額が多くなったという要因も一つはあるのかなというふうに考えております。

それから、入札の落札率の状況でございますけれども、18年は59件ございまして、落札率で89.4%ございました。参考までに17年度の状況でございます。これは旧町それぞれになりますが、横芝では95.5%、光では94.7%ございました。

それから、空港シャトルバスの状況でございます。空港シャトルバスは上り、下りとも1日当たり各12便が運行されております。上りですと朝は5時45分の便が一番最初になりまして、最終では20時25分発ということになります。

また、これは横芝の屋形海岸から成田空港第2旅客ターミナルまでを結んでおるものでございます。途中、はにわ道路を主として走行するものでございますけれども、第2ターミナルからの下りでございますが、これは第1便が6時40分に出発して最終が21時50分というふうな運行になっております。

全体の利用客数では、年々ふえておりまして、13年度では5万7,226人だったものが、これは上下線足してございます。約半々で利用になっておりますけれども、18年度では10万5,077人ということで、倍近く5年間でふえているという状況がございます。

また、この路線の中では、当横芝光町では、バス停といたしましては、中台の駐車場と遠

山の停車場、出発地点の横芝こどもの国のところの、屋形の停車場もあるんですが、その3カ所ということになります。

屋形海岸での利用者は18年度でございますが、1,700名程度利用されております。また、中台では900名程度です。遠山では2,000名程度。このバス停を利用しているお客さんということでございますので、当町の町民だけとは限りませんが、そのような利用状況になってございます。

それから、決算カードのご説明をということでございましたので、よろしいでしょうか。

決算カードの資料の方についていると思うんですけども、まず財政力指数でございますが、これは標準財政収入額を標準財政需要額で割ったものでございまして、3カ年の平均でございます。

地方税の収入能力がどの程度か、地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示す指標でございます。1を下回れば地方交付税の不交付団体でございまして、1を上回れば交付団体というふうな指標になってございます。

2番目の実質収支比率でございます。これは先ほどもご説明申し上げましたけれども、形式収支から繰越明許費等を差し引きました実質収支額を標準財政規模で除した数字でございます。当年度の実質収支を標準財政規模で除して得られる率で、普通3から5%程度が望ましいとされております。

赤字団体の場合、この比率が都道府県でマイナス5%以上、市町村でマイナス20%以上になると地方財政再建特別措置法を準用した財政再建を行わないと起債が認められなくなるという指標でございます。

3番目の経常収支比率でございますが、これは経常経費に充当されました一般財源の額を経常の一般財源の総額で除したものでございます。地方自治体の財政の弾力性を示す指標として利用されております。従来自治省の指導といたしましては、都道府県で80%、市町村で75%を上回らないことが望ましいとされておりました。

4番目の公債費比率でございます。公債費比率は現在主として使われていませんので、意味合いだけの説明とさせていただきます。これは地方債の発行に伴う毎年度の元利償還金の額が適当かどうかにより、後年度の地方債の借り入れ額を判断する指標でございます。

5番目の負担行為を含めたわけでございますが、このことは純公債費比率ともいいます。今申し上げましたように、公債費比率に負担行為分を加算した支出額を見るものでございます。

6番目の公債費負担率でございますが、これは公債費に充当された一般財源が全体の一般財源の中にどのくらいあるのかという数字でございます。その率が高いほど財政運営の硬直性の高まりを示すものであります。一般に15%の警戒ライン、20%が危険ラインであるとされております。

7番目に、起債制限比率でございますが、これは元利償還金を、それから特別な事情を含んでございますが、それを標準財政規模で除した数字でございます。これも3年間の平均を示しております。

地方債の発行を制限するための指標として使われておりました。財政の健全性を確保するための公債費負担が著しく高い団体については、地方債の発行が制限されているという指標でございます。

従来ですと起債制限比率が20%を超えますと、一般単独事項と厚生福祉施設事業費の発行が認められなくなり、30%を超えると一般事業の発行が認められなくなるというような指標でございます。

現在では、これらに変わりにまして、実質公債費比率というものが使われております。この起債制限比率につきましては、一般会計の中だけの指標でございましたが、この実質公債費比率におきましては、一部事務組合に対しての償還に対する一般財源からの繰り出し分も含めまして計算するという新しい指標として、現在はこちらが主流で使われております。

従来の公債費比率や起債制限比率に変わりにまして、実質公債費比率という新しい比率で起債制限等を行うこととされています。

従来と異なるのは、分子の元利償還金に上水道や交通など公営企業の支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合の公債費類似経費を算入することで、いわば連結決算の考え方を導入していることでございます。

この実質公債費比率におきましては、18%を超えると地方債許可団体に移行するとなっております。また、25%を超えると単独事業の起債が認められなくなるというような指標でございます。

あと、合併特例債の償還のお話ございましたが、合併特例債につきましては、今後合併特例事業を進めていく中で、27年まで事業を計画しております。ですから、終わった事業につきましては償還が始まりますが、最終27年の借り入れを行いまして、基本的には3年据え置き15年償還程度で借り入れるということで考えておりますが、償還はその後、18年程度歳出につくというふうに考えております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 税務課長、並木俊郎君。

税務課長（並木俊郎君） それでは、不納欠損関係についてご説明させていただきます。

決算附属資料の9ページをごらんになっていただきたいと思います。

18年度の不納欠損でございますが、町民税につきまして355件、1,342万2,279円、固定資産税に関しましては946件、5,389万8,712円、軽自動車税が249件、93万4,300円、国民健康保険税が473件、4,320万1,404円、合計で2,023件、1億1,145万6,695円、不納欠損させていただいております。

この内訳でございますが、2,023名あるわけでございますが、実人数は1,291名となっております。不納欠損の内訳でございますが、法第18条の1、滞納処分することができる財産がない方が個人で896件、4,161万3,340円となっております。法人で46件、316万7,900円となっております。

法第18条の2、滞納処分することによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがある方が個人で848件、4,868万3,766円、法人が4件、115万5,000円となっております。

18条の3のその所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるものが、個人で156件、1,215万189円、法人が73件、482万1,500円、計1億1,456万695円となっております。

次に、税制改正の及ぼした影響でございますが、老年者控除の廃止によりまして、1,457名の方が該当しております。これによる増収が1,686万5,380円となっております。公的年金の縮小140万から120万になったわけでございますが、この影響される方が1,462名、金額で1,012万6,750円となっております。

それから、夫ありの廃止につきましては1,912名、286万8,000円の増となっております。それから定率減税の廃止に伴いまして、1万241名の方が対象となっております。金額としまして4,377万8,500円となっております。

それから、105ページは議員さん、固定資産評価システムセンターの関係でございますでしょうか。

〔18番議員「去年あったでしょう。委託したのが誤って、
固定資産税をね」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） それとはこれは別なんですけれども、昨年の課税誤りに関しまして、歳入歳出ふえる方、減る方、合わせて4,913件ございました。それに伴いまして、時間

外手当相当分ということで、TKCの方から231万1,000円をいただいております。

それから、プラスアルファといたしまして、TKCに委託料を払っているわけですが、その170万円相当を値引きしていただいたということでございます。

それから、この固定資産評価システムセンターにつきましては、全国の市町村が加入しているものでございまして、評価関係の資料とか、本だとか、そういうのをいただいております。

〔18番議員「時間外手当が出るんだから、委託しなくてもいいじゃないか」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） このシステムセンターの委託につきましては、評価に関する……。

〔18番議員「固定資産税の課税誤りは委託しておいたんだけれども、それはパソコンがあるから、委託しなくても職員でできるんじゃないか」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） それにつきましては、固定にしても、町民税、国保にいたしましても、そこにありますパソコンでは計算、集計ができないので、どこの町村も共同で山武電算のように組織しているわけですので、町がこれをやるという場合には、何億かけ、また職員もそれなりの職員を配置しないとできないと思われま。

〔18番議員「その経験から、そういう誤りを起こさない教訓はなんですか」と発言〕

税務課長（並木俊郎君） 教訓といたしましては、TKCにみっちりやっていただくよう指導するところでございます。

町長が言っていますように、チェック体制を厳しくしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（八角健一君） これにて終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。再開は3時25分。

（午後 3時13分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時25分）

議案第7号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第9、議案第7号 平成18年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 3点尋ねます。

歳入についてなんですが、調定額の24%収入未済があるんですね。これはちょっと大変なことで、前年より2,000万円もふえているということですよ。つまりここに何を見るかという、住民の間に景気が回復したところか、そうではなくて、まさに貧困と格差が広がっている証明ではないかと思うんです。

ですから、こういうふうに払いたくても払えない人がかなりいるのではないかなと推しはかるわけですが、資格証明書の発行世帯126件、それから短期保険証528件、滞納世帯965件、これは加入世帯の15%、そういう正規の保険証でないのが渡されているという措置がされているというふうに認識していますが、これがいかがかということです。

それから、町の裁量権という問題で、やはり特別の事情というのがあるって、それなりの納付をすればいいという形になれば、正規の保険証も渡されないという事態も少なくない。保険証が渡されないというのは深刻ですからね。そういうことで、町の裁量権というのは佐藤町長は少し研究する必要があると思うんです。

それから、20年度、料金を上げないための対策というのにも研究を深める必要がある。この3点です。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 2点目の裁量権についてお話をさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、やはりもっともっと研究し、勉強しなければならないところがたくさんあるかと存じております。

しかしながら、今の段階において、減免規定を遵守する、それがまず第1段階であって、

あと当然のことながら、行政といたしましても、短期保険証、資格証については、なるべく懇切丁寧にご説明をしながら、ご協力を求めながらやると、その辺の減免規定とその辺の部分での線引きの問題になろうかと存じますけれども、極めて厳しいというか、難しい判断を余儀なくされるのかなと思っておりますので、いま一度研究をしてみたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

議長（八角健一君） 住民課長、高蝶文徳君。

住民課長（高蝶文徳君） 越川議員のご質問の中の資格証、それから短期保険証の発行等につきましては、収税の方と打ち合わせをしまして、滞納があっても発行している方もおります。また、悪質な滞納者と見られる方は資格証で対応、またどうしても生活状況から納付が困難であるというような方には、できるだけ滞納があっても短期保険証を発行するような形で対応しているようにしております。

以上です。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第8号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第10、議案第8号 平成18年度横芝光町老人保健特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第11、議案第9号 平成18年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 介護保険料、利用料は非常に高いという実感が言われている中で、昨年引き上げましたよね。1,000円以上でしたっけ。幾らに引き上げたのか。

それから、食費・居住費が患者負担になったということで、施設を出なければならない人がふえたというふうに思うんですけども、これについてはどういうふうにつかんでいるのか。

それから、2000年から介護保険が始まったんですかね。最近の申請件数と認定の割合、それから認定されておって、医療を受けている人の割合、受けない人も結構認定されていると思うんですよね。

それから、要支援と要介護度1の人を新段階の要支援1、2というふうにしたんですね。新予防給付。これに入った人は何人になるのか。つまりこのことによって、車いすや介護ベッド、これは要支援と要介護1の人については、原則利用の対象外になったと思うんですよね。こういう変化が起きたと思うんですけども、これについての中身はどういうふうにつかんでいますか。

それから、要介護認定者の障害者控除の対象にするようにと、前議会、小川征四郎議員が求めて、佐藤町長もそれはいいことだ、やると言ったんだが、それはすぐやるんじゃないか

たんだよね、次年度からということで先延ばししている。これ補正でも考えられないかなと、すぐやるべきだと思うんだけど、その辺どう考えてきたのか。

議長（八角健一君） 福祉課長、山本照男君。

福祉課長（山本照男君） まず第1点目の保険料の推移でございますが、越川議員おっしゃられましたように、制度発足時は光地域、横芝地域、偶然と申しましょうか、月額2,205円ということで制度を発足いたしました。

3年後の平成15年に見直しをいたしまして、その時点では2,500円、月額基本料でございますが、2,500円でございます。さらに3年後の平成18年、まさにこの18年の決算をご審議いただいているわけですが、その時点で3,000円、500円、前期の計画から1月500円値上がりをしたというものでございます。

それから、食費、居住費の影響ということですが、制度の改正によりまして、食費と居住費の負担が利用者の負担となったわけでございますが、この影響額につきましては、町の負担が減り、サービス利用者がふえたということになるわけでございますが、月額およそ480万円、年額にして5,780万円程度の影響額が出ているというふうに推計をしているところでございます。

それから、認定者のうち、認定につきましては、全員協議会の説明の中でも申し上げておりますけれども、全体で848人の方が申請をいただき、認定をしております。この中には、例えば実数としてはもう少し多い数が申請があったかもわかりませんが、認定としては848人、申請をして不幸にしてお亡くなりになられるケースなどもありますので、認定の数は848人ということでございます。

なお、848人が全員サービス給付を受けているかということでございますと、そうではなく、サービスを受けていない方がこのうち179人の方はサービスを受けていない。これはどういうことかといいますと、とりあえず制度の中でどのぐらいの要介護状態区分に該当するのかということを知っておきたい。家族で一生懸命面倒見たいという方、あるいはその要介護状態区分が非常に軽い方にカウントされたのでサービス利用は控えるというような方だというふうに認識をしております。重複いたしますが、179人の方はサービスを利用していないという状況でございます。

それから、認定者の中で要支援1、要支援2という新しい要介護状態区分が新設をされまして、この方については介護サービスではなくて、介護予防サービスを受けるようになりました。平成18年度に新規事業としてこの介護予防サービスを実施したわけございまして、

当初見込んだ数字よりはかなり利用者の数が少なかったわけでございますけれども、今後とも介護予防を重点的に進めまして、介護会計が健全に運営されるように努力をしてみたい、そのように思っております。

以上でございます。

1点だけ漏れがございました。障害者控除の関係についてご質問がありましたので。

昨日、山武郡市の福祉部会というのがございまして、出席をしまして、まさに障害者控除の件について協議をしてみました。現在、東金市だけが1年早くこの制度を取り入れまして、現在進行形でございますが、他の市と町も平成19年度分確定申告からこの制度を導入しようということで、昨日基本路線等について協議をしてきたところでございまして、町長、以前の本議会のご答弁の中で来年の申告には間に合わせるということで、私どももご指示をいただいておりますので、そのスケジュールで進んでおります。

以上でございます。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第12、議案第10号 平成18年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたい

と思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第13、議案第11号 平成18年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第14、議案第12号 平成18年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山崎貞一君。

10番（山崎貞一君） 配付されました資料、平成18年度東陽病院企業会計決算の状況につ

きまして、質問をさせていただきます。

平成18年度東陽病院の会計決算については、今までと違いまして収益的収支では6,362万1,000円の赤字であったが、前年度よりも3,213万6,000円の好転が見られたと、こういう話でございます。

しかしながら、今までの決算のやり方とは違いまして、今回のやり方では、繰り出し基準に基づく繰入金と繰り出し基準に基づかない繰入金がそれぞれ医業収益と医業外収益に含まれておりまして、この各繰入金補てんと今まではしていたわけでありまして。

今までの方式に基づきますと、平成19年度まで、要するに3カ年の状況を見ますと、税抜きで平成16年度決算では2億2,122万円と、そして平成17年度決算では1億8,954万円、そして平成18年度では2億1,239万円と、こういうものであります。

したがいまして、平成16年度、平成17年度を比較してみますと、3,168万円の赤字が減少しております。しかしながら、平成17年度、18年度を比較しますと、2,285万円赤字がふえております。こういうことから、3,213万6,000円の好転が見られたと言われましても、比較対象が今まで異なっておりますので、その辺のところの説明をしていただきたい、そのように思います。

よろしく申し上げます。

議長（八角健一君） 東陽病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、ただいまのご質問でございますけれども、従来は施設設備の整備に要する費用、これらを除く運営に係る事業から生じた欠損金、これはいわゆる赤字というふうに申しておりましたけれども、これにつきましては、すべて一括して翌年度に欠損金補てんという形で、特別利益という名目で一般会計から負担をしていただいたところでございます。

これらの中には、国の定める繰り出し基準に基づいて繰り入れができる費用もあるということから、これらを整理いたしまして、繰入金の科目を一部変更したところでございます。そのために従前との比較がしづらくなっている部分もあろうかと思っておりますので、そういった意味で全員協議会におきまして、先ほどの資料ですけれども、東陽病院企業会計の決算の状況というような形に整理をしてご説明をさせていただいたところではございますけれども、ただ比較がしづらい部分があったという部分で、その辺は私どもの説明不足であったのかというふうにも認識しておりますので、まずその辺は申しわけございませんでした。

もう少し詳しく申し上げますと、まず17年度と18年度の赤字額の比較ということがござい

ますけれども、まず17年度では欠損金補てんの収入額が1億8,954万円でした。18年度にこれまた従来と同様に欠損金補てんをしたというように仮定をいたしますと、その額は2億1,239万円となります。その差額の2,285万円につきましては、17年度に比較して収入が多くなっているということでございます。

それに、欠損金の補てん額を除き、実質的な収支差額を計算いたしますと、これが約928万円ぐらいになるわけですが、これを合わせた額が前年度に比較して経営が好転したという額になるわけでございます。

なお、従前のように、翌年度に補てんすべき欠損金の額を試算いたしますと、17年度は2億1,239万円で、18年度は2億730万1,000円です。この額を比較いたしますと赤字の補てん額といたしましては508万9,000円という数字になりますが、これは赤字補てん額を含めまして、一切の繰入金を除いた額であるということと、それからもう一つ現金支出を伴わない経費でありますいわゆる減価償却費、それから資産減耗費、また繰り延べ勘定償却費等についても支出に算定されているため、こういったような形になるかということでございます。

いずれにいたしましても、町からどれだけのお金が繰り出されて、病院がそれを受け入れていくのか、その辺をなるべく明確にわかるような資料を今後も改良して、またご説明をさせていただくように努めますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（八角健一君） 山崎貞一君。

10番（山崎貞一君） 好転するということは事実だと思います。

いずれにしましても、これ繰り出し基準に基づかないお金がどれだけ低いかということが問題かと思うんです。これがゼロになれば一番いいことなんですが、そうはいかないということです。今後とも運営検討委員会でその辺のことにつきましては十分検討していただきまして、好転できますことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

議長（八角健一君） ほかにございませんか。

川島富士子君。

7番（川島富士子君） それでは、未収金の解消のための18年度のご努力と、また未収金回収のための対策を管理者であられる町長はどのようにお考えか伺いたいと思っております。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 病院事業の未収金につきましては、いかんせん生命にかかわる問題でございます。この人払えるのかなと思いつつながら治療もできませんので、そうした部分でどうしても抑制をしてしまう。その後、亡くなってしまうという方もおられるんですね。お

一人世帯の中で入院をされていて、亡くなってしまうというようなこともあって、特に救急で来たときには、そういう部分がありまして、アメリカの病院のように事前にお金を払わないと手術してくれないようなシステムがとれないので、そうした部分は、ただやはり払っていただかなければならない方については、請求も今やらせていかなければならないし、その辺のところについては、今後事務方ともうちょっと検討をしてみたいと思います。

とりあえずそれぐらいのことでよろしいでしょうか。

議長（八角健一君） 越川洋一君。

18番（越川洋一君） 病院会計は、匝瑳市負担金6,100万と合わせて一般会計3億2,850万繰り入れをして、収支差し引き6,300万の赤字、前年より3,200万円は当然しております。

診療報酬がマイナス改定の中で、努力の後はうかがえます。入院患者については、339人増加して、一般病床の419人、療養病棟78人減っていると、外来患者が611人減っている。そして一時借入金は2億前後、毎年借入して、自転車操業というか、運転資金にしているということだと思っんですね。こういう中で、経営改善委員会、経営検討委員会、どんな議論がされてきたのかというのが1点。

それから、この病院を将来どうするのかというのは、町民討議にかけるべきで、これまでの延長線上では、総体的にこの病院が存在感を大きくして、住民の信頼を得ていくことはできないのではないのかなと、そういう点でも広く町民にもっと情報公開をして、今後進めていくべきだというのが2点目。

それから3点目は、九十九里医療センター構想なんですけど、長生郡の方だって、当事者の市町村の状況を聞くと、そう簡単にはのれないと。どこも救急の必要性はあるんだけど、問題はこの事業に県が負担をするかどうか、一般質問でもやってきたわけですけども、県は明確に負担をすると、県立病院の東金病院から始まったこの問題を県の責任で県民の医療と健康を守る責任で、県が財政参加をすると、そういうふうには言っていないんです。

そういう中では、救急の必要性があるかと、改善の必要性があるかと、横芝光の今の財政状況で対応はできないのではないかと。ましてや東陽病院の扱いは、老人施設くらいになって、補完的な施設にされてしまうのではないのかなと、そういうことであれば、東陽病院の存在の歴史からして考える必要があるのではないかと。

きょうの千葉日報でも、旭の中央病院の改築構想が300数十億、まだ議会でもなかなかめめている、市の予算を上回る、そういうもので建てかえるというふうにはしているんですけども、ここの存在を我々の地域の病院の今後にとっては影響が出てくると思います。

そういうことで、今はそれ私の立場だから言えるかもしれませんが、やはり県が財政参加しない中では、九十九里医療センター構想には参加できないというふうに思うんです。当町の立場で表明できるかどうかは、時間的问题があると思いますけれどもね。

それから、県の負担と責任を求めると、こういうことで、その辺のところをしっかりと確認すると、これが今大事ではないのかなということです。

そうしたことを含めると、トータルでやはり東陽病院は独自の道を進むというのが基本路線ではないのかなと、そういうふうに将来展望といたします。いかがでしょうか。

議長（八角健一君） 町長、佐藤晴彦君。

町長（佐藤晴彦君） 東陽病院の検討委員会については、具体的に経営面で言いますと、まずよく出てきているのは、例えば針は1回ずつ捨てててしまいますけれども、注射器自体ですとか、あと細かいいろいろな備品ですとか、そういうものをまずできる限り、町のものだ、病院のものだと思って、ぞんざいにどんどん捨てていってしまうというような傾向もあって、それを嚴重にまず注意をしました。

それとあともう一つ大きいのは、入院日数によって点数が違う。そうした部分で、それについては、後で事務長の方から言ってもらいますので、そうした部分で改善を図るというような部分でやってまいってますので、それで町民の意見の問題、これは2つ目のセンター構想、それと県に負担と責任を持たせる、そういうものとリンクした質問だと思いますので、一括してお答えさせていただきますと、まずこの九十九里救急医療センター構想に県の負担と責任がなくして成り立ちません。当然のことながら、もとはと言えば、県立東金病院の医師の激減から成東病院に患者が集中してしまっ、内科医に非常に負担がかかってしまい、ドミノ倒しのようになってしまった。そうした部分の県の責任も、この山武地域が医療過疎と言われるようになってしまった大きな原因の一つがあると私も認識しております。

そうした中で、先ほど財政的な部分においても、当然のことながら、東金病院がたしか毎年11億円ずつ県が繰り入れをしていたような状況の中で、今後も県の責任と負担というのは、あってしかるべきだと私は考えております。

そうした中で、非常に自治体病院の難しさの一つは、病院に患者さんをどんどん呼んで、もうかればいいのか、そうするとやはり今度は国民健康保険会計、老人保健会計、その辺に逆にはね上がってしまうというような綱引き状態のようなある部分、病院がそんなにもうかっちゃってというか、患者をふやすことでというような部分でよろしいのかというようなジレンマが現実ある中で、何はともあれ現実問題として、この横芝光町において、匝瑳市、横

芝光町消防組合の救急車が今現在脳疾患、心疾患においては100%旭中央病院が受け入れをしてくださっていると、そういう現実の中で、私としては東陽病院を当町においての地域医療の核として継続整備をしていかなければならないのではないかなと思っております。

そして、その運営形態の問題で、若梅議員からの質問もございましたけれども、民間委託、または指定管理者の問題につきましても、自治体病院のこれは非常にジレンマの難しさでありますけれども、そうした中であっても、今の医療制度、診療報酬のダウン、そうした部分で、では東陽病院を引き受けても、そのままの運営でまず黒字が出ないだろうと、そうした中において、今後いろいろと考えていかなければならないのかなと思っております。

ここでもう一つ、私がせっかくの機会でございますので申し上げたいのは、今、平成2年に政府資金の企業債として残金が当時20億円あった発行額が15億円、利率6.6%で借りております。これが実に利息だけで1億円かかってしまっております。

これを何とかせにやらぬだろうという話で、これが非常に今、実際、一般民間銀行から病院が借りられれば、多分1.6%ですとか、それよりも低い値段で借りかえができたりするんじゃないかというような憶測をしている中で、そうするとこれは本当に絵にかいたもちではありますけれども、私なりに計算しますと、例え6.2%、6.6%の企業債が借りかえができるものであれば、おおむね1億円の年間の削減につながります。当町の負担額の約7,000万円強が削減できるということで、今病院の事務長にも、そして企画財政課にも、ともかくこれをするにはどうしたらいいかということで、これがなかなか政府も安直にはできませんで、いろいろな角度から検討、勉強を進めて、ぜひ来年度中にはそれを解決したいなど、強く思っているところでございますので、皆様のご協力とご理解を今後ますます賜りたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

企業債はともかくことはできなかつたんです。一部ではもうやっています。いろいろ枠組みの中でいろいろハードルの高さが低かったり、高かったりしてしまっていて、いろいろ今研究中でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以上でございます。

議長（八角健一君） 病院事務長、田鍋悦央君。

東陽病院事務長（田鍋悦央君） それでは、ただいまの町長の答弁の中でありましたように、運営検討委員会での協議の内容につきまして、平均在院日数の短縮という話がございましたので、その辺についてもう少し詳しくご説明させていただきます。

これはどういうことかと申しますと、東陽病院に100のベッドがあるわけですがけれども、

そのうちの一般病床については、平均在院日数、これは患者さんが平均して何日入院しているかということですが、この期間の長い、短いによって、1日にもらえる、いわゆる診療報酬、入院料が変わってきます。

といたしますのは、平均在院日数が一般病床の場合は24日を超えますと、診療報酬の単価が下がります。これは大ざっぱな試算なんです、今の一般病床の病床利用率から推定いたしまして、24日を超えて診療報酬が下がりますと、年間の収入に2,000万円以上の差が出ます。これは看護基準というのがございまして、看護師が患者に13対1という看護基準があるんですけれども、患者13人に対して1人の看護師という基準をとっているわけです。人数的にはとれるわけなんです、この条件としまして、平均在院日数が24日以内であるということが決められております。

これが今、24日を割れないということから、13対1の看護師がいるにもかかわらず、その下の15対1という看護基準をとらざるを得ないということになっておりまして、そのためにその影響が年間2,000万円以上出ている。こういったことについて、どういった方法で改善していけばいいのか、その辺についても運営検討委員会でも検討したところです。

そうしますと、またよく世間で言う無理に追い出すとか、そういったことをなくして、どのように対応していくのがいいのかと、そういったこともいろいろ検討しているところでございます。

またそれからもう一つ、ただいま起債のお話がありましたけれども、町長の説明にあったように、起債の借りかえ、現在確かに企業債が昨年借りたものを合わせますと、5本あるわけですが、そのうち現在4本大きなものがあります。これは今の病院を新築した当時の企業債でございますけれども、そのうち利息の一番高いものは6.6%です。これについては、今後企業債の借りかえについて検討しなければいけないということなんです、ただ、これについては、県とも協議中なんです、今年度については、利率が7%以上のものについて協議するということで、6%台のものについては、次年度、来年度以降の協議になると、そういったようなことになっておりますので、これについては来年度協議した上で、具体的に何%で借りかえられるかという数字は現在申し上げる状態ではありませんけれども、そういったように状況しているというところでございます。

以上でございます。

議長（八角健一君） これにて質疑を終結いたします。

討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第15、議案第13号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（杭）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第16、議案第14号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（電気）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号の質疑、討論、採決

議長（八角健一君） 日程第17、議案第15号 横芝光町立横芝中学校改築2級併行防音工事（機械）請負契約の締結についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これで議案審議を終了します。

陳情の件

議長（八角健一君） 日程第18、陳情の件を議題といたします。

初めに、陳情第1号を議題とします。

陳情審査結果について、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、野村和好君。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君登壇〕

総務常任委員会委員長（野村和好君） 総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、総務常任委員会に付託された陳情第1号 東京湾アクアラインでの本年度中にもう一段の大幅な値下げによる社会実験を行う事を要請する陳情書について、審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会は、9月11日、午後2時30分、委員全員出席のもと、陳情第1号の審査を行いました。慎重審議の結果、陳情第1号につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり採択と決定いたしました。

本会議におかれまして、ご了承賜りますようお願い申し上げます、審査結果の報告といたします。

〔総務常任委員会委員長 野村和好君降壇〕

議長（八角健一君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「採択に賛成」と言う人あり〕

議長（八角健一君） これにて質疑を終結します。

採択に賛成の声がありましたので、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認め、これより陳情第1号について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は採択とするものであります。よって、委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、陳情第1号は採択と決定しました。

次に、陳情第2号を議題とし、陳情審査の結果について、民生文教常任委員会委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長、鈴木克征君。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君登壇〕

民生文教常任委員会委員長（鈴木克征君） 民生文教総務常任委員会の審査報告をいたします。

今期定例会において、民生文教常任委員会に付託された陳情第2号 後期高齢者医療制度を抜本的に見直すよう国への意見書採択を求める陳情書について、審査の経過と結果を報告

いたします。

本委員会は、9月11日、午後2時50分、委員全員出席のもと、陳情第2号の審査を行いました。慎重審議の結果、陳情第2号につきましては、お手元に配付の委員会審査報告書のとおり不採択と決定いたしました。

本会議におかれましてもご了承賜りますようお願い申し上げまして、審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 鈴木克征君降壇〕

議長（八角健一君） これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔18番議員「討論で」と発言〕

議長（八角健一君） 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

初めに、この陳情に賛成する者の発言を許します。

越川洋一君。

18番（越川洋一君） 委員会審議の中身がどうであったのか、つぶさに今わかりませんが、やはり議員方、勉強不足だと言わせてもらいます。怒る方もいらっしゃいますでしょうけれども。

議会というところは、住民の声を大事にして、その実現を図るところで、陳情者の意向とこのをしっかりと見なければならぬと思うんですね。私、一般質問をさせてもらいましたから勉強したんですが、一つは、千葉県の連合会、この前議会からは議長が議員として出ています。千葉県の連合会でも政府、厚労省に対して、今のこの段階できちんとした申し入れをして、改善を求めているということです。

それと、余り言いたかないんだけど、今、自民党の総裁選をやっている福田さんもこの後期高齢者医療について物を言っているようなわけです。つまり、来年4月から始まる時に今が大事であって、我々の党は、この県の計画の凍結、抜本的な改善を求めています。

高齢者への新たな負担を強いるということは、高齢者とは若いときから、町のため、家族のために身を粉にして頑張ってきた方々です。その方を後期高齢者、75歳以上の本当に人生の終末の時期になって、医療の面で負担の面でいじめるような結果をもたらしてはだめだと思うんですよ。

ですから、中身を見れば、すべてだめでなくて、中身の改善しなければだめだということ

の内容ですから、そういった意味で今回はすぐ結論を出したそうですけれども、今後は議会としても、その辺を慎重に前向きに検討する必要があると、そのように主張します。

議長（八角健一君） 次に、この陳情に反対する者の発言を許します。

川島富士子君。

7番（川島富士子君） 反対の立場で討論させていただきます。

国保医療制度を堅持するためにはつくらざるを得ないと考えております。所得状況に応じて7割、5割、2割の軽減があると伺っており、またまだ制度が始まっていない状況であり、国の見直しを含め県も検討している段階であることから、反対するものであります。

議長（八角健一君） これにて討論を終結します。

これより陳情第2号について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものであります。この陳情を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手少数。

よって、陳情第2号は不採択と決定しました。

ここで休憩いたします。

（午後 4時17分）

議長（八角健一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時19分）

日程の追加

議長（八角健一君） 休憩中に総務常任委員会委員長、野村和好君から発議第2号 東京湾アクアラインでの本年度中にもう一段の大幅な値下げによる社会実験を行う事を要請する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し議題といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

発議第2号の上程、質疑、討論、採決

議長（八角健一君） これより発議第2号 東京湾アクアラインでの本年度中にもう一段の大幅な値下げによる社会実験を行う事を要請する意見書案を議題とします。

なお、提案の趣旨については既にご理解いただいているものと思いますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（八角健一君） 異議ないものと認めます。

よって、これより採決します。

発議第2号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（八角健一君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会の宣告

議長（八角健一君） 以上で、今期定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

本日の会議を閉じます。

平成19年9月横芝光町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 4時21分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 八角 健一

議員 實川 隆

議員 川島 勝美